

第一節 平成の大村市

一 松本崇市政第一・二期(昭和六十二年(一九八七)四月～平成六年(一九九四)九月)

一・第一・二回市長選挙と県内最年少市長の誕生



写真2-1 第14・15代市長 松本崇

戸島市長の退任後、次期市長選挙には保守系無所属である山口義範、松本崇が出馬を表明し、萱瀬ダムの再開発を掲げ、戸島市政の継承・発展を訴える山口、学園都市づくりの推進・市政の発想転換を訴える松本の一騎打ちとなった。同時に市議会議員選挙も行われた。選挙戦は市内を二分するほど過熱した様相が新聞紙面で報じられた①。迎えた四月二十六日の投票の結果、山口一万八一九票、松本二万三一九票②で研究施設などを誘致する学園都市づくり、空港・高速道路を活用した企業誘致、大村湾を中心にした観光開発を選挙公約

に掲げた松本崇が、第一四代市長に就任し、当時の県内最年少市長が誕生した③(写真2-1)。就任後、戸島市長から引き継ぐ最重要課題は、都市づくりには欠かせない水資源の確保、すなわち萱瀬ダム再開発事業である④と語り、市政に着手した。

二 バブル景気の到来

一九八〇年代からアメリカでは経常収支の赤字が深刻な問題となっていた。それは対日貿易から生じるもので、高度成長期から対立構造が度々浮き彫りになっていた。そうした貿易格差の是正のために、昭和六十年(一九八五)

には先進諸国の財務大臣、中央銀行総裁会議（G5）が開催され、ドルを切り下げ、為替レートの安定を目指すことに合意したいわゆるブラザ合意が成立した。先進諸国は自国の通貨を買い、ドル売りを進めたが、ドル安円高はすぐには解消されなかった。日本では円高不況に対する景気刺激策として政府と日銀で断続的な金融緩和や公共事業の拡大を行い、一九八〇年代後半には、バブル景気が到来した。バブル景気とは、土地や株式等の資産価格が実態とかけ離れて大幅に上昇することで生じる好景気である。一時期は東京二三区の地価でアメリカ全土が買えると言われるほど地価は高騰した。さらに三菱地所株式会社がニューヨークの象徴であるロックフェラーセンターを購入したことが、ますます個人、企業を問わず転売目的の投機に拍車をかけた。銀行は土地を担保に盛んに融資を行った。しかし、このバブル景気は高騰後に急激な下落をする現象であり、そうした点に警鐘を鳴らす者もいたが、当時それに耳を傾ける人はほとんどいなかった。

三、第四次全国総合計画と第二次大田市総合計画基本構想

昭和六十二年（一九八七）、中曽根康弘内閣がおおむね二〇〇〇年（昭和七十五年）を目標年次とした第四次全国総合開発計画（四全総）を発表した。昭和五十二年（一九七七）に策定された先の三全総では、「定住構想」⁵を掲げ、「人間居住の総合的環境」の形成を目的に都市部への人口・産業の集中の抑制と地方の振興が図られた。すると昭和五十年代初頭から人口の地方定住が進み、三大都市への人口集中は落ち着きをみせた。地方が主体となった地域づくりへの機運と関心が高まり、整備された居住環境の向上が地方定住を後押しした。しかし、それも昭和五十年代後半に入ると進学や就職のため、若者人口が都市部へ流入するという人口の再集中が生じ、地方では人口減少が顕著になった。東京でも依然として一極集中が進み、渋滞や通勤ラッシュなど交通事情の悪化、ごみ処理問題、地価高騰など弊害が生じた。三全総は地方定住の一時的な進展という結果を出したが、人口・産業の集中に歯止めをかけるまでには至らなかった。そうした経緯が四全総策定段階でも指摘され、首都圏と地方間で生じている格差の是正が改めて次計画で取り組まれるべき問題として浮き彫りとなっていた。昭和六十年のブラザ合意は円高をもた

らし、輸出企業が打撃を受け、関連企業の雇用問題が深刻化したことで、そうした格差の是正がより急務となった。そこで四全総では「多極分散型国土の構築」を目標に交流ネットワーク構想が掲げられた。地方は地域の創意・工夫で都市機能、産業、交流、観光など各地域の特性を活かした拠点形成する。そして国が高速自動車道・新幹線・地方空港の新設など基幹的交通体系や情報通信体系を先導して整備することで、アクセスの円滑化を図り、様々な分野間のネットワークの形成と都市や姉妹都市などとの交流を促進する構想である。

昭和五十八年（一九八三）に策定された基本構想では、昭和七十年（平成七年度）を目標年次として市が目指す都市像に「豊かな自然と文化の薫る海上空港都市」を掲げた。具体像は①新しい臨空・国際都市、②魅力にあふれた生活都市、③翔びたつ鳥を像る都市（ゴールデンイーグルビジョン）、④明るく豊かな文化・産業都市という内容（6）であった。この構想に則り、昭和六十一（一九八六）～平成二年度（一九九〇）、平成三（一九九一）～七年度（一九九五）を前後半期に分け、基本計画を設けて実施された。

四・前半期の歳入・歳出

松本崇市政の歳入（図2-1）、歳出（図2-2）と併せて、四全総下、市でどのような事業が実施されたのかを探るため、国庫補助金の推移（図2-3）をグラフにした。各基本計画の実施期間で区別して見てみたい。

まず、前半期では土木費国庫補助金が抜きん出て多く、中でも昭和六十一年度（一九八六）と平成二年度（一九九〇）が突出し、その内訳は六十一年度が住宅費国庫補助金、平成二年度が都市計画費国庫補助金の占める割合が最も多かった。歳出では平成元年度（一九八九）、二年度に土木費の道路橋梁費が増加している。第一次基本計画では国庫補助事業で池田森園線、杭出津松原線、久原梶の尾線の建設、坂口皆同線、本小路南川内線の舗装・整備（7）に着手し、平成元年には空港・長崎自動車道大村インターチェンジ間を結ぶ池田森園線と杭出津松原線の一部が開通した。さらに、翌年には長崎自動車道大村―武雄北方間（写真2-2）が開通した。また、計画で掲げる「安全で快適な文化的環境条件が整った住宅建設」と公営住宅法施行初期に建設した既存の木造簡易耐火構造平屋住宅の

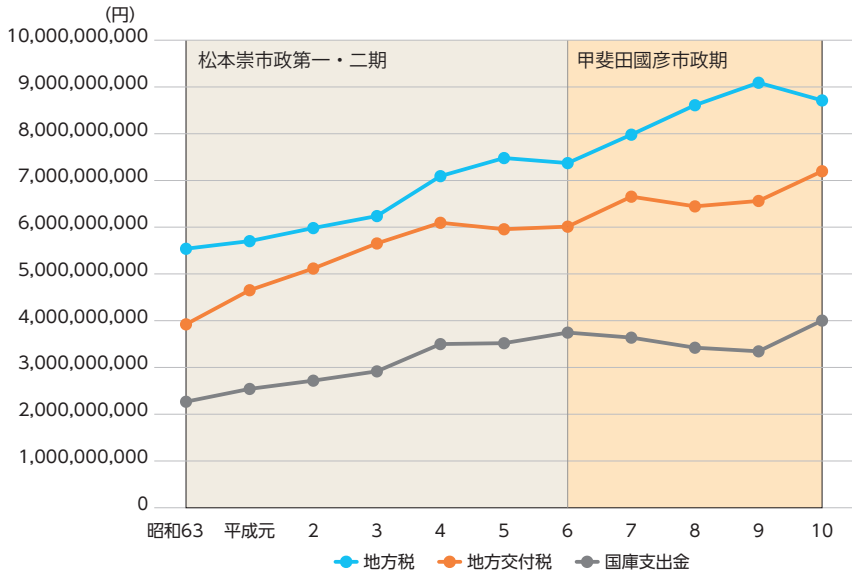


図2-1 昭和63～平成10年度の大村市歳入

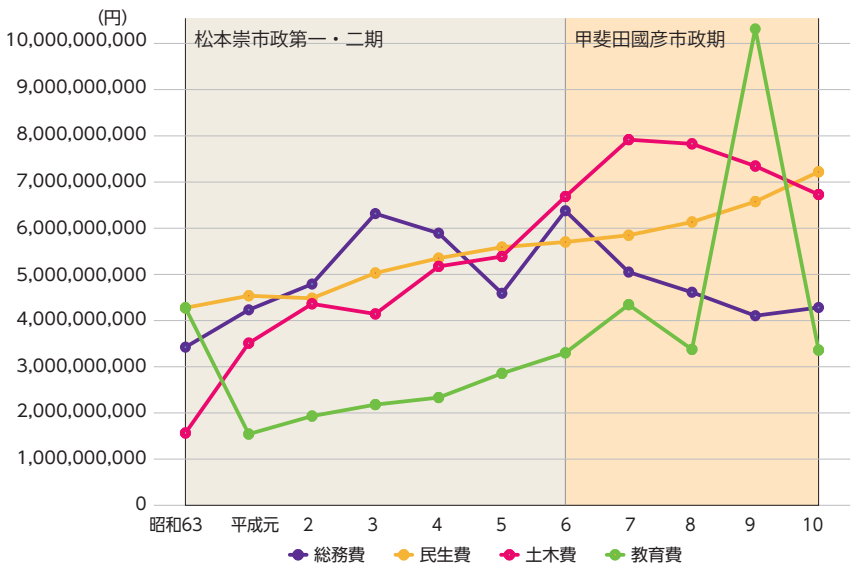


図2-2 昭和63～平成10年度の大村市歳出



写真2-2 長崎自動車道大村－武雄北方間開通

五. 第一次行政改革

建替えにも着手した。昭和五十七～六十三年度で木造住宅であった古賀島アパルトが中層耐火構造住宅へ建て替えられ、平成元～二年度で中央アパルトが建設された(8)。

同期間には第一次行政改革(当初予定では昭和六十～平成二年度)(9)にも着手した。行政改革とは、国・地方自治体が組織の効率化と歳出削減のために行政組織やサービスを見直すものである。この改革が実施されるに至ったのは、戦後先進諸国で図られた福祉施策の充実を支えた高度成長が一九七〇年代の二度のオイルショックで低成長へ移行するという経済の変動に端を発する。それによって税収は落ち込み、国・自治体は福祉施策による大きな財政負担を抱え

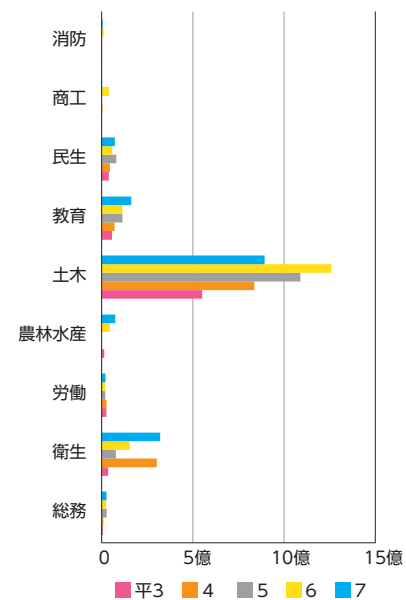
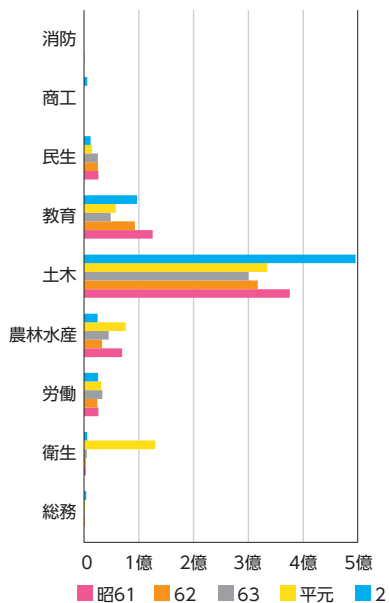


図2-3 昭和61～平成7年度の国庫補助金の推移

表2-1 大村市行政改革大綱実施計画(昭和61年度)

事 項	実 施 内 容	実施年度	担当課	
1. 組織機構の簡素合理化	1. 部及び行政委員会の事務局を再編成し、課・係等の1割削減を目途に整理統合する。	61	総務課	
2. 定員管理の適正化	2. 欠員不補充により5か年で原則として1割削減する。	60～64	人事課	
	3. OA化に関する職員の技術習得、能力開発のため計画的に研修を実施する。	61～	総務課	
3. 給与の適正化	4. 初任給は国公に準じて見直す。	61～64	人事課	
	5. ワタリは61年度から廃止する。	61		
	6. 特殊勤務手当を見直す。	61		
	7. 退職手当は段階的に支給率を引下げており63年度まで国公並とする。	58～63		
4. 民間委託OA化等業務改革の推進	8. 市民会館の業務を委託する。	61～	市民会館	
	9. 電話交換業務は臨時又はパート化する。	61	総務課	
	10. 廃棄物処理業務は廃棄物処理対策委員会を設置して計画実施する。	61	清掃課	
	11. 電算機の漢字オンライン化は住民情報漢字オンライン検討委員会において計画実施する。	62	電子計算課	
	12. 財務会計オンラインの導入について財務会計オンライン検討委員会において計画実施する。	63		
	13. OA化については職場の事務効率化を図るために積極的に導入する。	61	総務課	
	14. 公共施設の管理運営で出張所の業務を改善し地区公民館との業務は一本化する。	61	社会教育課	
	15. 公共施設の管理運営でコミセン、図書館等是一部囑託パート化	61		
	5. 事務事業の見直し	16. 福祉事業については県内水準に近づける。	60	福祉課
		17. 保育料手数料は5年以内に国の基準に準じて改定する。	60～64	
18. 使用料手数料は3年ごとに適正料金に改正する。		61	各課共通	
19. 市税率徴収率の向上(納税意識向上のための啓発事業)		61～	税務課	
20. 市税等徴収率の向上(納税協力組合への加入促進・未組織地区の組織化)		61～		
21. 市税等徴収率の向上(口座振替制度の利用促進)		61～		
22. 市有財産については整理基準を定め処分する。		61	管財課	
23. 公用車は順次集中管理し30%を目途に削減する。		61	財政課	
24. 学校給食業務は欠員不補充とし臨時又はパートを配置して処理する。		60～	教育委員会 庶務課	
25. 庁舎の消耗品費等需用費については5%を削減する。		60～	各課共通	
26. 一律5%を削減する。	60～			
6. 補助金の見直し	27. 類似補助金は整理統合する。	61～	競艇事業部	
	28. 窓口改善と機械化を実施する。	61～		
7. 競艇事業の経営改善	29. 固定費を削減する。	61	競艇事業部	
	30. 業務の一部を委託する。	61		

	31. 各種手当の見直しを行う。	61	競艇事業部
	32. 就業規則を制定する	61	
	33. 開催従業員の定限年齢制を	61	
8. 市立病院の経営健全化	34. 固定費を削減する。	61	市立病院
	35. 医事事務の一部を機械化する。	61	
	36. 清掃業務については欠員不補充とし臨時又はパート化する。	60	
9. 水道事業の健全化	37. 固定費を削減する。	61	水道部
	38. 隔月検針を実施する。	61	

六、後半期の歳入・歳出

込む事態となった。日本でも大幅な歳入不足が生じ、かつ又公債依存度が高まった結果、国・自治体では昭和五十年代後半以降、財政再建が重要課題となった。そうした事態を打開するため昭和五十六年（一九八一）、国は第二次臨時行政調査会を発足させ、地方自治体に関して地方財政制度・運営の合理化、効率化と行政改革推進体制の確立を求めた⑩。全国自治体は事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託・O A化等の事務改革の推進、公共施設管理運営の合理化などに取り組みこととなった。

本市においては競艇事業収益への依存、下水道事業、市立病院など特別会計への繰出し割合が高いことなどを問題として指摘し、市財政の自立、行政コストの引き下げ、受益者負担意識の向上の確立を求める大村市行政調査会の答申を受けて実施した第一次行政改革は、事務事業の見直し、事務効率化を図るためのO A化の導入、特別会計の健全化などを含む三八項目⑪に取り組んだ。細目は表2-1のとおりである。そのうち三三三項目が着手されたが、部及び行政委員会事務局の再編成、課・係の整理統合等⑫実施に至らないものもあった。

次に後半期の歳入に注目すると、平成四年度（一九九二）に前年度比で地方税が一四割増加した。これは平成二年度以降に市内への企業進出に伴う人口増加による市民税と固定資産税の伸びである。一九七〇年代以降、市の人口は一貫して増加傾向にあり、平成二年以降は二〇〇七四歳と七五歳以上の人口が増加するものの、〇〇一九歳は僅かに減少し始め低下傾向へと推移⑬する。

図2-3の第二次計画期間の推移に着目すると、第一次と同様に土木費補助金が圧倒し、

特に平成五、六年度の増大が著しく、その内訳は道路橋梁費である。歳出では四、五年度で土木費の道路橋梁費が増加し、六、七年度ではほかに都市整備費も増加している。第二次基本計画では、富の原坂口線、久原線の拡幅工事と今村橋、荒瀬橋、郡橋の整備⑭が含まれており、三年に雄ヶ原池田二丁目線、杭出津松原線（古賀島地区）が、平成五年には諫早市と大村市を結ぶ今村橋が開通し、更に六年には国道四四四号の切詰橋の供用が開始された。

七、四全総と大村市

このようにして、大村市でも四全総を踏まえた基本計画に沿って、地域間の交流をより促進させるためのインフラ整備が道路建設を中心に次々と着手、実現されていった。また、第二次総合計画期で共通して国庫補助金で漸増しているのが衛生費であり、それは廃棄物処理施設の整備に当てられるものであった。その一つが平成九年（一九九七）に稼働した新ごみ処理施設である。昭和四十八年（一九七三）に建設された施設の老朽化と人口増加に対応するため整備された。同年三月時点の市人口は八万一〇四五人⑮、新施設の計画人口は八万四六四五人であった。当時、ごみ問題は人口流入が著しかった大都市等の悩みであったが、本市でもその対応を迫られるほど、この時期の人口増加は顕著であったといえる。

八、地方拠点都市地域の指定

平成四年（一九九二）に施行された「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（地方拠点法）は建設省や自治省、通産省などの関係六省庁が東京に一極集中したオフィス機能（学校、大学、企業など）と産業業務施設を地方に移転することで、地方拠点都市地域を形成し、地方の自立と活性化を図ろうとする法律である。地方拠点都市地域は県知事の推薦で県内に一、二カ所の拠点都市とその周辺を合わせた地域を総務大臣が指定し、企業や産業施設の移転を促すことで、地域の振興・活性化を目指すものである。長崎県では県央地域において、平成五年に諫早市と大村市が第一次指定を受けた。両市は空港や高速道路といった基幹的交通体系を備え、工業団地の造成で企業立地が実現するなど、人口増加が続いていた⑯。指定を受けた地方自治体の利点は様々であつ

九、長崎空港周辺地域のFAZ指定

たが、市政に有益であったのは①道路・公園・下水道などインフラ整備の重点的实施、②地域整備公団による産業業務団地（オフィス・アルカディア）の造成、③財源としての地域総合整備事業債の発行許可¹⁷といった点である。

また、平成元年（一九八九）には日米間の貿易不均衡の是正のために日米構造協議が行われた結果、日本は輸入促進のため各地の港湾・空港の中から輸入促進地域（FAZ）を指定し周辺のインフラ整備に力を入れることになった。地方拠点都市地域の指定を受けた同年三月、長崎空港及び周辺地域が大阪府関西国際空港地域、大阪市大阪港地域、神戸市神戸港地域、愛媛県松山港地域、北九州市北九州港地域¹⁸と並んで最初のFAZの指定を受けた。

地方拠点都市地域基本計画にもFAZの整備は含まれてお

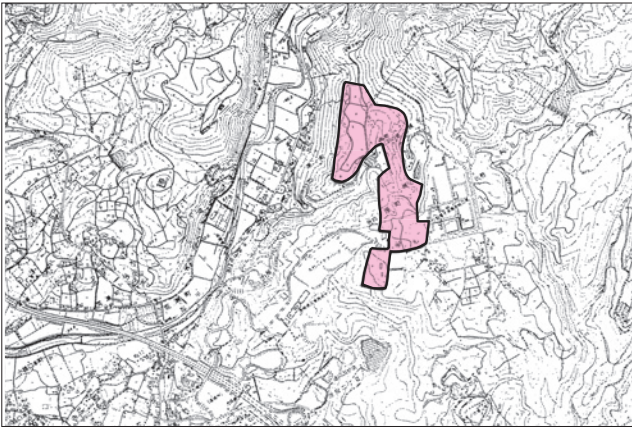


図2-4 オフィス・アルカディア地区

【註】図2-4～6は県央地域広域市町村圏組合編「長崎県央地方拠点都市地域基本計画」三海一果のくにづくり（県央地域広域市町村圏組合 1993）から引用し、該当地区を着色した。

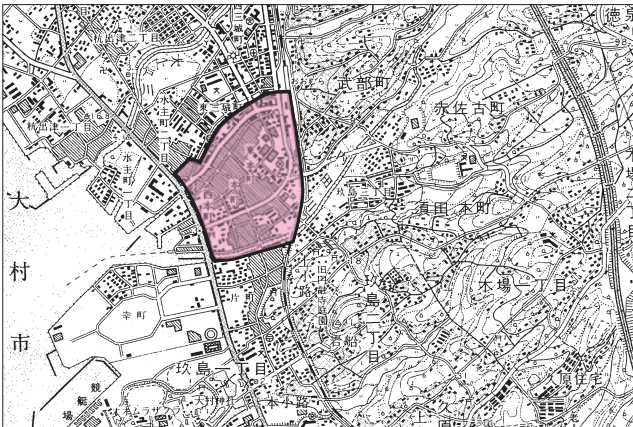


図2-5 大村市中心市街地再開発地区

り、平成五年からおおむね一〇年を目標に着手した。地域内はそれぞれの地区の特性を有効に活用するためブロックに分けられ、市内には雄ヶ原町・原町・池田二丁目の各一部を含むオフィス・アルカディア地区(図2-14)、本町・東本町・西本町・東三城町・水主町二丁目的一部を含む大村市街地再開発地区(図2-15)、箕島町・森園町・古賀島町・今津町・富の原一、二丁目の各一部を含む輸入促進地域(図2-16)の三つの地区が設定され、開発が進められた。

一〇. 天正遣欧少年使節、大村純忠の顕彰事業

戸島市政下、昭和五十五年(一九八〇)に波佐見町、西海町、千々石町、本市の一市三町で天正遣欧少年使節顕彰会が発足した。五十七年(一九八二)には天正遣欧少年使節の出港四〇〇年を記念する顕彰事業に着手し、同会に属する一市三町、東京大阪藩人会、一般諸団体、町内会から募金を募り、総額二七八万三〇〇〇円で長崎空港入口に位置する森園公園に天正遣欧少年使節像を建立した。また、同年には昭和少年使節団派遣事業実行委員会を中心に県下の中学一年生の男子から正使四名が選抜され、日本二十六聖人記念館館長の結城了悟を加えた昭和少年使節団がポルトガル、スペイン、バチカンなどに三月から派遣されるなど、民間でも顕彰事業が盛り上がりを見せた。使節団には本市在住の男子も含まれており、派遣事業の発起人の一人には松本崇も名を連ねていた²⁰。

松本市政期には昭和六十三年(一九八八)にキリシタン大名大村純忠の没後四〇〇年を記念する顕彰記念事業実行委員会が発足し、会長に松本市長が就任した。同年の八月の夏越まつりには、ポルトガル海軍の練習帆船マカオ

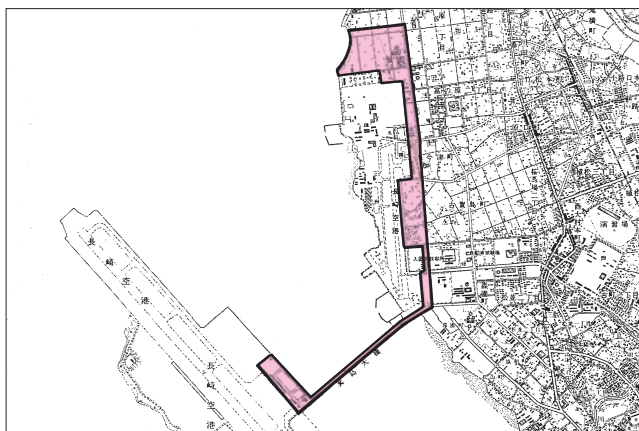


図2-6 フォーリン・アクセスゾーン地区(輸入促進地域)

号を招請し、入港が実現した。入港に当たって、八月一日にジョセ・エデュアルド・ゴベイアポルトガル駐日大使らが本市を訪問し、市長は心からの歓迎と寄港実現の感謝を述べるとともに、「ポルトガルとは純忠以来交流があり、姉妹都市構想もある」と語った²¹。そのほか、十月には没四〇〇年記念シンポジウム「西洋との出会い」を開催した。

平成二年（一九九〇）には少年使節帰国四〇〇年を記念して、天正遣欧少年使節帰国四〇〇年記念事業を少年使節の帰国した七月を中心に実施した²²。事業は単なる歴史顕彰のみに終わらず、その目的を地方拠点都市やF A Z指定を受け大きな転換期を迎える市にとつての「新しい顔づくり」と定め、四全総を始めとする地方間や世界との交流が求められる時代に呼応した歴史を活かしたまちづくりとして「市民総意」の姿勢で取り組んだ²³。事業内容は、記念イベントとして四〇〇年記念セレモニーやミュージカル「ローマを見た」の公演、記念施設建設事業としては四〇〇年記念モーションディスプレイとして天正夢時計の建設に着手した。また人材育成事業として青少年海外派遣事業を計画し、市内の各中学校を中心に参加希望者を呼びかけ、試験を経て、一四名の大村少年使節団が八月、ヨーロッパに派遣された。

一・福祉医療制度の変遷

昭和五十年（一九七五）まで継続して推進した本市の医療費無料化は、以降も昭和五十四年（一九七九）十月には六〇〜七〇歳の扶養義務者と生計が同一でない単婦、翌年七月には六八〜七〇歳の寡男に対象を拡大した²⁴。しかし、市単独分は五十七年四月に対象者の居住条件六ヵ月を設置し²⁵、五十八年（一九八三）の老人保健法の制定で高齢者は対象から外れた。同法の制定は、無料化による医療費の増加と安定成長に移行した経済情勢が自治体に大きな負担となった結果、見直されたことによる。本市も例外ではなく、支給内容も対象によって外来・入院で月・日単上限を設ける等変更を加えた。六十（一九八五）〜六十二年（一九八七）には市単独分の居住条件を一年に延長し、母子福祉医療の扶養される子の年齢を一八歳未満（高校在学中は二〇歳未満）とし、寡婦の対象年齢を五〇歳以上に引き上げた。

松本市政下の平成三年（一九九二）四月には県が乳幼児の対象年齢を入院に限り一歳以上三歳未満に拡大し²⁶、六年四月には、新たに二〇歳未満の子を扶養している父と一八歳未満の子（高校在学中は二〇歳未満）という父子医療が福祉医療制度の対象に加わった。

二二・松本崇市長の辞任

様々な角度から市の発展の方途が示され、飛躍を約束された本市であったが、平成六年（一九九四）八月に松本市長が贈収賄の疑いで逮捕され、市政の混迷を招いた責任をとり、辞職した。二期目の任期を僅かに残した突然の辞職に市政への影響及び市民の衝撃は大きかった。

二 甲斐田國彦市政（平成六年（一九九四）十月～十四年（二〇〇二）十月）

一・第一四回市長選挙

八月下旬に松本前市長が辞職し、十月十六日に行われる市長選挙には元県出納長の甲斐田國彦、市民団体代表の寺坂栄一郎、元県議会議員の勢戸利春が出馬を表明した。市長の贈収賄疑惑による辞職で混迷した市政の立て直しと政治倫理の確立を掲げた三者の選挙戦について、十月十二日に西日本新聞に掲載された自社電話世論調査では「候補者の何を基準に投票しますか？」という問いに「人柄の清潔さ」が四〇・三割、



写真2-3 第16・17代市長 甲斐田國彦

「行政手腕」が二〇・六割、「住民との対話姿勢」が二〇・四割、「国、県とのパイプ」が一六・七割²⁷との結果になった。市民は清廉さを重視し、また行政手腕と同様に住民との対話姿勢という開かれた市政を望む声が大きく、前市長辞職の衝撃の余波が強く残っていたことが分かる。寺坂は市中心部及び共産党が、勢戸は地元の竹松から萱瀬、福重、松原及び自民党・新生党の一部が、甲斐田は市内ほぼ全地区に支持が浸透し、連合長崎、県同盟友愛会議、推薦

した自民党、民社党及び日本新党がそれぞれ支持母体となった²⁸⁾。また、自主投票に決定した社会党は一部が寺坂に、公明党は勢戸と甲斐田に二分された²⁹⁾。迎えた十六日の投票の結果、寺坂二九二七票、勢戸一万五四一九票、甲斐田二万二四四四票で、当初から幅広く支持を得ていた甲斐田國彦が第一六代市長に就任した(写真2-13)。甲斐田市長は当面の課題を国道三四号の渋滞緩和とオフィス・アルカディア事業の推進³⁰⁾であると語った。甲斐田市長の各期の所信表明は表2-2のとおりである。

二、バブル景気の崩壊から景気低迷へ

平成二年(一九九〇)以降、バブル景気は崩壊を始めた。きっかけは平成二年三月に、大蔵省(現財務省)が金融機関の過剰な不動産業への融資を抑制するために、不動産融資の総量規制を行ったことに始まる。翌三年には証券会社の損失補てんが発覚し、四大証券会社にまで問題は波及した。その後は地価、株価の下落によって住宅金融専門会社、証券会社、銀行等の破綻や廃業が相次ぎ、国は公的資金注入によって金融機関の救済を試みようとした。しかし、金融界の反対から根本的な不良債権の処理と解決を先送りにし、目下の景気回復政策や減税政策に着手した結果、景気は回復しないままいわゆる「失われた一〇年」に突入り、長期の景気低迷を迎えることになった。

一方で、戦後以来の政治、経済、社会の構造が変化し、各方面で改革の必要に迫られるようになった。一九九〇年代、アメリカで始まったIT革命は、全世界に急速に普及し始めた。日本では、平成十二年(二〇〇〇)にIT基本法が成立し、世界最高のネットワーク整備や電子政府・電子自治体の推進が基本方針に掲げられた。平成二十五年度(二〇一三)版『情報通信白書』によると、平成十一年(一

表2-2 甲斐田市長の各期所信表明

平成6年度 (1994)	福祉施策の充実と経済的文化的に豊かな大村 快適な環境づくりと大村湾浄化対策の推進、交通体系の整備、水資源の開発、農林水産業の振興、商工業の振興、オフィス・アルカディア事業の推進と企業及び大学の誘致、福祉・保健の充実、教育・文化・スポーツの振興
平成10年度 (1998)	都市基盤・生活基盤の整備、少子高齢化への対応、教育の充実 人々の交流が進む臨空都市づくり、潤いあふれる海と緑の快適環境都市づくり、心かよう健康福祉のまちづくり、歴史・文化が薫り、個性が光る教育のまちづくり、活力をよぶ地域産業・地域振興の都市づくり、市民と共につくるまちづくり

【註】大村市議会議事録、市政だよりから各期所信表明の要点を抜粋し、作成

九九九）時点で情報通信端末の世帯保有率は携帯電話が六七・七割、パソコンが三七・七割であったが、平成十五年（二〇〇三）には携帯電話九四・四割、パソコン七八・二割^③にまで上昇していることからその効果は多方面に波及した。また、福祉の分野では平成元年（一九八九）を「介護元年」とした介護保険制度がスタートした。

そうした中で、平成七年（一九九五）に地方分権推進法、平成十一年にいわゆる地方分権一括法が制定され、地方分権が改革の一つとして推進された。地方分権一括法では、それまで地方が国に代わって行っていた機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務に整理されたが、地方への税源移譲は実現までしばらく時間を要することとなった。

三、第三次大村市総合計画基本構想

市は昭和四十五年（一九七〇）以降人口が増加していたが、平成三（一九九一）～六年は特に大村ハイテクパークへの企業立地による社会増が著しかった。一方で、〇～一九歳人口は横ばいで、七五歳以上が増加しており、市人口の高齢化も始まりつつあった。第三次基本構想の策定に当たり、平成七年九月に市民の意識調査が行われ、市民が求めるまちづくりと重点施策の方向性は次のような結果が出た。「市をどういう特色のあるまちにするか」については「人にやさしい福祉・医療の充実した健康福祉都市」が二三・九割と最も高く、「企業誘致や産業振興による商業都市」が一九・九割、「快適な生活環境の整備を優先する住宅都市」が一八・三割であった。次に「今後特に力を入れて推進すべき施策」については、複数回答式のアンケートが実施され、「市外と結ぶ幹線道路の整備充実」が四一・三割と最も高く、「高齢者対策・福祉施設の整備充実」が四〇・三割、「日常利用する身近な生活道路の整備充実」が三三・八割、「住民のいこいの場の整備充実」が三二・八割となった。調査結果から健康福祉の増進と快適な生活環境を重視し、交通網の整備を望んでいることが分かる。

そうした声を受けた当該構想では、「活力とふれあいあふれる臨空交流都市」を目指す都市像に掲げ、平成十七年度（二〇〇五）を目標年次とし、具体像に①人々の交流が進むまちづくり、②自然を生かしたまちづくり、③心か

よう安心のまちづくり、④歴史と個性がひかるまちづくり、⑤活力をよぶまちづくり、⑥市民と共につくるまちづくりが設定された³²⁾。

四、甲斐田市政の歳入・歳出

歳入(図2-1、7)はバブル景気の余韻からか前松本崇市政から地方税が引き続いて上昇し、昭和六十三年度(一九八八)から平成九年度(一九九七)までの間におよそ一・六倍にもなった。しかし、平成十年度(一九九八)には目立った減少があり、その後横ばい状況が始まった。歳入では地方交付税と国庫支出金が漸増するが、大きな変動はなく推移している。国庫支出金は平成七～九年度にかけて減少が続き、十一年度末で再び増加したが、翌年度は減少した。

歳出(図2-1、8)は費目によって顕著な違いが現れているが、平成九年度の教育費の上昇が著しい。これは大村市体育文化センターの建設費によるものである。また民生費は平成十二年度(二〇〇〇)に一旦落ち込むが、その後は一貫して膨張傾向にあり、他歳出と比べて開きが大きくなっていく。また歳入・歳出と併せて国庫補助金の推移(図2-9)にも着目すると各年土木費が最大の割合を占め、主に道路整備が実施された。この街路・道路整備は、松本市政時に指定を受けた地方拠点地域の開発に関連する。大村市中心市街地再開発地区(図2-5)では、商業ゾーンを基軸にシビックゾーン、良好住宅ゾーン、ロードサイドゾーン等を配置しそれらの機能的ネットワーク化を図るため、国道三四号に接続する環状道路の拡幅に重点が置かれていたのである。甲斐田市長が「交通基盤の整備は最重要課題」³³⁾と語っているように第二次基本構想に引き続き、道路整備は市が目指す都市像に欠くことができないものであった。

五、第二次行政改革

甲斐田市政期には第二次行政改革が平成九～十三年度(二〇〇二)で実施された。事務事業・組織機構の見直し、定員管理・職員給与の適正化、職員の能力開発等の推進、行政の情報化推進等による行政サービスの向上、市民会

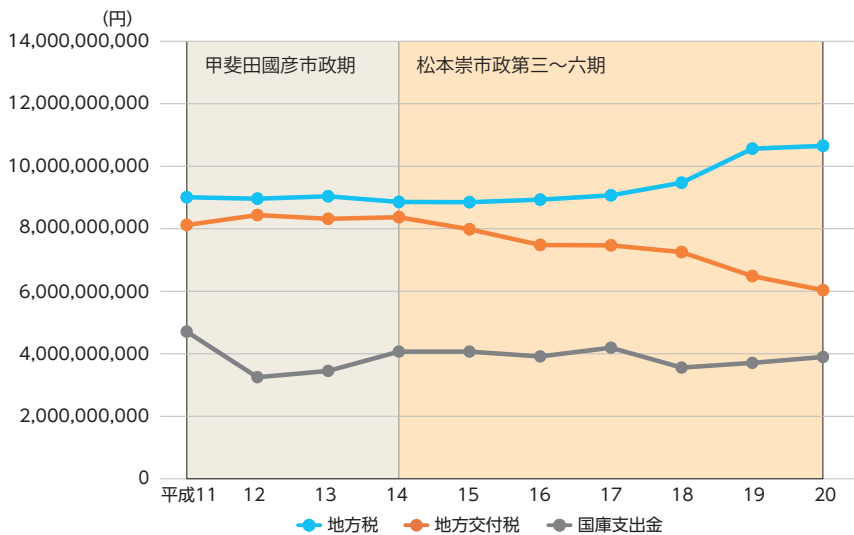


図2-7 平成11～20年度の大村市歳入

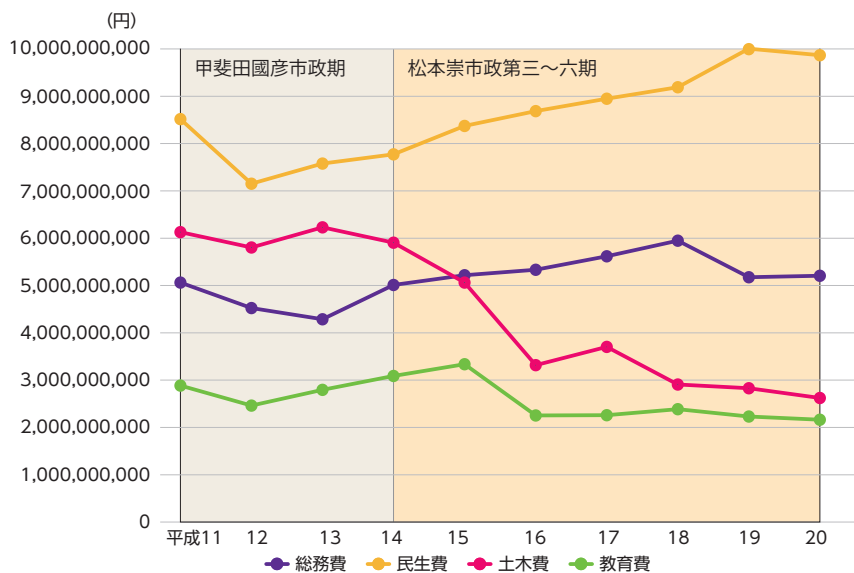


図2-8 平成11～20年度の大村市歳出

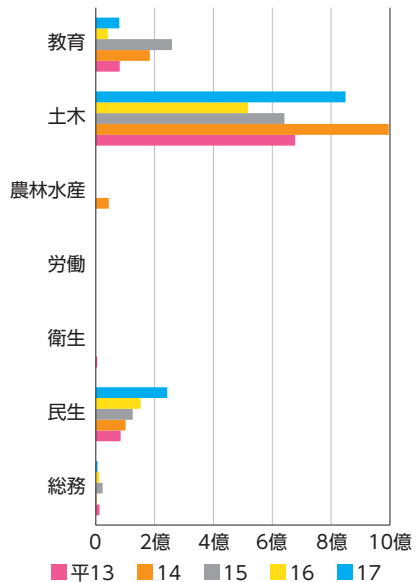
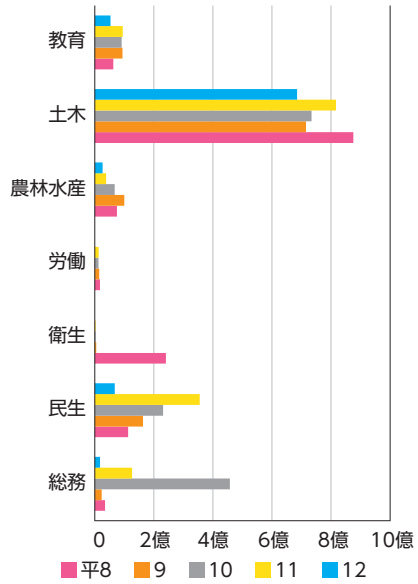


図2-9 平成8～17年度の国庫補助金の推移

館等公共施設の管理運営委託の六分野三七項目を掲げ、全体として約一五億円の節減を図った。第二次行革では一次で実施困難であったものの一つ、競艇事業特殊勤務手当の見直しが行われ、新たに市民会館の使用料見直し、スクラブ&ビルドの徹底による補助金総額二五・三割の見直し、体育文化センター・市民会館・市営住宅管理の第三セクターへの委託が実現した。

六、大村市体育文化センター(シーハットおおむら)の建設

体育文化センターの建設は平成四年(一九九二)に市制施行五〇周年を迎えるに当たり、五〇周年事業として計画された総合文化会館に端を発するものである。昭和六十三年(一九八八)には大村市総合文化会館建設に向けて準備懇話会が発足し、平成五年(一九九三)着工、同七年完成を目標に答申があったが、並行して進められたし尿処理施設と新ごみ処理施設の建設計画が当初よりも膨らんだことで、文化会館の建設を先送りにせざるを得ない状況となった。その上、市民会館は老朽化が進み、全面改修の必要性が出てくるとともに、市内にイベント、研修、

展示などに利用できる多用途なホールがないことから新施設の早期建設を要望する声は高まっていった。

そうした経緯の中で甲斐田市長は、平成六年十二月議会で総合文化会館建設の延期を発表する一方で、平成八年度（一九九六）中の完成を目標に機能強化を図った多目的複合施設の建設を決定した。平成五年に多目的ホール建設協議会が設立され、七年に多目的ホール基本計画が完成した。当初予定から遅れはしたものの、翌八年に建設着工し、十年三月三十一日に竣工となった（写真2-4）。大村市体育文化センターは、市役所に隣接し、敷地面積約三万四七四平方メートル、メインアリーナ、サブアリーナ、文化ホール（五〇〇席）、トレーニングルームに中央公民館が併存する施設である。特にスポーツ施設は県内屈指の規模を有する。以来、市民利用のみならず、県規模、全国規模の文化・スポーツ行事、さらには国際規模のスポーツ行事等、様々に利用されており、平成二十六年度における利用者数は一二万三〇二六人に上り³⁴、本市にとって欠くことのできない施設になった。

一方で、その建設費は歳出（図2-2）に際立った上昇をもたらしたが、地方税、地方交付税、国庫支出金の大幅な伸びは見られず、その財源は市債によるところが大きかった。図2-10に着目すると市債は平成五年から徐々に増加したが、平成九年度は前年度比で六〇割増加した。歳入に占める割合が二八割となる大規模な起債であったが、拠点地域の利点として地域総合整備事業債（地総債）の発行許可が得られたので、平成六年度にまちづくり特別対策事業として計画・申請した。

この地総債は、地方自治体が景気の回復を狙って



写真2-4 体育文化センターの工事、完成

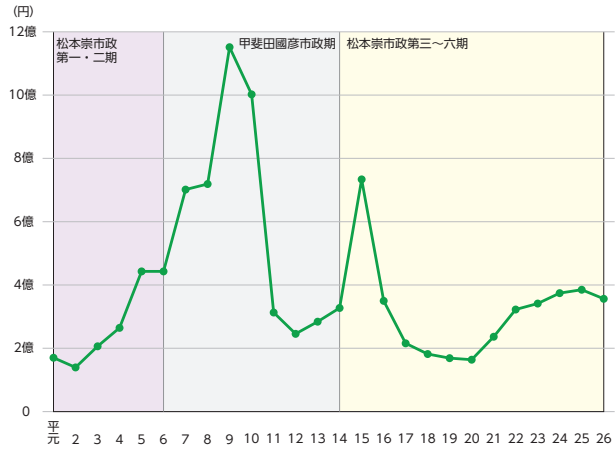


図2-10 平成期の市債の推移

行う大型単独事業であるまちづくり特別事業、ふるさとづくり特別対策事業などに充てられた地方債である³⁵⁾。その元利償還にかかる経費が、後年地方交付税を算定する際に自治体が必要な一般財源額Ⅱ「基準財政需要額」に算入され、交付税措置されたことから、当時全国自治体が盛んに起債し、建設事業やインフラ整備を進めた。しかし、建設や整備自体が先行し、その後の維持費や採算性への検討が遅れ、かつさらに続いた不況による税収低下が自治体財政を圧迫したことから、地総債は批判を受けることとなった。本市でも、後の地方税の低調ぶりからすると市財政にとつては厳しい負担となった。

七. オフィス・アルカディア地区の開発

平成五年(一九九三)、本市のオフィス・アルカディア事業が全国第一号として地域振興整備公団事業に採択された。オフィス・アルカディア事業とは、地方拠点域内に首都圏の企業や産業業務施設の移転を図る構想である。市内に設置されたオフィス・アルカディア地区は長崎自動車道大村インターチェンジから東側の丘陵地帯に位置し、大村ハイテクパーク(元雄ヶ原工業団地)への産業業務施設の集積とそれに隣接する場所に平成七年からオフィスパーク大村を造成し、高度技術産業、事務所、研究所等の産業施設を対象とした企業誘致が推進された。後に対象は製造業にまで拡大された。オフィスパーク大村は平成十年に完成し(写真2-15)、平成十一年(一九九九)には岩谷産業㈱、日本電気㈱、十三年(二〇〇一)に㈱九電工大村営業所の立地が決定した。さらに十四年には第三セクターの㈱アルカディア大村(写真2

16)が設置された。平成十四年(二〇〇二)には不況の最中でも企業誘致を促進するため、全国初の試みとして(株)アルカディア大村が区画を買い取り賃貸工場として整備すると、同年には日本ナノテク(株)とシーエックスイージャパン(株)の参入が決定し、すぐに操業(36)となった。こうした企業の市内立地は雇用を伴う人口増加へとつながり、オフィス・アルカディア地区は以降も発展を続けた。また、長崎空港に隣接するF A Z地区では、流通産業の立地、地場産業の国際化が促進され、平成元年にヤマト運輸(株)の同地区への進出、六年に地域区分局として大村郵便局が新築・移転された。

八・市議会議員定員削減に関する請願

平成七年(一九九五)に大村連合婦人会等から「大村市市議会議員定数削減に関する請願」が出された。前回の定数削減から四〇年が経過し、全国で行政改革の一環で議員定数を削減する自治体も多く、定数見直しを求める市民の声が起こった。請願は議会で削減か現状維持かを決せず、閉会中の継続審査となった。また翌年の三月議会では「現行議員定数の維持に関する請願」が提出され、同八年九月議会では二つの請願は議員定数に関連するため、一括議題として審査報告された。その結果、「現行議員定数の維持に関する請願」が採択され、定数削減には至らなかった。

しかし、平成十二年に大村市議会活性化対策特別委員会が設置されるに当たり、その調査・研究項目の一つに「議員定数に関する件」が上げられた。定数削減への市民の意識・関心が再び高まり、市議会で調査・研究されること



写真2-6 建設当初のアルカディア大村
(株式会社アルカディア大村提供)



写真2-5 オフィスパーク大村竣工式

になったのである。そして、同年の九月議会では、三〇人の議員定数を削減するべきという報告がなされた。

平成十二年九月議会では「大村市議会議員定数減少条例」の改正について可決され、議員定数は三〇人から二八人となった。市民を含めて長期間にわたって議論され続けた議員定数は、委員会報告から改正までは間を置かずに行進し、実現に至った。平成十四年には地方分権一括法で議員定数の上限が三〇人となり、各自自治体が条例で定数を定めることになったので、大村市議会議員定数条例が新たに制定された。議員定数が二八人となって、最初の市議会議員選挙が行われたのは平成十五年(二〇〇三)四月であった。

九. 福祉医療制度の拡充

甲斐田市政下には福祉医療制度の対象に係る条件を変更し、拡充を図った。平成七年四月には県下初となる三歳児の入院医療費について助成を開始し³⁷、翌年には居住要件を廃止した。さらに九年(一九九七)には、乳幼児医療の対象年齢を小学校就学前の六歳未満まで引き上げた。こうした医療費助成制度の改正は基本構想中の「心かよ
う安心のまちづくり」に根差した安心して子どもを産み、育てることができ環境整備として実施したものであり、四月一日診療分から三〜五歳児までが新たに助成を受けることができるようになった³⁸。

一〇. シントラ市との姉妹都市提携

平成九年に大村交流使節団(団員六三名、そのうち少年使節団は一名)が派遣され、八月からイタリア、ポルトガル、スペイン各国を歴訪した。この派遣に合わせて、天正遣欧使節が訪れたシントラ市の国立シントラ宮殿で八月二十一日に本市とシントラ市の姉妹都市提携調印式が行われた³⁹。シントラ市は、ポルトガルの首都リスボンの西北西約三〇^{キロメートル}に位置し、かつてはポルトガル王室の避暑地として繁栄した都市である。平成二年の天正遣欧少年使節帰国四〇〇年を記念した大村少年使節の派遣を通して当市と親善を深め、調印に至った。翌年にはエディッテ・エシユトレラ市長を始めとする二六名が大村市を訪問した。

一・甲斐田市長の退任

甲斐田市長は、一期目は混乱した市政の立て直しと大型事業の着実な実施、二期目は第二子保育料の無料化や総務部に女性課を設置するなど、子育て、女性の社会参加支援策を基軸に市政を展開した。市民の物質的精神的な豊かさの向上のために、生活基盤の整備に注力したと言える。その結果、平成九年の市勢は今日まで平成期最高の成長力を記録した⁴⁰。また「スポーツの振興は地域の活性化にきわめて有効」⁴¹と語り、市内のスポーツ広場、運動広場、公園の整備を推進した。市政下、平成十三年六月に認可を受け、建設に着手した総合運動公園は平成十八年に一部供用開始となった。

三期目をかけた市長選挙では再選を果たせず、平成十四年（二〇〇二）十月に退任式が行われたが、厳しい経済状況下において、教育・子育て支援に注力できたことに対する助役以下の感謝と今後の大幅な財政改革の断行の必要性を示唆し、退任した⁴²。

三 松本崇市政第三六期（平成十四年（二〇〇二）十月～二十七年（二〇一五）九月）

一・第一六回市長選挙



写真2-7 第18～21代市長 松本崇

平成十四年（二〇〇二）九月に行われた市長選挙では、三期目をかけた甲斐田市長と返り咲きをかけた松本崇が出馬し、一騎打ちとなった。投票の結果、一〇〇六票差で競艇を始めとする「財政再建」を公約に掲げた松本が第一八代市長に就任し（写真2-7）、三期目の市政に着手することになった。松本市長は当面の課題を財政の健全化とした。「費用対効果」を重視した各事業の見直しと競艇事業の不振を踏まえて従来福祉政策の再検討の必要性を訴え、市民の理解を得て他市水準への

引下げを検討すると語った。また、市政運営に当たってより多くの市民の意見を反映するために百人委員会の公募などを発案した⁽⁴³⁾。平成二十七年(二〇一五)秋まで続いた松本崇市政は、通算で歴代市長最長の就任期間となった。昭和期からの松本市長の各期所信表明は表2-3のとおりである。

二、松本崇市政第三期以降の歳入、歳出

平成十四年～二十六年(二〇一四)までの歳入(図2-7、11)、歳出(図2-8、12)に着目すると、地方税は十一年度以降わずかに減りながら推移したが、十九年度(二〇〇七)には前年度比で一二割増加した。これは小泉純一郎内閣で平成十六年から実行された三位一体改革において、

税源が地方に移譲されたことによる上昇である。その後も横ばいに近いが、微増が続いている。

地方交付税は、平成十五年度(二〇〇三)から減少傾向が始まり、二十一年度(二〇〇九)まで右肩下がりととなる。二十二(二〇一〇)～二十三年度(二〇一一)は伸びを見せたが、その後は再び微減傾向にある。

国庫支出金は平成十二年度に大きく減少したのは二十年度まで横ばいであったが、二十一年度の定額給付事業

表2-3 各期市長就任時の所信表明

昭和62年(1987)	市民総参加による市民のためのまちづくり 大学の誘致、空港及び高速道路の活用、萱瀬ダム再開発、ポート事業の収益増大
平成3年(1991)	花と歴史と技術の街の建設 空港をいかしたまちづくり、花とみどりの公園づくり、大村ハイテクパークへの企業誘致、健康長寿と福祉のまちづくり、足腰の強い農業の確立、研究学園都市をめざして、市街地の再開発
平成14年(2002)	市民が主役の市政 人々の交流が進むまちづくり、心の通う安心のまちづくり、歴史と個性が光るまちづくり、活力をよぶまちづくり、市民参加のまちづくり
平成18年(2006)	美しく、たくましく、住みよい大村市/日本でもっとも住みたくなるまち 行政改革と財政健全化、企業誘致と雇用確保、歴史観光の開発、高齢者・母子家庭等の福祉の充実、商店街の活性化、男女共同参画の推進、農業漁業の振興、県立図書館と大学の誘致、ポート事業・市立病院再建
平成22年(2010)	日本でもっとも住みたくなるまち/福祉のまち 日本一 財政基盤を確立し安定した都市経営、市民目線のまちづくり、将来を担う子どもたちの育成、高齢者等全ての市民が安心して暮らせる優しいまちづくり、いきいきと働ける豊かなまちづくり、将来の発展に期待が持てるまちづくり
平成26年(2014)	日本でもっとも住みたくなるまち/福祉のまち 日本一 便利で暮らしやすいまち、活力のあるまちづくり、教育・文化の魅力あふれるまちづくり、若者の雇用の場創出、一次産業の振興、子育て支援の充実

【註】各期の市議会議事録、市政だよりを参考に要点を抜粋し、作成

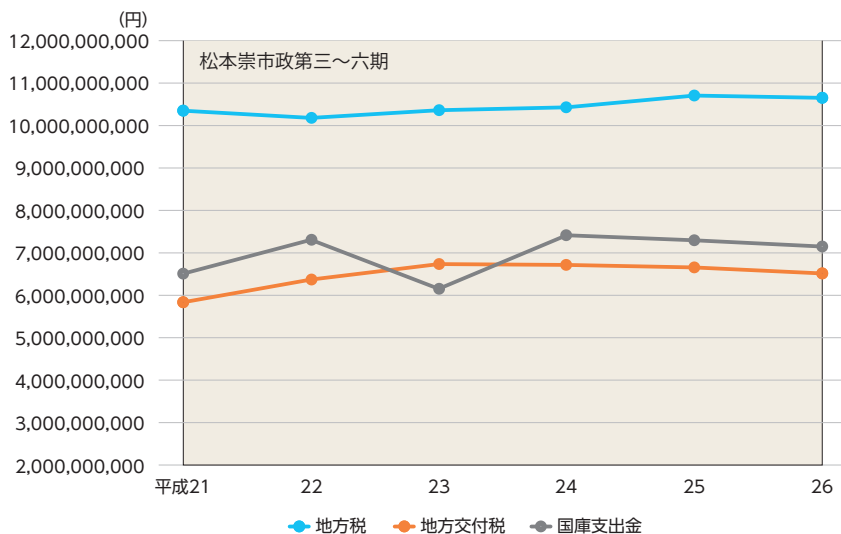


図2-11 平成21～26年度の大村市歳入

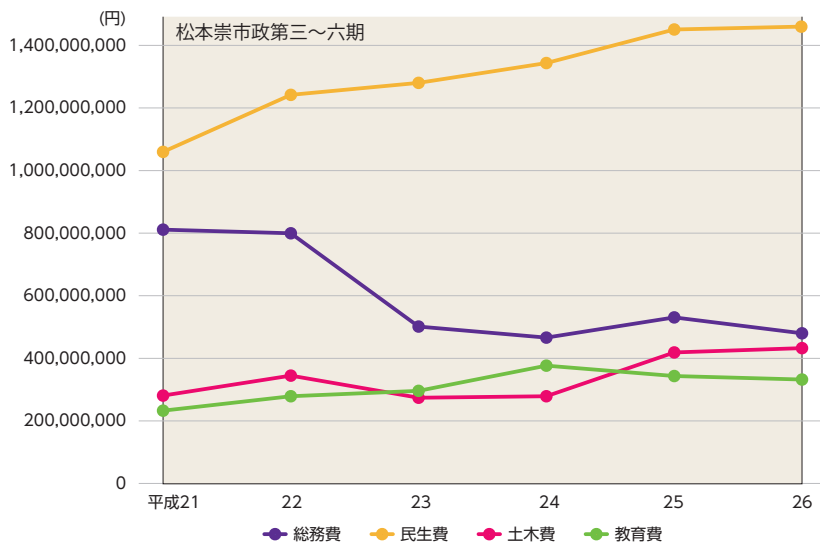


図2-12 平成21～26年度の大村市歳出

補助金による大幅増を経て、二十三年度に一旦落ち込むものの、再び横ばいに推移した。

歳出では、民生費に次いで高い値であった土木費が平成十四～十五年度と下がりながら、十六年度（二〇〇四）は更に前年度比で三五割減少した。これは十六～十八年度（二〇〇六）に実施された第一次財政健全化計画による圧縮である。その後は微増減しながら二十四年度（二〇一二）まで横ばいに推移したが、二十五～二十六年度には都市計画費のうち、特に街路事業費と住宅建設費によって増加した。

総務費は平成十四年度に土地開発公社貸付金が増加し、十八年度まで継続する。十九年度には人件費を含む一般管理費が減少した。さらに二十一～二十二年度は財政調整基金への積立金で財政管理費が増加している。続く二十三年度の前年度比三七割もの減少は、前年の積立金分との差額による。どちらも、二十年度の市民病院の指定管理制度導入に伴い取り崩された基金の復元を目指した第三次財政健全化計画によるものである。

教育費は平成十三～十五年度まで継続して増えているが、これは校舎整備事業費の玖島中学校改築事業による増加である。二十四年度には学校給食センターの建設によって増加した。

平成十二年度に一旦落ち込んだ民生費は、全歳出の中で唯一上昇し続けている。

三、三度の財政健全化計画

第三期以降の松本市政の市財政は、市長選の公約に健全化が掲げられるほど危機的状況であった。そうした財政危機は、長引く不況による市税収入の低下と競争事業の収益悪化で、従来の他市より厚い福祉や教育施策等で膨張した歳出構造によって引き起こされた。経済状況の早期回復も見込まず、更なる市税収入の減少は必至であり、国では小泉純一郎内閣が「聖域なき構造改革」をスローガンとして郵政事業などの民営化と地方交付税の見直し、国庫支出金の縮減・廃止、地方への税源移譲、いわゆる三位一体の改革を断行したことで、歳入は低下の一途をたどる見込みとなった。市では当分は財政調整基金等で税収入の不足分を補填したが、そのままでは平成十六年度（二〇〇四）に歳入不足額が基金残高を上回ることが見込まれ、財政の健全化は避けられない状況となった。平成十六

十八年度に第一次財政健全化計画が立てられ、以降財政の健全化は三次にわたって実施された。

四、第一次財政健全化計画(平成十六～十八年度)

第一次健全化計画では、現状のまま財政運営を続けると平成十七年度(二〇〇五)には累積赤字額が標準財政規模の二〇割を超え、十八年度には準用財政再建団体へ転落するおそれが生じた。前述したように、本市は昭和三十年代に地方財政再建促進特別措置法の適用を受け、財政再建を経験していた。再建には主に準用再建方式と自主再建方式があり、市では後者の再建方式を志向した。それというのも準用再建方式とは準用財政再建団体になることと同義で、災害復旧事業等以外の道路、学校、下水道などの建設事業を担う建設地方債の発行が制限される。その結果、建設事業費が限られた財源を圧迫することになり、その分しわ寄せが行政サービス全般に波及する。市ではそのような事態を回避するため自主的に財政健全化計画を策定し、健全化に取り組むことになった。

計画で目指されたのは、「歳入に見合った歳出構造への転換」である。歳入では市税収入が乏しいことから、地方交付税、国庫支出金、基金からの繰入金への依存が顕著であり、歳入の根源である市税を確保するため特別整理班を設置し、滞納整理の強化、初期滞納者に対する早期納入の徹底、大口滞納者に対する滞納処分(差押・公売)の強化が重点的に推進された。

歳出では福祉施策による扶助費などの義務的経費、平成六(一九九四)～十年(一九九八)の建設事業に充てた地方債の元利償還金、特別会計への繰出金が増大していたことからそれぞれ次のような方策が取られた。扶助費は市単独自の福祉医療制度の見直しと費用負担の適正化、元利償還金は銀行等から借り入れていた高利率縁故債の低利率への借り換えによる削減、特別会計への繰出金は独立採算制の原則に立ち返り、赤字補填の削減を図るため、長らく改訂しなかった下水道料金の値上げ(平均改定率一七・三割)や事務・施設管理費の節減を実施した。その後、さらに三位一体の改革の影響や新たな財政需要など財政悪化要因が生じたが、平成十七年に計画を見直すことにより、直近の準用再建団体転落の危機を回避することに成功した。

五、第二次財政健全化計画(平成十八～二十年)

第二次財政健全化計画は、第一次に引き続いて平成十八～二十年で実施された。第一次健全化計画で準用再建団体を免れたものの、削減の対象が普通建設事業など臨時的経費に偏ったことから経常収支比率は上昇し、財政の硬直化が進行したことによる。そのため、第一次に引き続き「歳入に見合った歳出構造の確立」を目指し、後年到来が予想される「義務的経費の増大」に対応する方策が組み込まれた。

重点が置かれたのは、扶助費等の経常的な義務的経費の削減である。第二次では財政調整基金などを取り崩さず、計画期間である三年間は単年度の収支均衡を図り、以後の支出増大に備えて予算執行段階で極力経費節減に努め、余剰があれば可能な限り基金積立に充てる方針となった。特に団塊世代職員等の大量退職を迎える平成二十一～二十七年度には退職手当が増大するため、計画的な積立てに取り組む必要があった。そこで、扶助費全般の見直し、起債借入額の上限設定による公債費の圧縮・削減など義務的経費の総量抑制、上下水道の組織統合による人員削減や上下水道料金の値上げ(平均改定率上水道一五・七割、下水道一八割)、医療費・介護給付費の抑制など特別会計・企業会計への繰出金抑制に取り組んだ。

また、平成十七年(二〇〇五)には外部有識者で構成される「大村市の財政をよくする懇話会」から市財政の改善策として、年度収支の均衡、経常収支比率の向上、財政調整基金の上積み、税収の確保、各種公共施設使用料等の適正化、大村市土地開発公社が保有する公共用地の売却処分などの提言があり、市では第四次行政改革大綱の策定にも着手した。行政改革実施計画には行政評価による事務事業の再編・整理、行政改革・財政健全化計画の進捗管理など新たな手法を核とする「自立性・自主性の高い財政運営の確保」が含まれており、第二次財政健全化と併せて実施した。

六、第三次財政健全化計画(平成二十～二十四年度)

第三次財政健全化計画は第二次計画以来、「想定外」⁴⁴かつ「非常事態」⁴⁵の発生により平成二十(二〇〇八)～二

十四年度に実施された。その要因は、平成二十年度における市立病院の指定管理者制度導入に伴う不良債務（赤字）の返済と退職金の支払いであった。

指定管理者制度とは、小泉内閣で推進された構造改革の一環と捉えられるもので、公の施設の管理運営を住民サービスの上と経費削減を図るために民間のノウハウを活用する制度である。本市の市立病院は他自治体同様に患者数の減少、医師不足、診療報酬の引き下げ⁴⁹など経営上厳しい局面に立たされ、経常的な不良債務を抱えていた。その額は平成二十年度末決算で約一八億円⁴⁷と見込まれ、経営を継続すれば平成二十三年度には約二五億円に達することから、市では立て直しを図るため「公設民営方式」である指定管理者制度を導入した。しかし、それまでの不良債務と退職金は財政調整基金等の基金の取崩しで対応することになり、基金総額四〇億円が一举に残高二六億円に減少する事態となった。さらにそうした状況の中、地方交付税の大幅な削減が見込まれ、市は新たな健全化の道を切り拓く必要に迫られたのである。

方策は歳入面では引き続き市税収納率の向上のほか、住宅使用料等の税外収入の徴収強化、保育料第二子無料化の見直し及び公共施設使用料の見直し、そして歳出面では枠配分予算の対象事業拡大、近隣自治体より高水準な福祉施策の段階的縮小・廃止による扶助費の見直し、新たな起債発行の上限設定などといった公債費の抑制・削減に取り組んだ。

七・福祉医療制度の見直し

三度にわたる財政健全化で、それまで他市より水準の高かった市の福祉医療制度は見直しを迫られた。平成十六年には心身障がい者、母子、父子、寡婦、寡男の支給内容に課税区分による助成割合を設定した。一方では、精神障がい者福祉医療の対象に一、二、三級を追加するなど、範囲の拡大も実施した。平成十七年十月には甲斐田市政で引き上げた乳幼児医療の対象が、更に小学校就学前の三月三十一日までに六歳の誕生日を迎えた者まで含むよう拡大した。

その後も財政健全化の中で、平成二十、二十一、二十二年と助成割合を削減するに至った。平成二十七年時点での大村市の福祉医療の助成内容は表2-4のとおりである。

八、第三次行政改革(平成十三～十七年度)、第四次行政改革(平成十八～二十二年度)

甲斐田市政から引き続き実施されたその後の行政改革は、第二次行革(平成九～十三年度)を一年繰り上げて完結させ、続けて第三次行政改革を平成十三(二〇〇一)～十七年度で計画・実施した。急速に超高齢化・国際化・高度情報化が進み、一方で長引く不況が財政の硬直化を進行させたことから、総合的な事務事業の見直し、社会情勢に対応した組織・機構の見直し、高度な情報通信技術(IT)を活用した行政の情報化及び地域情報化の推進、経費全般の見直しによる財政の健全化に着手した。特に経費の見直しは人事課と財政課で削減計画を策定し、徹底的に取り組んだ。

そして最も大きな成果を上げたのが、続く第四次行政改革である。第四次行政改革は平成十八～二十二年度に第二次財政健全化計画と同時進行され、当初目標効果額を四八億八二〇〇万円に設定した。改革のポイントは行政の担うべき役割の重点化、自律性・自主性の高い財政運営の確保、効率的な

表2-4 平成27年度時点の大村市福祉医療助成内容一覧

名称	子ども	心身障害	老保障害	母子	父子	寡婦	寡男	単婦 (未婚の女子)
資格対象	小学校卒業まで	身体1級～6級 療育A1、A2、 B1、B2 精神1級～3級 身体5、6級は 入院のみ 精神は通院のみ	身体1級～6級 療育A1、A2、 B1、B2 精神1級～3級 精神は通院のみ	20歳未満の子を監護している母と18歳未満の子(高校在学中は20歳未満)	20歳未満の子を監護している父と18歳未満の子(高校在学中は20歳未満)	50～70歳未満	68～70歳未満	60～70歳未満 入院のみ
支給内容	一部負担金 外来、入院 1日800円 月1,600円	一部負担金 外来、入院 1日800円 月1,600円	一部負担金 外来、入院 1日800円 月1,600円	一部負担金 外来、入院 1日800円 月1,600円	一部負担金 外来、入院 1日800円 月1,600円	一部負担金 外来 1日800円 月1,600円 入院 1日1,200円	一部負担金 外来 1日800円 月1,600円 入院 1日1,200円	一部負担金 入院 1日1,200円
支給方法	障害の等級や年齢等によっては次の支給率とする。 市民税非課税世帯 1/2 市民税所得割非課税世帯 1/4 市民税課税世帯 1/8 代理申請・償還払い							

【註】福祉総務課作成

行政システムの実現、人件費の総量抑制、少子化・高齢化対策、環境問題対策、財政健全化対策（計画）の重点課題に絞って実施され、七九億七九〇九万円と目標額を大きく上回る効果額となった。厳しい経済情勢の中において、市民、外部有識者及び市職員の協力と奮闘による結果である。

しかしながら、世界情勢は常に変動し、国の政策の方向転換など、今後起り得るあらゆる変化に柔軟に対応するためには行革の更なる推進が望まれる。そのため、市民目線に立った創意工夫と市民協働、最小の経費で最大の効果を上げる行政改革を目指し、第五次行政改革を平成二十三～二十七年で実施した。

九．中心市街地活性化基本計画

中心市街地とは、およそ大村駅前から国道三四号の間に広がる地区を指し、住宅地と商業地が混在している。その核となったのは江戸時代において長崎街道の宿場であった大村宿を中心とする古くからの商業地であり、商業地・住宅地が市内各所に拡がった現在において言えば、「伝統的市街地」と呼ぶこともできる。平成二十一年（二〇〇九）十二月～二十七年三月を計画期間として、「子どもからお年寄りまでが笑顔で生きがいを持つことができ、安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指して、①中心市街地に住む人を増やす、②中心市街地を訪れ、立ち寄る人を増やす、③愛され楽しめる商業空間の形成と商業サービスの展開を進めるという三つの方針を機軸に総合的な活性化を目指す「中心市街地活性化基本計画」を策定した。中心市街地の空洞化抑制、活性化を支援する「中心市街地の活性化に関する法律」によって、平成二十一年十二月に内閣総理大臣の事業認定を受けた。

中心市街地活性化基本計画では、中心市街地のまちづくり・活性化の理念を「にぎわいあふれる桜と長崎街道のまち」と定め、活性化の目標は「居住人口の拡大」「交流人口の拡大」の二つを掲げた。

一〇．人口問題とその要因

市の人口は平成十七年（二〇〇五）の国勢調査によると八万八〇四〇人、世帯数は三万一八四九世帯と県内で最も増加しているが、全国的な少子化の進行は本市中心市街地でも同じであった。その頃、人口増加が著しかった富

の原小学校区では児童数の増加で二教室が増設されたが、中心市街地を校区に含む三城小学校区・大村小学校区では児童数の減少が見られ、市全体で差し引き一五二人減少していた。市街地が拡散した影響が現れた一方で、平成二〇十七年の一五年間で中心市街地の人口は三三三八人から二九五五人へと九割減少し、人口の空洞化も進行した。こうした状況は、スプロール化と中心市街地の高齢化及び人口減少によるものであり、都市部におけるドーナツ化現象が地価の高騰によって起きるのとは若干異なる。

さらに、日米構造協議を受けて様々な国内規制が緩和される中で、それまで中小業者を保護育成してきた大規模小売店舗法の緩和・廃止と車社会の進行は、特に地方に大きな変化をもたらした。既存の市街地ではなく農村地域など郊外に大型ショッピングセンターが進出し、幹線道路に沿いにはファミリーレストランなど飲食店やスーパーマーケット、また病院などが立ち並び、さらに周辺に住宅街が新たに形成されたのである。本市において言えば、書店、飲食店、電器店等が立ち並ぶ県道三八号（長崎空港線）沿いの古賀島町周辺の発展は著しい。

一方、旧来の市街地は駐車場の確保や街路の整備が容易ではなく、その核にあった商店街は経営者の高齢化もあり疲弊していった。市街地の拡散は農業従事者の高齢化による離農もあって、個別農家単位での農地転用が行われた結果、虫食い状態の土地開発を発生させ、市街地調整区域を設置していない本市では年を追うごとに進行した。

また、少子高齢化の顕在化は、我が国に潜在していた諸問題への対応を迫るようになった。それは少子高齢化をもたらす人口減少と経済活動の低下であり、つまり税収の減少に直結する問題であった。さらに、拡散した市街地には既にインフラは整備されており、その維持は将来的に管理経費の増加となって跳ね返ってくることになる。そうでなくとも今後民生費の上昇は避けられないため、地方財政の大きな負担となることが予想できる。

そうした背景から市街地の拡大を抑制し、徒歩圏内に生活に必要な諸機能が備わっているまちを整え、拡散市街地から中心市街地に居住者を吸収して、その人口密度を上げようとするコンパクトシティの構築が求められた。本市では、さらに旧来の各地区を公共交通によって結ぶ多極型のコンパクトシティを目指している。

一、居住人口の拡大に向けて

中心市街地活性化基本計画における一つめの目標である「居住人口の拡大」は、主に商業活性化の起爆剤として位置づけられた上駅通り地区第一種市街地再開発事業、市営水主町住宅建替事業、本町アパート市民交流プラザ建設事業などを実施した。

具体的には大村駅前の上駅通り地区をアーケード街の北の核として住宅、商業施設（コレモおおむら）、広場を整備し、本町のアーケード内銀行跡地には一〜四階にキッチンスタジオ、小ホール、子育て支援施設を備えた市民交流プラザ（写真2-8）が、その上階（五〜二階）には四八戸を備えた市営本町アパートが完成した。その結果、市営水主町住宅建替事業以外は目標を上回り、平成二十四年（二〇二二）に上駅地区に完成した分譲マンションには平成二十七年五月時点で入居者数は二八四人増となった。また、本町アパートには六九人が入居し、そのうち一九人が中心市街地外からの入居であった。

二、交流人口の増大に向けて

活性化計画の二つめの目標である「交流人口の増大」は、上駅通り地区第一種市街地再開発事業、本町アパート市民交流プラザ建設事業、既に実施されていた空き店舗の「まちかど研究室」「まちかど市民ギャラリー」への活用（写真2-9）、市営駅前アパート跡地への駐車場整備、不足業種の空き店舗への誘致、本町三・四丁目商店街から本陣通り商店街までのアーケード街の舗装・改装、新たな住宅整備地区である水主町二丁目から中心商業地へつなぐ道路整備等が実施された。



写真2-8 本町アパート市民交流プラザ



写真2-9 まちかど市民ギャラリー

その結果、歩行者通行量の目標値八一二〇人を上回る一万三五五人という交流人口の増加で目標達成に至った。市営住宅の整備を皮切りに民間の宅地開発の活発化等による居住人口の増加、再開発ビル及び市民交流プラザ整備による中心市街地への新たな魅力付加によって市内外から多くの来街者を集めることに成功した。空き店舗率は平成二十年の二一・一割から平成二十六年度には一〇・八割まで減少した。しかし、核施設を結ぶモール部分である商店街までは賑わいが十分には波及しなかったため、今後は商店街へ通行者を誘導する仕掛けづくりが課題である。

一三、議員定数削減を求める住民直接請求運動

平成十八年（二〇〇六）二月に大村市議会議員定数を二八名から二二名へ削減を求める住民直接請求運動が起こった。市議会は三月の定例会で議員定数等特別委員会を設置し、議員定数について調査研究を開始した。さらに四月には、定数を二二名とし、条例改廃を求める住民直接請求がなされた。集められた改廃を求める署名は一万二七六八人にも及び、地方自治法で定められた条例の制定・改廃を求めるのに必要な有権者の五〇分の一（当時は一三七四人⁴⁸）をはるかに上回る数であった。五月に臨時議会が開会され、同特別委員会で継続審査となった。同年六月定例会で住民の強い意思を受け止めるとともに、今後の地方分権の進展による事務量の増大、現在大村市の抱える行政課題を考慮した上で検



写真2-10 平成19年 大村市議会議員

討した結果、同特別委員会から議員定数は二八名から二五名に条例を修正すべきとの報告があった⁴⁹⁾。本会議で可決された結果、議員定数は二五名に削減された。定数が二五名となって初めて市議会議員選挙が実施されたのは、平成十九年四月であり、投票率は六六・二割であった(写真2-10)。

四、企業と研究・大学施設の誘致実現

松本市政では市内への企業や研究・大学施設の誘致が次々と決定した。ハイテクパーク大村に続き、オフィスパーク大村には表2-5にみられる業種が立地し、平成二十四年(二〇一二年)八月に完売した。松本市長は平成十五年から学術研究機関の誘致を掲げ、平成十六年に新衛生公害研究所(現長崎県環境保健研究センター⁵⁰⁾)の立地が実現した。戦後の一時期、推進された学園都市構想は時代を経ても市の環境条件を最大限に生かせる利点を持っており、再び市長を中心に大学施設の誘致に注力した結果、平成二十一年に活水女子大学看護学部の開設が実現した。さらに、老朽化した長崎県立図書館の建て替えに伴う選地に当たり、誘致を競った本市、長崎市、川棚町の中から県央である大村市に「県立・大村市立二体型図書館」(仮称)の立地が平成二十五年に決定した。平成十七年度から市と市民が一体となった誘致活動の結果である。現在、平成三十年(二〇一八年)開館に

表2-5 オフィスパーク大村に立地する企業、業種

会社名	事業内容
株式会社ラボ/株式会社康井精機	特定サービス業(主要取引先は化学・電機関連等)
株式会社ジーエスエレテック九州	製造業、自動車用部品ワイヤーネスの製造・組立等
SUMCO TECHXIV株式会社	製造業(シリコンウエーハ)
株式会社九電工 大村営業所	総合設備業
株式会社長崎中発	自動車用ばね及びコントロールケーブルの製造
株式会社木村	菓子・食品・食材の卸売、米菓・漬物・土産物の製造販売
日野出株式会社	包装資材、家庭紙、店舗用品の卸販売
株式会社クライム・ワークス	鉄・非鉄金属及び樹肥切削試作品加工等
株式会社アルカディア大村	企業誘致、中小企業基盤整備
株式会社ハマエンジニアリング	半導体製造装置構成部品の販売等
伸和コントロールズ株式会社	電気機械器具製造業
株式会社バイオジェノミクス	健康食品「乳酸菌生物物質」製造メーカー
エビブルー株式会社	半導体製造装置の開発・製造・販売等
旭九州株式会社	自動車内装品シートカバー縫製

【註】オフィスパーク大村企業誘致推進協議会編『この地からアジアへ、そして世界へ。大いなる発展のステージ OMURA』Commemoration of Sales Completion of Office Park Omuraオフィスパーク完売記念(オフィスパーク大村企業誘致推進協議会 2013)、新月会HP (<http://www.omura-oa.com/shingetsukai/>)を参考に作成

向けて準備が進んでいる。

一五、松本崇市長の急死

平成二十七年(二〇一五)九月定例市議会中、六期市長を務めた松本市長が病気で急死した。平成十四年の就任以降、急速に進む地方分権下の市政運営の中でも競艇事業の立て直し、財政健全化・行政改革の実施など市政の内側の改革だけでなく、企業や各種機関・施設の誘致、また夜間初期診療センターの開設や子育て世帯向け公営住宅の建設、第三子以降の新生児への祝い金など他市にはない子育て支援施策⁵⁾は松本市長の手腕によるところが大きかった。また市史編さん事業にも着手し、『新編大村市史』第一巻自然・原始・古代編を平成二十五年度に発刊し、全五巻の編さんに取り組んだ。

九月三十日、体育文化センターにおいて、松本家及び市によって葬儀は市葬で執り行われた(写真2-11)。

その後、十一月八日に行われた市長選挙の結果、第二世代市長には市議会議員であった園田裕史が就任した。

◆四 園田裕史市政のはじまりとこれからの大村市(平成二十七年(二〇一五)十一月〜)

本市は県央に位置し、地の利を生まれ持っている。この地の利を本市域に居住した人々が時代と状況に応じて活かし、時には外国に影響を与えるほどの歴史を刻んできた。私たちの生きる今はそうした先人が築いた歴史の上にあり、また次の時代へ橋渡しの最中にある。

本市は九州西端の一小都市であり、発展的視点においては多くの不利な点も抱えている。平成二十七年度(二〇一五)国勢調査速報は、全国三九道府県の人口減少を報じた。大都市大阪でさえ人口が減少する時代が到来した。



写真2-11 松本崇市長の市葬

全国の自治体が消滅を回避するため高齢化、過疎化の対策に苦心する中、本市は県下の市で唯一人口が増加し続けているというアドバンテージがあり、更なる発展の可能性を有している。これまでの市政のあゆみを見て分かるように、国・県の機関や民間企業の集積が進み、また高速交通網が整備されてきた結果、現在それらが相乗的に作用し、本市の拠点性・求心力を一層高めている。

一・新市長の所信表明

平成二十七年(二〇一五)十一月に就任した園田裕史市長(写真2-12)は十二月の所信表明で「新幹線新大村駅(仮称)の周辺整備」「県立・市立一体型図書館(仮称)の建設」「新工業団地の造成」が今後の大型プロジェクトであり、市民に理解と協力を仰ぐとともに着実な推進を決意した。さらに三月の平成二十八年度施政方針では「教育・文化」「農業水産業」「子育て支援」「都市整備」「経済・雇用」「高齢者・障害者支援」を柱として、深刻化する少子高齢化に備えるため安倍政権が進める「地方創生」に対応した施策の推進を発表した。

特に進行する高齢化に対して厚生労働省が推進する「地域包括ケアシステム」の構築は必須である。地域包括ケアシステムとは、重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の支援・サービスを一体的に提供する体制である(52)。団塊世代が七五歳以上



写真2-12 第22代市長 園田裕史

となる二〇二五年を用途に、地域差のある高齢者人口と各地域に応じた市町村や都道府県が作り上げる必要があるため、本市的確にニーズに応じて構築する必要がある。

二・人口一〇万人都市を目指して

国立社会保障・人口問題研究所によると今後高齢化の進行によって平成三十二年(二〇二〇)をピークに人口は減少へ移行し、本市は四〇年後には約七万七〇〇〇人まで減少すると推計された。これは全国的

な傾向であり、かつて岩手県知事を務めた増田寛也は平成二十六年に「消滅する市町村523―壊死する地方都市―」で急減する人口に対する早期対応を指摘するため、二〇四〇年に人口一万人以下となり、減少率が高い「消滅可能性都市」を公表している。この都市選定の指標となるのは出生率の鍵を握る二〇～三九歳の女性人口であり、市町村におけるその割合の低さが人口減少に直結し、同論文では、人口問題には長期的かつ総合的な対応と長期ビジョンや総合戦略の推進が急務と提言している。

全国的に人口減少が進む中で本市は一九七〇年代以降人口の増加が続いている。人口増加の要因は、自然増と社会増に分けられるが、近年は出生数がほぼ横ばいとなる一方で、高齢者人口の年齢が上がった分、死亡者数が増加し、自然増は減少傾向にある。また市の出生率の鍵を握る二〇～三九歳の女性人口は平成二年（一九九〇）から増加を続けてきたが、平成十七年（二〇〇五）以降は減少の傾向にある。市への転入は県内の近隣自治体からが多く、転入超過であるが、主に一五～二四歳以外の年齢層である。一方、転出は一五～二四歳の年齢層を主に福岡・東京など大都市を指向するもので、対県外では転出超過である。

本市は、平成二十七年に「大村人口ビジョン」と「大村市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。二〇二五年に一九七〇年代から続いている人口増加を維持して人口一〇万人都市を、二〇六〇年には人口九・八万人を目指す戦略である。具体的には出生数の増加と定住人口の増加への取組が開始された。まず、子育て支援として子ども医療費助成の充実は平成二十八年度施政方針でも触れられ、従来小学生までであった医療費の無料化を中学生まで拡大するための調査研究に着手するとともに、インフルエンザ予防接種費用助成も小学生までの対象拡大を表明した。次に、雇用の確保は先述した一五～二四歳の県外転出を是正するためにも重要で、新工業団地の整備、企業誘致と併せて、地場産業の育成推進を掲げた。新工業団地は東大村に四区画、約二・四畝の用地で、平成三十年の完成予定で進められている。さらに、活気あるまちづくりとして平成三十四年度に開業予定の九州新幹線長崎ルートを視野に入れ、推進中の多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、公共交通ネットワークの再構築

を掲げている。居住と都市機能の集約を図る誘導区域を複数決定し、その区域を公共交通で結ぶ構想であるとともに、市街地の拡散に歯止めをかける方策も練られている。

三．水資源の確保

本市の広大な扇状地が生み出す地下水は市民共有の貴重な資源であり、更なる人口増を目指すには良質な水資源は必須である。しかし、現在に至るまで人口増加や丘陵部を工業団地として伐開し、そこでの操業に要する給水などにより、供給維持に課題が生じた。それは経年による給水能力低下、塩水化、水質悪化などで、天水を蓄えるダムも天候不良による少雨に左右され、平成十七～二十一年には渇水を経験した。その際は、市民に節水を呼びかけた。

そうした状況に対応するため、市では平成二十三年に「大村市水道ビジョン（おおむらCSプロジェクト）」を策定し、平成二十三～三十二年（二〇二〇）までの一〇年間に水源の確保と老朽化した配水施設の更新・整備を計画した。特に水源余裕率は二十一年時点で一〇・四割と低く、水源の確保は重要施策となった。具体案として、休止水源の浄水処理や新規水源の開発、また、長崎県を通じて多目的ダムである萱瀬ダムの活用について少雨対策を練る予定である。実際に、平成二十三年四月から新規水源である才福寺水源（写真2-13）の供用と、同年六月には、休止していた杭出津水源が紫外線処理を導入し供用開始した。さらに、松原水源を新幹線工事の進捗に合わせて着工予定である。

現況においては、水洗トイレの技術進歩で、少ない水量で済むようになり、給水量がピーク時から減少した。そのため現在は多少余裕が生まれている。一方で農業用水はビニールハウス栽培が必要であり、今後も確保が必須である。



写真2-13 才福寺水源

四、未来への投資

戦後から本市の歳出で比重が大きかった民生費は、昭和三十年代からしばしば市財政を圧迫する要因の一つとして見直しが図られてきた。これからの人口構成を踏まえれば、増加人口に対する民生費の確保が必要となる。

図13は市の民生費の推移である。戦後から昭和四十年代中頃までは横ばいに推移したが、それ以降急激に上昇し右肩上がりになる。平成十年代前半からの上昇ラインは更に厳しくなっている。なお平成十一年度（一九九九）の突出が目立つ。これは社会福祉費で老人福祉費の急増による。

老人福祉対策事業が実施され、在宅老人等生活環境改善事業、介護保険円滑導入基金積立金で一時的に増加した。

このような状況が本市に限られたことであるのかを見るため、平成期に限り近隣二自治体と比較した。まず本市を含む三市の平成二十二～二十六年度の歳入歳出決算概況は図2-14のとおりである。市によって全く異なる折れ線を示し、同じ時期・情勢下においても財政状況は大いに異なることが分かる。次に、歳出における主要費（民生費、土木費、教育費）別比率を比較する（図2-15～17）。本市の民生費は十六年度から、B市（図2-16）は十三年度から急激に増加しており、若干のずれがある。C市（図2-17）は、そもそも歳出中に占める民生費の割合が他の二市より小さく、十六年度に一度増加するがその後は抑制される。それでもC市においても二十二年から本市、B市のような上昇傾向に推移する。つまり民生費の大幅な上昇は市によって時期に違

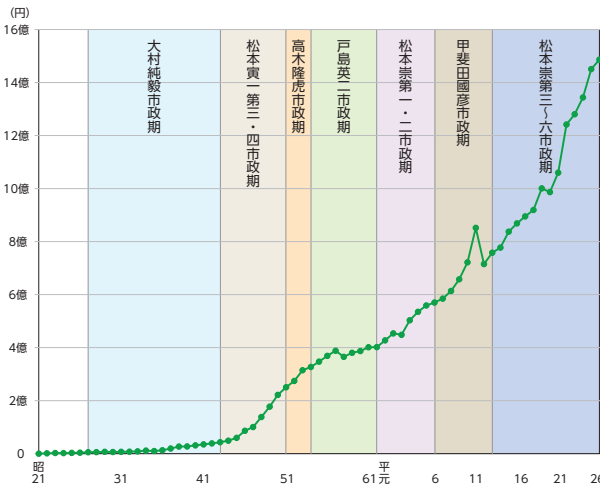


図2-13 大村市の民生費推移

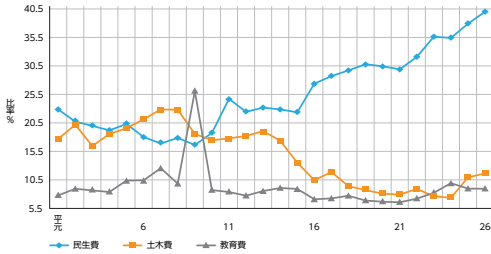


図2-15 大村市 主要費別比率

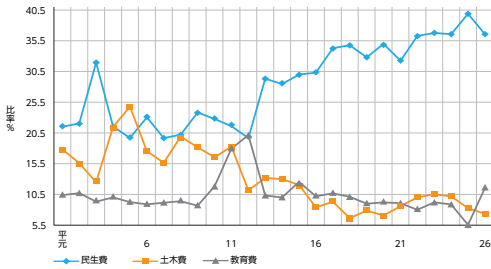


図2-16 B市 主要費別比率

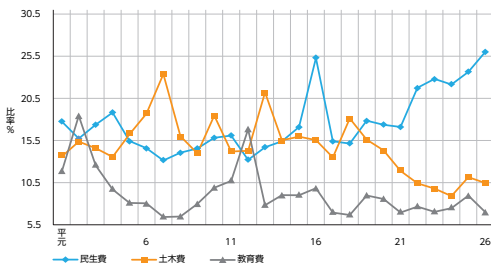


図2-17 C市 主要費別比率

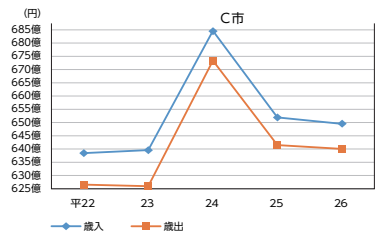
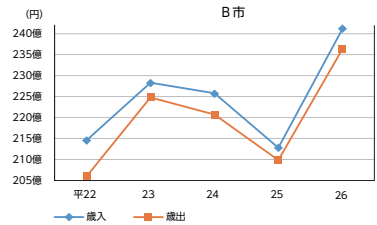
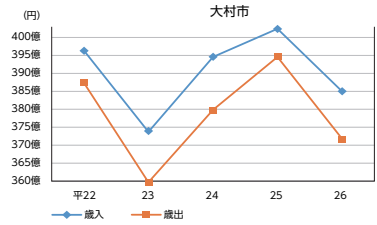


図2-14 3市の平成22～26年度歳入歳出決算概況

【註】図2-14～17は各市の決算書（一般会計）から歳入・歳出と各費の総額を参考に作成

いがあるが、上昇が始まる。また始まっており、民生費と他二費の開きが顕著になっている。さらに本市では民生費のこういった費目が増加しているのか内訳に注目したい。図2-18であるが、十四年度以降、児童福祉費が他費よりも増加傾向が強く推移している。これは子育て支援であり、二十三年度にはこども未来部が新設された。特に平成二十二、二十三年度は子ども手当が導入され、二十四年度以降は児童措置費に児童

手当支給事業が移行し、増加していることが分かる。こうした事業は全国で実施されており、B、C市でも二十二年以降民生費が増加した要因と考えられる。少子化は日本という国レベルで直面し、喫緊かつ抜本的な対策を要する問題であり、今後は高齢化と併せて拡充が求められる分野である。限られてくる歳入の中での継続的な民生費の確保が課題である。

五、明日の大村市を目指して

大村市民は、終戦直後の食糧難や昭和三十一年度の財政再建団体転落の危機、昭和三十年代には諫早豪雨など甚大な災害を相次ぎ経験してきた。そのような危機的状況下にあっても、乗り越えることができたのは、市民と行政・議会の団結力があつたからである。市民生活の向上を目指した福祉の充実、下水道事業は県下でいち早く取り組んだ。大村市飛躍の一翼を担ったオフィス・アルカディア事業は全国第一号の指定を受けて実施され、多くの企業の協力も得て、大きく実を結んだ。これら前例の少ないことに挑戦する先取性があればこそ、実現できた。

そうした団結力、先取性は長い歴史の中で培われ、現在の大村市民に継承された強味である。これからの市政には、市街地に張り巡らされたインフラの維持や未来を担う子どもたちを育む教育環境の提供はもちろん、恵まれた多良山系と大村湾の自然を損なうことなく、仕事、生活の活気を持続・発展させる長期的で戦略性を備えた運営が必要である。そしてその前提には、これまで経験したことのない少子高齢化による人口減少を見据え、何のためにいつ、どういった施策を打ち出していくのが肝要である。そうした施策の実現にはこれまでの歴史を羅針盤に、行政・議会（写真2-14）、子供から高齢者までの市民総参加「オール大村」の力を必要とする。明日の大村市の姿は、これからの私たちのあゆみにかかっている。

（佐原貴子）

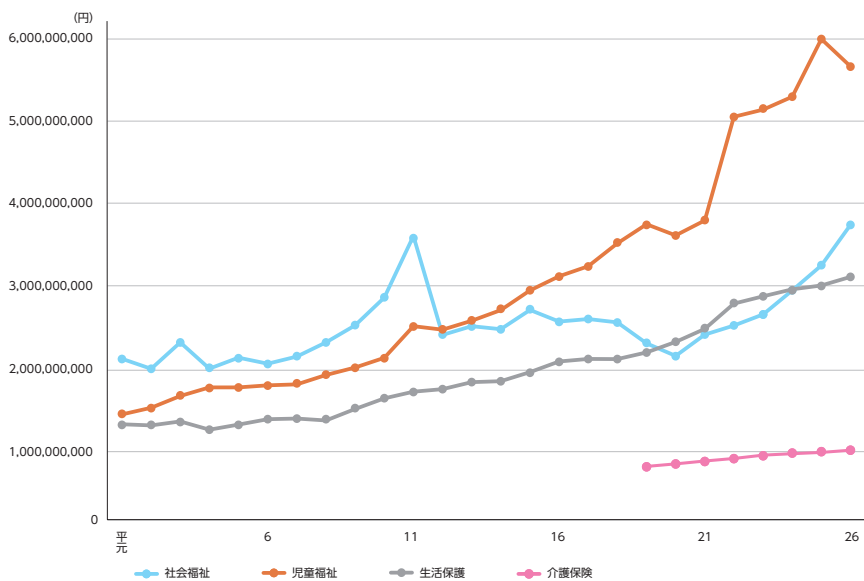


図2-18 大村市民生費の主な内訳の変遷



写真2-14 平成27年 大村市議会議員

註

- (1) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九八七) 昭和六十二年四月二十、二十一、二十二日付記事
- (2) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九八七) 昭和六十二年四月二十七日付記事
- (3) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 一九八七) 昭和六十二年四月二十九日付記事(大村市作成「新聞スクラップ」昭和六十二年二月二十七日～五月二十四日)「所収」
- (4) 前掲註(3)
- (5) 「定住圏構想」とも言われる。
- (6) 大村市編『大村市総合計画基本計画』昭和六十一～六十五年(大村市 一九八六)
- (7) 前掲註(6)
- (8) 大村市、(財)長崎県住宅センター編『大村市域公共賃貸住宅再生マスタープラン策定報告書』(大村市、(財)長崎県住宅センター 一九九三)
- (9) 大村市第一次行政改革資料(総務課所蔵)
- (10) 臨時行政調査会「行政改革に関する第3次答申(基本答申)」(一九八二)、大藪俊志「地方行政改革の諸相―自治体行政改革の課題と方向性―」(佛教大学総合研究所編『佛教大学総合研究所紀要』第21号 佛教大学総合研究所 二〇一四)
- (11) 大村市編『市政だよりおおむら』昭和六十年六月一日(大村市 一九八五)、「大村市行政改革大綱実施計画(昭和六十一年度)実施結果」
- (12) 前掲註(11)
- (13) 大村市編『大村市人口ビジョン』(PDF版)(大村市公式ホームページ<http://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html>)
- (14) 大村市編『大村市総合計画基本計画』平成三年～七年(大村市 一九九一)
- (15) 大村市編『広報おおむら』平成九年四月号(大村市 一九九七)
- (16) 親和銀行調査部「期待される長崎県中央地方拠点都市地域」(親和銀行調査部編『調査月報』R&I No.18 親和銀行調査部 一九九三)
- (17) 前掲註(16)から抜粋。
- (18) 経済産業省ホームページ「[参考②](http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e10305c1.pdf)」 FANZ法の概要」(<http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e10305c1.pdf>)参照。
平成二十八年二月閲覧。

- (19) 県央地域広域市町村圏組合編「長崎県央地方拠点都市地域基本計画」三海一果のくにつくり(県央地域広域市町村圏組合一九九三)
- (20) 昭和少年使節団派遣事業実行委員会編「昭和少年使節団1988」(昭和少年使節団派遣事業実行委員会 一九八二)、松本崇「昭和少年使節を派遣して」(大村史談会編「大村史談」第二十九号 大村史談 一九八六)
- (21) 大村市編「広報おおむら」昭和六十三年九月号(大村市 一九八八)
- (22) 以下、大村少年使節団については、大村市編「広報おおむら」(大村市 一九九〇)平成二年四、七、八月号を参照。
- (23) 前掲註(22)「広報おおむら」平成二年四月号
- (24) 福祉医療制度については福祉総務課編「福祉医療制度経過表」を参照。
- (25) 前掲註(24)市単独分に限る。
- (26) 前掲註(24)平成五年まで二歳児は入院のみの支給であった。
- (27) 西日本新聞社編「西日本新聞」(西日本新聞社 一九九四)平成六年十月十二日付記事(大村市作成)「新聞スクラップ」(平成六年九月二十三日～十月十二日)「所収」
- (28) 前掲註(27)
- (29) 前掲註(27)
- (30) 長崎新聞社編「長崎新聞」(長崎新聞社 一九九四)平成六年十月十八日付記事(大村市作成)「新聞スクラップ」(平成六年十月十二日～十月二十五日)「所収」
- (31) 総務省公式ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintoket/writpaper/ja/h/25/pdf/>)総務省編「平成25年版情報通信白書」(CT白書(総務省 二〇一三)(PDF版) 平成二十八年三月閲覧)
- (32) 大村市編「大村市総合計画 基本構想1996」活力とふれあいあふれる臨空交流都市をめざして(大村市 一九九七)
- (33) 「平成10年第5回、第6回、第7回大村市議会会議録」(大村市議会事務局所蔵) 六九頁
- (34) 大村市教育委員会編「大村市の教育」平成27年度(大村市教育委員会 二〇一五)
- (35) 地方財政情報館公式ホームページ(<http://www.zaisiohoho.com/deco/>)「財政用語小辞典」平成二十八年三月十六日閲覧。
- (36) 長崎新聞社編「長崎新聞」(長崎新聞社 二〇〇二)平成十四年九月二十六日付記事(大村市作成)「新聞スクラップ」(平成十四年九月六日～二十六日)「所収」
- (37) 大村市編「広報おおむら」平成七年四月号(大村市 一九九五)

- (38) 大村市編『広報おおむら』平成九年四月号(大村市 一九九七)
- (39) シントラ市との姉妹都市提携に関しては、大村市公式ホームページ姉妹都市ポルトガル共和国シントラ市(<http://www.city.omura.nagasaki.jp/kouryuu/kyoiku/koryu/koryu/shimai/sintorashi.html>)平成二十八年三月閲覧。大村国際交流使節団編『天正の夢 平成の夢(大村市 一九九八)を参照。
- (40) 東洋経済新報社編『都市データバック』一九八九〜二〇一四年度版(東洋経済新報社 一九八九〜二〇一四)
- (41) 「平成六年第六回、第七回大村市議会会議録」(大村市議会事務局所蔵) 四七頁
- (42) 西日本新聞社編『西日本新聞』(西日本新聞社 二〇〇二)平成十四年十月十六日付記事(大村市作成)「新聞スクラップ」(平成十四年九月二十七日〜十月十八日)「所収」
- (43) 西日本新聞社編『西日本新聞』(西日本新聞社 二〇〇二)平成十四年十月十七日付記事(前掲註(42))「新聞スクラップ」「所収」
- (44) 大村市財政課作成「第三次財政健全化計画」
- (45) 前掲註(44)
- (46) 大村市編『広報おおむら』平成二十年四月号(大村市 二〇〇八)
- (47) 前掲註(46)
- (48) 「平成十八年第三回臨時会大村市議会議事録」(大村市議会事務局所蔵) 二〇頁
- (49) 「平成十八年度第四回定例会大村市議会議事録」(大村市議会事務局所蔵) 二二三〜九頁
- (50) 環境保健研究センターは環境保健研究センターパンフレット(長崎県公式ホームページ(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/07/1469082178.pdf>))上で平成二十八年三月閲覧)に「ちるる」平成二十三年、環境部に移管されよう。
- (51) 菊森淳文「日本で最も住みたくなるまち」への挑戦〜長崎県大村市の財政再建から未来戦略への道程〜(一般財団法人日本経済研究所編『日経研月報』2015年5月号 一般財団法人日本経済研究所 二〇一五)
- (52) 厚生労働省公式ホームページ「地域包括ケアシステム」(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/)(平成二十七年三月閲覧)

参考文献

国土庁編「第四次全国総合開発計画」(国土庁 一九八七)

- 〔全国総合開発計画の比較〕(<http://www.mit.go.jp/common/001116820.pdf>)
- 太田愛之ほか『日本経済の二千年』改訂版(劉草書房 二〇一五)
- 浅子和美ほか『入門・日本経済』第五版(有斐閣 二〇一六)
- 三和良『概説日本経済史近現代』第3版(東京大学出版会 二〇一四)
- 野口悠紀雄『戦後経済史』(東洋経済新報社 二〇一五)
- 大藪俊志『地方行政改革の諸相―自治体行政改革の課題と方向性―』(佛教大学総合研究所編『佛教大学総合研究所紀要』第21号 佛教大学総合研究所 二〇一四)
- 岡本全勝『行政改革の現在位置とその進化と課題』(北海道大学公共政策大学院『年報 公共政策学』第五号 北海道大学公共政策大学院 二〇一四)
- 三村真人ほか『港湾物流におけるFAZについての一考察』(『国際経営フォーラム』編集委員会編『国際経営フォーラム』No.15 神奈川大学国際経営研究所 一〇〇四)
- 神野直彦ほか『日本の地方財政』(有斐閣 二〇一四)
- 『バブル経済とその崩壊』経済学入門ホームページ(<http://keza1.net/>)(平成二十七年三月閲覧)
- 諸富徹編『日本財政の現代史Ⅱ』バブルとその崩壊1986～2000年(有斐閣 二〇一四)
- 小西砂千夫編『日本財政の現代史Ⅲ』構造改革とその行き詰まり2001年～(有斐閣 二〇一四)
- 大村市編『大村市人口ビジョン』(大村市 二〇一五)
- G. B. ダンツイクほか・森口繁一『コンパクト・シティ』(日科技連出版社 一九七四)
- 大村市編『大村市中心市街地活性化基本計画』(大村市 二〇〇九)
- 大村市編『認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告』(大村市 二〇一五)
- 大村市水道局編『大村市水道ビジョン』(大村市上下水道局 二〇一四)
- 大村市編『昭和六十二年大村市一般会計特別会計歳入歳出決算事項別明細書』(大村市 一九八七)～『平成二十六年大村市一般会計特別会計歳入歳出決算事項別明細書』(大村市 二〇一四)
- 諫早市編『諫早市歳入歳出決算書』平成元年度～二十六年度(諫早市 一九八九～二〇一四)
- 島原市編『平成元年度島原市一般会計歳入歳出決算書』(島原市 一九八九)～『平成二十六年島原市一般会計歳入歳出決算書』(島原市 二〇一四)

第二節 ボートレースと大村

一 日本初のボートレース場設置

本節ではボートレース大村①の歴史を辿る。

当項での通史は『大村競艇史』②を基本文献としてボート競走場の設置までを追う。誘致から初レース開催までが非常に短期間で進行した。

昭和二十六年（一九五二）六月十八日、「モーターボート競走法」が制定公布された。ボートレースの生みの親として知られる笹川良一は「ボートを使った公営競技なら、造船業や海運業の発展につながり、海国である日本を再興できると確信している③」。

大村市は、農業以上に財政を潤沢にするだけの産業を持たず、戦争中は軍都として発展したため、終戦で陸海軍が解体すると、市は存立基盤を失い財政運営が困難になり、その再建をいかにするかが迫られた。折しも昭和二十三年（一九四八）に「自転車競技法」が公布され、福岡県小倉市（現北九州市）を皮切りに、県内では長崎市、佐世保市などが競輪事業を開始した。そこで大村市は波静かな大村湾を生かして競艇導入を決めるが、それについて柳原敏一市長は市制存立の窮余の決断としている。

モーターボート競走を必要とする最大の理由は、戦時中の大村市が軍施設に依拠し、それが終戦により潰滅し、それに伴う失業者が大量に生じ、軍関係住宅へ各地から移住してきた戦災者、海外各地からの引揚者が殺到したので、生活保護法に基づく援護費と失業対策事業費の財源を確保することが目的であった。その他の理由を列挙すると、競艇を利用し、観光客を誘致するという観光都市の発展、被災・老朽化した学校校舎の建て替えと新改築、長崎大学学芸学部と教養部を設置し、総合運動場等を建設することなど学園都市の建設、市内に残存する軍施設跡の土地を開墾し、食糧増産を図る。さらには、インフラ施設の災害復旧を促進し、更に治山治水ダム建設、水田灌漑と発電工事を

通じた農村の電化と農地の改良を行い、生産力の発展を図ることであった。

因みに、昭和二十五、二十六年の大村市の人口比率に占める引揚者、戦災者、遺家族は各々一〇、九、七割であり、合わせて大村市人口の二六割であった。

中川照文は、「地方競馬、競輪、オートレース、競艇といった地方公営競技は、約半世紀にわたり地方自治体によって経営がなされ、その生み出した莫大な収益は、主に地方行政の財源として活用されてきた」とし、「公営競技とは、賭けの対象となる専用競技があり、これの勝敗に賭けるものをいう」と位置付け、競艇の目的をモーターボート等船舶に関する事業等の振興、海事思想の普及、観光事業・体育等公益事業の推進、地方財政の改善⁽⁴⁾であるとしている。

六月十一日、市議会で市政研究会を開催して、ボート競走場の誘致を討議した。これは「モーターボート競走法」の制定公布七日前だった。このことは、衆参両院における法案審議過程で分かる⁽⁵⁾。法案は三月十二日に議員提案として第一〇回国会に提出され、二十九日に衆議院本会議で可決したが、二ヵ月後の六月二日に参議院で否決され、五日に衆議院で再可決された。恐らく、大村市議会はこれをもって法案の制定公布は間近と考え、ボート競走場の誘致を討議したと考えられる。

大村市ではモーターボート設置事務所を設置し、同所は後に競艇事業を独立主幹する大村市事業課に進展した。六月二十六日に長崎県モーターボート競走会設立発起人会を立ち上げ、七月五日に創立総会を行った。その後、大村市議会でモーターボート競走場正式設置を議決し、玖島崎海岸に競走場の設置を決定した。玖島崎は元來、大村純毅の私有地であった。何度か柳原市長は上京し理解を求めたが、許可を得られなかった。純毅自身の考えの中に大村家由緒の玖島崎を賭け事で使用することに抵抗があったためである。そして誘致委員会副委員長の大村純之が説得に動いた。純之は大村純毅家の分家であった。最終的に純之の説得に折れた純毅は競走場の着工を許した。七月二十五日、競走場の鋳入式を行った。工事は十月三十日に完了した。

この間、大村市はモーターボート競走場の誘致合戦に臨み、佐世保市、長崎市、西彼杵郡日見村網場（現長崎市網場

町)、西彼杵郡時津町の計五市町村で争ったが、八月下旬正式に大村市への設置が決定した。

表2-6によるとボート競走場の建設に要する資金は、約一三〇〇万円であった。七月十六日の臨時市議会では特別会計の設定が可決されたが、その際、市当局は表2-6のように収支を予測した。表を見れば明らかだが、収入と支出を差し引いて五二三万四〇〇〇円の赤字となり、財政窮迫により始めた事業であった。その対策に苦慮していたところ、親和銀行から二〇〇〇万円の融資を受けることになり、単純に一四七万円の余裕が生まれた。直接の融資を行ったのは親和銀行大村支店である。昭和十六年の発足当初から日本銀行代理店であった同支店は、昭和二十五年に大村市金庫となり、大村市と早い時期からつながりがあった。また、昭和二十七年には競艇場に行員を派出するなどしている(6)。以上のことから、莫大な資金を融資したものと推測される。

十月四日には、大村市議会で大村市モーターボート競走場条例を可決した。十月十日には、大村湾東部漁業協同組合から海面使用の了解を得た。

昭和二十六年十二月二日付『長崎日日新聞』(7)には柳原市長の言葉が掲載されている。

やつと認可があり喜びにたえない、選手、審判員などの登録が済み次第レース開始の運びとなるが、気候、気象関係もあるので大村市としては来年花咲くころを待ち全国のトップを切つて花々しく開幕したいと考えている。

二 全国初開催とその後の変遷

ボートがいつ初開催されるか不透明なまま、昭和二十七年(一九五二)の正月を迎えた。初開催を望む世論の声は高まり、東京の競走会連合会へ交渉するため、大村市議会議員の西謙太郎は、職員と上京した。そして、昭和二十七年四月六・七・八日の三日間が全国での初開催(写真2-15)の運びとなった。昭和二十七年四月七日付『長崎日日新聞』

表2-6 競走場に関する収支予測

昭和26年度分事業収入	6833万0000円
支 出	
競走場建設費	1345万4000円
業務費	100万0000円
払い戻し金など諸支出金	5726万0000円
予備費	185万0000円
決 算	-523万4000円

【註】大村競艇史編集委員会編『大村競艇史』(大村市 1989年) 34頁「建設資金の借入れ」から作成

(8)に「待望久しかった大村市のモーターボートレースは全国の視聴を集め、関係者のはちきれんばかりの緊張裏に6日午前10時30分第1レースを開始」したとある。

三日間の売り上げは表2-7のとおりである。

『大村競艇史』では、入場者数に比して売上げは少なく、六〇万円余の赤字が生じたのは、初レースであり買い控えた観客が多かったことによるものと分析している(9)。

初開催に柳原市長は次のコメントを寄せた(10)。

最初のレースとしてはスムーズに運営出来たことを喜んでいる、現在の競輪と比較するのではなくかけ出し時代の競輪と比較検討されねばならない、その点ではこのレースは一応成功だ、今後のレース運営には今度の体験を生かし最善をつくしたい。

『大村競艇史』によれば、昭和二十八年(一九五三)夏には純利益金が約八三〇万円で大村市の財源の王座になったが、秋になると人出が減り、九月中の一・二節は一日売上金が四〇〇万円を割った(11)。市議会では理事者側の責任を迫る意見が出て、市民からも不信の声が大きくなり、「競艇廃止論」が出るまでになった。昭和三十二年(一九五七)七月二十五日、大村市は大雨の影響で未曾有の大水害に見舞われ、この影響により七月と八月のレースは中止となった。これも純利益金に影響を及ぼした(12)。競艇廃止論が出る中、売上向上のため様々な企画が考え出された。特別レースやイベントなどもその一環で、売上げ向上策は初の女子ダービー海の女王決定戦、男女対抗力道山賞争奪戦ほか様々



写真2-15 初開催時ポスター
(大村市競艇企業局提供)

表2-7 昭和27年初開催3日間の売上成績及び入場者

月 日	天候	入場者(人)			売上金(円)
		有料	無料	小計	
4月6日	快晴	8,226	923	9,149	2,641,700
4月7日	雨	1,337	436	1,773	701,400
4月8日	曇	4,843	1,201	6,044	2,838,700
合計(人・円)		14,406	2,560	16966	6,181,800

【註】大村競艇史編集委員会編『大村競艇史』(大村市 1989年) 72頁「初開催3日間の売り上げ」、同78頁「売上成績及入場者」(表)を編集し、執筆者が加筆した。

であった。また、職員らはその他の収入の増収を図り、商店・会社・飲食店など友人などを頼って広告を集めた。競艇用ボートには「出雲屋」「松島(屋)」「銀馬車」「高島真珠」「チェリー豆」「ヘデックパウダー」など店名や社名広告が描かれた。昭和三十七年(一九六二)には飛行機による宣伝も始まった¹³⁾。

昭和三十年代は大村ボート(巻頭写真)にとつて厳しい時代であったとされる。その一つには荒天によるレースの中止があった。大村湾は時折風が強く、特に冬期は荒天が多く一日のみの開催もあった。そこで、昭和三十七年防波堤建設へと動き始め、昭和三十九年(一九六四)頃、海運局など各地の防波堤を視察、横須賀市の運輸省試験場で波の実験調査等を通じて防波堤建設を目指した¹⁴⁾。

この頃、全国的に公営競技場は、施設環境の整備が課題となっており、競艇場の老朽化も進む一方であった。時限立法の競走法は将来性の不安があったが、昭和三十七年の法改正で存続問題が終息したので、業界による施設改善運動が始まった。

競争会連合会は運輸省とともに検討を重ね、「モーターボート競走場施設改善調査会」を設置し、昭和四十二年、運輸省告示第二十七号で「モーターボート競走場の構造及び設備の規格」を告示した。大村競走場では翌年から施設改善工事(総工事費三億円)に着手し、昭和四十四年に完成した。うち防波堤は昭和四十一年、工事(総工事費七四一七万円)に着手し、翌年完成した¹⁵⁾。

そして、高度成長と所得向上という国レベルの社会的背景により、大村ボ-

表2-8 昭和40～50年代の経緯

年次	事 蹟
昭和41年度(1966)	売上金は約17億8600万円、純利益金は約1億8500万円で、大村市自主財源の3分の2に当たる。
昭和42年度(1967)	正月レースで初開催以来の記録を作る。年間売上げは22億1540万円。観客も年々増加し、家族連れやマイカーが目立つようになる。長崎競輪廃止の影響もあり、7割以上は市外からの観客。
昭和44年度(1969)	売上金は46億5640万円。毎年20～30%の伸び率。
昭和45年度(1970)8月16日	入場者数6610人の新記録。
昭和46年度(1971)6月	1日売上げ1億円突破を達成。昭和46年度売上げは前年度比41.5%の大幅な伸びを示し、全国第1位の伸びとなる。
昭和47年度(1972)	スタンド棟建設。昭和47年以降も売上げは年々上昇。
昭和54年度(1979)	1日平均売上げ1億8431万円となり、周年レースでは1日の売上げ平均3億715万円となる。

【註】大村競艇史編集委員会編『大村競艇史』(大村市 1989年) 162頁「破竹の勢いの売り上げ上昇」から作成

トは、次第に売上げを向上させる。売上金は、開催初年の昭和二十七年には約三億円、二十八年には約四億円台に上昇したものの、二十九年約二億円台に下降した。三十年から持ち直した後約三億円台を確保し、その後一億円ずつ上昇し、昭和三十九年には約九億円までに上昇した。その勢いを借りて昭和四十年になって初めて、売上金額が一〇億円の大台に上昇し、一一億四三六五万八一〇〇円となった。表2-8は、昭和四十〜五十年代の経緯である。

一・ボート事業のかげりと対策

全国のボート全体の売上げも昭和五十五年（一九八〇）には、一兆六三〇〇億円を達成し、収益の多くは地方自治体の財源として活用され順調な発展を続けてきたが、オイルショックの影響で不景気となるとボートも昭和五十五年頃を境に勢いにかげりが見え始める。既に戦後三五年あまりが経過し社会が豊かになるにつれ、数少ない娯楽として存在していた公営競技は大きな曲がり角に直面しつつあった¹⁶。

全国のボート全体の売上げは、平成三年度（一九九一）に史上最高となる二兆二〇〇億円の売上げを記録することになるが、その後は、レジャーの多様化や景気の低迷などの影響を受け、レース場からは最盛期のような賑わいが徐々に減少していった¹⁷。

大村ボートでも、バブル経済の影響から平成二〜三年にかけては、売上げも過去最高を記録し、平成二年には三七億二九〇〇万円、平成三年には四〇二億一八〇〇万円を記録し、初の四〇〇億円を突破した。有料席と会員席からなるロイヤルスタンドが新設されたのもこの時期（平成三年四月）である¹⁸。

しかしながら、バブル経済の終焉とともに、公営競技を取り巻く情勢が厳しくなり、売上げ減少が続く中、大村ボートは何とか売上げ減少に歯止めをかけるべく、種々の取組を行った。平成八年（一九九六）三月には大型映像装置（ドラゴンアイ）が完成し、平成十二年（二〇〇〇）一月には、マークカード購入方式を導入。また、同年四月には外向前売発売所（愛称ブルー・ドラゴン）を開設した。平成十三年四〜六月にかけて、全投票所をマークカード方式に切り替え、投票方法を多様化した¹⁹。

マークカード導入によるメリットは二点あり、一点は売上げ向上で、二点めはマークカード導入による自動券売機の普及がもたらす、人件費の削減である⁽²⁰⁾。

しかし、これらの取組も売上げ減少に歯止めをかけることができず、八年連続で前年割れの売上げとなり、平成十五年にはついに一七七億一〇〇万円まで売上げを落とすことになり、再び存廃問題が浮上してくるのである⁽²¹⁾。この時期は、他の公営競技においても、全国的な冬の時代であり、売上高、入場者数はともに減少傾向にあり、深刻な状況にあった⁽²²⁾。

一般会計への繰出金を見ると、昭和二十七年（一九五二）から平成十三年（二〇〇一）までに累計で五六七億円となっている。これは、大村市の社会福祉や行政サービスの充実度が県内屈指と言われるまでになった要因である。繰出金は大村ポート開設当初から一定の繰出しが行われていたが、その後も順調に伸びを示して昭和四十一年（一九六六）には約一億六〇〇〇万円までに増加している。更に五年後の昭和四十六年には一一億二六〇〇万円までに拡大し、昭和五十二年に二九億九二〇〇万円と最高額に至る。その後は二五億円台を維持するが、昭和五十八年（一九八三）と五十九年は、一七億、一三億円に落ち込み、昭和六十年にはついに七億五〇〇〇万円まで落ち込んで長期停滞肩下がり状況となり、平成十四年（二〇〇二）には繰出金を出せなくなった⁽²³⁾。

二、収益金の還元

一般会計繰出金の使途について、大村市財政課作成の「競艇事業収益金使途状況」資料⁽²⁴⁾から見てみる。まず、それは公営企業繰出金・商工費・土木費・教育費・総務費・民生費・農林水産業費・衛生費・労働費・災害復旧費・その他（庁舎等整備事業など）に類別され、基本的にインフラ整備に使用される額が多い。

データが残る平成六〜十三年度（一九九四〜二〇〇一）までの状況を見ると、圧倒的に多いのが公営企業繰出金であり当該期第一位を維持しており、平成六年度は繰入金合計一七億円中六億二〇〇〇万円、平成十二年度には合計一〇億円中七億円となっている。

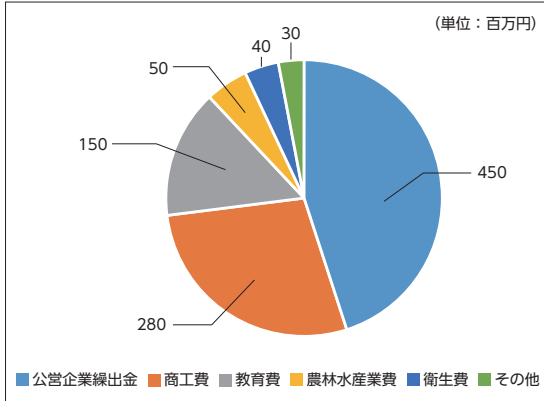


図2-19 平成10年度の競艇事業収益からの繰出金使途状況

表2-9 平成10年度競艇事業収益（繰出）金使途状況（内訳）

区分	事業	金額 (千円)
公営企業繰出金	公共下水道事業	200,000
	病院事業	150,000
	簡易水道事業	60,000
	農業集落排水事業	40,000
	計	450,000
商工費	工場関連施設整備事業	150,000
	工場団地整備事業	100,000
	企業誘致対策事業	20,000
	観光施設整備事業	10,000
	計	280,000
教育費	小学校施設整備事業	60,000
	中学校施設整備事業	50,000
	スポーツ施設整備事業	30,000
	学校給食施設整備事業	10,000
	計	150,000
農林水産業費	農林水産施設整備事業	50,000
	計	50,000
衛生費	保健福祉センター建設事業	40,000
	計	40,000
その他	庁舎等整備事業	20,000
	防火水槽設置事業	10,000
	計	30,000
合	計	1,000,000

【註】大村市財政課作成「競艇事業収益金使途状況」表（大村市財政課2015年現在）から作成

公営企業繰出金とは、水道等インフラ整備を目的としたもので、平成六年度には二億一〇〇〇万円、翌年度には最高額の二億八〇〇〇万円を使用した。二番目が商工費で、おおよそ二億円台を維持している。商工費は主に工場関連施設・工業団地整備事業などを目的としたもので、平成六年度には商工費の全額二億円を工業関連施設整備事業に使用した。また、平成七、八年度は商工費が最高額三億円を記録し、うち工場関連施設整備事業に一億八〇〇〇万円、残りの一億二〇〇〇万円を工場団地整備事業に使用した。

三番目が土木費で、おおよそ二億円台を維持している。土木費は道路・公園・街並みなどの整備事業を目的とし

たもので、平成六年には土木費二億円のうち、一億五〇〇〇万円を花と緑の街並み整備事業に、五〇〇〇万円を道路整備事業に使用している。翌年には土木費最高額の三億円を記録し、それぞれ一億五〇〇〇万円ずつを花と緑の街並み整備事業と森園公園整備事業に使用した。

そのほか、単年度で突発的に繰出金が多額なのが、主に小中学校施設やスポーツ関連施設整備事業を目的とした教育費であり、平成六年度には最高額四億三五〇〇万円を記録した。また、特徴的なのは、公立保育所管理費や保育料の無料化や不妊症支援対策、乳幼児向けの絵本作成などの事業に活用する地域振興基金を目的とした民生費で、平成十二、十三年度にはそれぞれ全額一億、二億円を公立保育所管理費に使用した。

図2-19は平成十年度（一九九八）の競艇事業収益からの繰出金使途状況を示したものである（25）。総額一〇億円のうち、最高額なのは公営企業繰出金の四億五〇〇〇万円（四五割）で各繰出金の内訳を表2-19に示した。

以上のとおり、大村競艇は、その収益によって市の財政に大きく貢献してきたが、売上高や入場者数の減少により大きな転換期を迎えることとなる。

次項では低迷期からの脱却について触れる。

三 現在のボートレース

本項では低迷期からどのように脱却したか、現代に至るまでの変遷に触れる。

売上げが長期低迷する中、平成十一年度（一九九九）には初めて赤字経営に転落し、平成十六年度（二〇〇四）までの六年連続で赤字となった。この間に、福祉施設等運営基金として積み立てた利益積立金も底をつき、平成十四年度からは、一般会計への繰出金も途絶えることとなる。この時期は、競艇事業だけではなく市の財政も大変厳しい状況になっていた。

そのような中、平成十四年十月の選挙で松本崇が市長に返り咲き、市財政の再建とボート事業の経営再建に取り組

むこととなった。松本市長は、決して大村だけではなく全国の競艇場が同じく財政的に厳しい状況としながら、「何と言ってもボートを赤字から黒字にすることによって、これが市全体の起爆剤と言うか、全体を善くするのはボートじゃないか。そう言う思いでチャレンジを」し、大村市政を舵取りしたと回顧している²⁶。

一、経営再建の始まり

平成十五年（二〇〇三）四月、当時企画財政部長であった遠藤謙二を競艇事業部長に就任させて、大改革を行っていく体制を作った。

市長は「私は財政を再建したいけれど、その核となる第一歩はボートを本当に黒字にすること」と伝え、それを受けて遠藤部長は三年の短期間で赤字を黒字に転換する「攻めの経営」を推し進め、「運営から経営へ」の掛け声のもと、収益指向の運営体制へと脱皮を図っていった²⁷。

平成十五年八月には、有識者や市民などからなる「大村ボート再生のための経営戦略会議」を設置し、様々な角度からボート事業の課題やあるべき姿を議論していった²⁸。

この戦略会議では、短期的な施策から中期の施策まで競艇事業の活性化の施策が幅広く議論され、大村競艇の今後の方向性が提言された。競艇事業部ではその提言を踏まえて「大村市競艇事業経営再建計画」（計画期間 平成十六年度から十八年度）を策定し、本格的に経営再建の道を歩むこととなる。

計画の策定に当たっては、シンクタンクの支援を得て徹底的に経営分析を行った。不要なコストの削減と顧客分析による売上げ拡大策を年次計画で実施していくものであった。

経営再建への取組の第一は、本場の魅力アップとイメージアップ戦略で、これまでの競艇場のイメージを払拭するため、スタンド内にフードコートやカフェを新設し、地元グルメの誘致も行い、明るい競艇場のイメージ作りによって、ファミリー・女性層の集客を図った。警備面では女性警備員を配置しソフト警備を充実させた。また、ハード面でもエスカレーターの新設や特別観覧席のリニューアルなどを実施した。平成十八年（二〇〇六）十二月三十

一日には第一期リニューアル工事が完了し、レーシングピア大村競艇として新たなスタートを切った。競技施設の面では強風でのレース中止がたびたび起こり、少なからずファンの離反につながっていたため、平成十六年(二〇〇四)にレース場西側に防風ネットを整備した。これにより台風を除けば、レースの中止は大幅に減少した。赤字経営の中でもこのように施設整備に取り組み、その投資額は第二期リニューアル工事(平成二十一、二十二年度)と併せて約三〇億円に上る。

第二は、広域発売の拡大と強化である。競艇事業の売上拡大には、本場だけの売上では限界があるため、将来を見据えて、電話投票(インターネット・携帯電話等)や専用場外発売の拡大が不可欠と考え、これら広域発売分野の強化を更に推進していった。

平成十六年七月に市内杭出津一丁目に前売場外おおむらを開設、同年十二月には、芦屋外二ヶ町競艇施行組合と共同で鹿児島県金峰町(現南さつま市)にポートピア金峰を開設した。平成十八年四月には、小規模場外発売場として、ミニポートピア長崎五島をオープンした。また、電話投票に関しては、ほかに先駆けて売上げに応じてポイント還元する電話投票会員制度マイルクラブ大村を創設した。この電話投票による場外販売は、現在でも競艇企業局が最も重視している施策で、平成二十五年には全売上げの四割弱を占めるまでになった⁽²⁹⁾。同時に無料のインターネットライブ放送でレース画像の配信を開始した。

第三は、魅力あるレースの展開とビッグレースの誘致である。レース自体の魅力を高めるため始めた出身校別で競う競艇甲子園や優勝経験のない選手を集めた夢の初優勝決定戦など斬新で目を引く大村独自のレースは、「企画レースの大村競艇」として、全国の注目を集めることになった⁽³⁰⁾。

二. ビッグレースの開催と組織の変革

また、地元ファンが待ち望んだビッグレースの誘致にも積極的に取り組んだ。ビッグレースとは、レースグレードの最上位である「SG」レースと全国発売の「GI」レースであるが、大村競艇では半世紀近く開催されていなかっ

た。女子王座決定戦は九六億円、新鋭王座決定戦は九四億円を売り上げて、経営改善に大きく貢献した。

また、平成十八年には第一回蛭子能収杯を開始した。これは長崎市出身の漫画家でタレントの蛭子能収が競艇ファンとして大村ボートにもよく足を運んだことから始まったものである。蛭子は「ボートレース殿堂」の選考委員長も務めている³¹⁾。

また、このような売上げ拡大策の一方では、あらゆるコストを見直し、広告宣伝費やファンサービス経費等の削減が必要なコストについては、大幅な見直しを行った。その一つが大きな財政負担となっていた人件費の見直しである。平成十五年に開催時臨時従事員の希望離職の申込みにより八四人が離職した。開催時臨時従事員は十五年度当初三三三三人が在籍していたが、十八年度末には二〇四人となり、再建計画の目標である二〇〇人体制をほぼ達成した³²⁾。

こうした一連の取組の結果、平成十七年度決算において、七年ぶりに単年度収支一億七〇〇〇万円の黒字に転換し、平成十八年度決算においても単年度収支約一億八〇〇〇万円の黒字を達成した³³⁾。

なお、収益均てん化を目的として設立され、長年にわたり大村競走場の第二施行者として運営を担ってきた「長崎県広域競艇組合（五市六町競艇組合）」は平成十七年度末に解散したため、平成十八年度からは大村市が単独施行者となった³⁴⁾。

また、組織面での特筆事項として、平成十八年（二〇〇六）四月一日に競艇事業部は地方公営企業法を全部適用して競艇企業局となった。市の部署の一つであったのが企業局として独立する形になり、事業管理者に多くの権限が与えられ、よりスピード感を持った事業運営が可能となった³⁵⁾。初代管理者には遠藤競艇事業部長が就任した。これらの経営改善の流れは、平成十九年（二〇〇七）六月策定の第二次経営計画である「大村競艇経営改善計画チャレンジ'07」に引き継がれ更に加速した。

場外発売場については、平成十九年十月二十五日にミニボートピア長崎時津、平成二十年（二〇〇八）十月十四

日にオラレ島原、同年十二月三日には芦屋外二ヶ町競艇施行組合と共同で鹿児島市にミニボートピア天文館を開設した。

平成二十一年(二〇〇九)四月二十四日には鹿児島県志布志市にオラレ志布志、同年十二月十二日には熊本県長洲町にミニボートピア長洲、平成二十二年八月四日には県内波佐見町にミニボートピア長崎波佐見、同年十二月二十六日に鹿児島県薩摩川内市にミニボートピアさつま川内を開設し、合わせると県内に五カ所、県外に五カ所、合計一〇カ所となり、場外発売場の保有数は全国一となっている³⁶。

また、平成二十一年十月一日には外向前発売所を増築し、リニューアルオープンした。一方、本場の施設整備も第二期リニューアル工事として、平成二十一年にはキッズルームやボートレース発祥の地記念館が新設され、子供広場もリニューアルされた。更には、平成二十一年十二月五日から全国に先駆けて、一般席でのキャッシュレス投票システムを導入した。ビッグレースについても、平成十九年度に全国発売GⅠ「名人戦競走」、平成二十二年にはSGレースグランドチャンピオン決定戦が開催され、一一八億円を売り上げた。

平成二十三年(二〇一一)六月には、第二代の競艇事業管理者として田中克史が就任した。同年十一月にSGチャレンジカップが開催され、九六億円の売上げを記録した。

平成二十四年(二〇一二)十二月十一日から十六日には新設のGⅠ賞金女王決定戦が初開催された。開催に先立ち、田中管理者は「第一回賞金女王決定戦競走が始まる。まさにモーターボートレースの歴史は大村に始まる。新しい歴史を創って行くことでは是非成功させなければならない。」と語った³⁷。この賞金女王決定戦では目標を大幅に上回る九〇億円を売り上げ、大成功を収めた³⁸。

三、黒字転換と収益の還元

その後、平成十六年度からの九年間で六回のビッグレース誘致に成功したことになる³⁹。ビッグレースの連続開催により、平成二十二年度の売上げは四二三億円で全国二四場中第七位となり「奇跡のボートレース場」と評さ

れるまでになった。その後も二十三年度四三三億円、二十四年度四七二億円といずれも平成三年度の過去最高売上げ四〇二億円を三年連続で更新し、平成二十四年度の売上げは全国二四場中六位となった⁴⁰。

このような取組の結果、平成十九年度には三年連続の黒字を確保するとともに、累積欠損金を解消し、平成十四年度から休止していた一般会計への繰出金についても、平成二十年度から再開した。

また、平成十七～二十四年度まで八期連続の黒字となり、平成二十年度の繰出し再開後、平成二十五年度までに総額は二二億二〇〇万円の繰出しを行った。

ボートレース大村が地域に与える経済波及効果は、ながさき地域政策研究所の試算によれば、平成二十一年度では約二六億二〇〇万円の効果と一三三人の雇用創出があった⁴¹。

平成二十四年は、大村競艇初開催から六〇周年の節目の年を迎え、これに因むイベントが開催され、大村競艇の軌跡を追った「60年目の春 ボートレース大村60周年記念番組」も制作された⁴²。

平成二十四年三月八日、管理者から、大村市議会全員協議会で大村ボートレース場施設建替基本設計について説明がなされた。ボートレース場スタンド棟は築約四〇年で老朽化が進んでおり、耐震上の問題もあったためにスタンド棟などを全面的に建て替えることを計画し、「コンパクトながら日本一美しく、親しみのあるボート場」⁴³として、平成二十五年（二〇一三）九月に着工した⁴⁴。

平成二十四年三月十一日には、ボートレース誕生を記念するGIIモーターボート誕生祭が開催された。同日は東日本大震災の発生から一年となる日であった。同二十九日に公益財団法人日本財団にこのレースの売上げから一〇〇万円を震災復興支援金として寄附した。その後も毎年寄附を継続しており、平成二十七年までの総額は四〇〇〇万円となっている⁴⁵。

そのほかにも、被爆地長崎として平和推進活動を行う公益財団法人長崎平和推進協会に対して、「原爆の日」に開催したレース収益金から、毎年五〇万円の寄附を継続した。平成二十一年から平成二十五年の寄附金は被爆の実相



写真2-16 新スタンド開設記念レース(平成27年3月)
(大村市競艇企業局提供)



写真2-17 場内イベント(ライオンズフリーマーケット、平成27年10月)
(大村市競艇企業局提供)

を伝えるボランティアガイド育成事業などに役立てられた⁴⁶。

平成二十七年(二〇一五)三月二十八日に新スタンド(写真2-16)はオープンした。当日は多くのファンが来場し、また、多数の来賓を迎えて、盛大にオープニングセレモニーが実施された⁴⁷。

この間の一般会計繰出金の使途について、大村市財政課作成の「競艇事業収益金使途状況」⁴⁸から見る。まず、その使途は総務費・民生費・

教育費・土木費・その他に類別される。これは、

期は公共企業繰出金・商工費には全く繰り入れられておらず、土木費への繰入れも僅かである。前項で明らかにした平成六年度から十三年度の使途状況とは大きく異なり、当該

平成二十年度から二十五年までの繰入金金の使途⁴⁹を見ると、毎年繰り入れられているのは総務費であり、平成二十年度の繰入金合計六〇〇〇万円中半分の三〇〇〇万円で最高額、二十三年度の繰入金合計二億円中半分の一億円、二十五年度の繰入金合計八億円中二億四〇〇〇万円となっている。これらは地域振興基金として使用されている。地域振興基金とは、今後数年の間に予定されている一般廃棄物最終処分場や新図書館建設、新幹線新大村駅周辺整備事業など大型建設事業の財源とするものである。

第二は平成二十二～二十五年まで、毎年の全額がこども夢基金積立金として使用されている。こども夢基金とは、平成二十二年度に競艇事業の繰入金を財源として創設された。これは次世代を担う子どもたちの明るい未来を目指したまちづくりを推進し、子どもの健全育成や子育て環境の充実などを支援する事業に活用するものである。

⑤。主な事業内容は第二子以降の保育料無料化や乳幼児のワクチン接種の補助⑤などで、平成二十二年度の繰入金三億八〇〇万円中二億円、二十四年度の繰入金三億円中二億円、二十五年度の繰入金八億円中五億六〇〇万円と、当該期の繰入金中で最高額である。

第三は平成二十、二十一年度に繰り入れられた教育費である。二十年度は当該費中、学校図書館図書整備事業に一〇〇〇万円が使用され、二十一年度は繰入金四億八〇〇〇万円中約三億九〇〇〇万円が該当した。多目的スポーツ広場建設事業(用地取得費)と学校図書館図書整備事業に使用された。

第四は平成二十、二十一年度に各二〇〇〇万、四〇〇〇万円ずつ繰り入れられた土木費で、その全額が交通安全施設整備事業に使用されている。

また、二十一年度その他として、公共施設の蛇口の自動水洗化、バリアフリー化に約二二〇〇万円が使用された。

図2-20は昭和二十七年(一九五二)から平成二十五年度(二〇一三)までの市への総繰入金の使用を示したものである⑤。総額五八九億円のうち、最高額は道路・土木の一七九億六〇〇〇万円であり、以下産業経済の九七億円、教育の八七億円、保健衛生の八三億二〇〇〇万円、その他(下水道事業など)の七三億二〇〇〇万円、福祉の五六億四〇〇〇万円、ほかに公営住宅、消防、災害復旧、公害対策などである。

最後に大村市競艇企業局の直近及び今後の事業を紹介したい⑤。

平成二十七年三月の新スタンドオープン以降同年六月には、第三代の管理者に小川完二が就任した。八月には、ボートレースチケットショップ長崎佐々を開設。十一月には、ボートレースチケットショップ鹿島(佐賀県

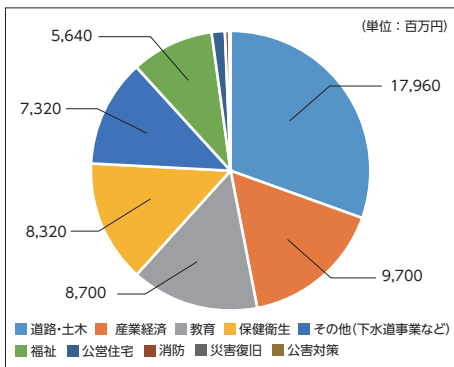


図2-20 昭和27年度～平成25年度までの市財政への繰入金総額の使途

鹿島市)を開設した。今後も松浦市や大分県由布市に順次開設予定であり、また、ナイターレースを導入する計画があり、さらなる市財政への貢献拡大を目指している⁵⁴⁾。

そして、平成二十七年十二月十七日には、市議会全員協議会においてナイターレースの導入を正式に表明した。

(盛山隆行)

註

- (1) 大村市の競艇の呼称は、平成九年度(一九九七)以前はボート、同年度以降は競艇、同二十二年(二〇一〇)以降はボートルーヌ(BOAT RACE)大村となり、現在に至る。
- (2) 大村市競艇史編集委員会編『大村競艇史』(大村市 一九八九)
- (3) 一般財団法人BOAT RACE(ボートルーヌ)振興会編『ボートルーヌ広報誌』vol.5 (BOAT RACE(ボートルーヌ)振興会 二〇一〇)
- (4) 中川照文「連載 地方公営競技、再生への道(上)」(時事通信社編『地方行政』(9758巻)2005年(平成17年)11月21日号 時事通信社 二〇〇五)
- (5) 前掲註(2)所収の年次年表
- (6) 志村清雄「大村支店」(深溝久編『創業百年創立五十年親和銀行史』(親和文庫 第十五号) 親和銀行済美会・株式会社親和銀行 一九九一)
- (7) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五二)昭和二十六年十二月二日付記事
- (8) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五二)昭和二十七年四月七日付記事
- (9) 前掲註(2)
- (10) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五二)昭和二十七年四月十日付記事
- (11)~(15) 前掲註(2)
- (16) 前掲註(3)、松本崇『不屈魂』(WAVE出版 二〇一〇)
- (17) 前掲註(3)
- (18) 大村市競艇企業局作成『年度別発売状況等資料』(大村市競艇企業局 二〇一五 七月十八日更新)

- (19) 大村市競艇企業局編『大村ボートレース場の概要』平成27年度版(大村市競艇企業局 二〇一五) 競艇企業局からの告示による(平成二十八年(二〇一六)二月二十一日聴取)。
- (20) 前掲註(19)
- (21) 田崎裕基「調査 公営ギャンブルの変遷と課題」(長崎経済研究所編『ながさき経済』No.174(2004年4月号) 長崎経済研究所 二〇〇四)
- (23) 大村市競艇企業局作成「年度別発売状況等資料」(大村市競艇企業局 二〇一五 七月十八日更新) 所収・各年次の一般会計繰出金データによる。なお、ハンセン病の撲滅など様々な社会福祉活動や慈善事業を展開する公益財団法人日本財団へ競艇事業の売上金の数割を拠出金として支出することが法律によって義務付けられている(一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会 ホームページ(<https://www.motorboatracing-association.jp/>) 収益使途(概要) 平成二十七年(二〇一五)十二月九日閲覧)。競艇企業局によると、売上金が赤字となっても拠出金として支出するという(平成二十八年(二〇一六)一月二十六日聴取)。
- (24) 大村市財政課作成「競艇事業収益金使途状況」表(大村市財政課 二〇一五現在)
- (25) 前掲註(24)
- (26) 大村市競艇企業局企画・提供「60年目の春 ボートレース大村60周年記念番組」(サクセッション制作協力 JLC日本レジャーチャンネル制作 二〇一二)
- (27) ①日本経済新聞社産業地域研究所「自治体維新 首長インタビュー 長崎県大村市長 松本崇氏 ボート収益で子育て基金、経済重視の市運営」(日本経済新聞社産業地域研究所編『日経グローバル』NO.230 日本経済新聞社産業地域研究所 二〇一三)、前掲註(19)、(26)
- (28) 大村ボート再生のための経営戦略会議編『競艇事業の再生に向けて』提言書(大村ボート再生のための経営戦略会議 二〇〇四)によると、委員は計三人(有識者一人、市民二人)である。有識者は企業役員、市役所OB等で、市民は主婦等であり、座長は当時、株式会社長崎新聞社取締役広告局長の小川完二(現大村市競艇事業管理者)を選任した。また、市役所側から市長、競艇事業部長、同課長の三人も加わっている。
- (29) 前掲註(26)、(27)①
- (30) 前掲註(29)、長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一二)平成二十四年四月二十七日付記事
- (31) 競艇企業局からの告示による(平成二十七年(二〇一五)十二月二十五日聴取)。

- (32) ボートレース大村ホームページ (<http://www.omurakyotei.jp/management/>) 大村競艇経営改善計画〈前回の実績〉前経営再建計画の実績(H16〜H18)〔PDF版〕から。平成二十七年(二〇一五)十二月十八日閲覧。前掲註(18) 前掲註(32)
- (33) モーターボート競走年表。競艇企業局からの教示による(平成二十八年(二〇一六)一月二十六日聴取)。
- (34) 江口晃生「競艇会のさらなる発展に向けた改善策に関する研究」【2009年度 リサーチペーパー】(早稲田大学大学院スポーツ科学研究科トップスボーツマネジメントコース 研究指導教員・平田竹男教授)
- (35) 前掲註(19)、(20)。なお、外向前売発売所(ブルー・ドラゴン)は大村競艇本場に隣接のため、場外に含めない。
- (36) 前掲註(26)
- (37) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十五年二月二十六日付記事
- (38) 前掲註(26)、(27)①、長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十三年十二月三日付記事、大村市編『広報おおむら』平成二十四年一月号(大村市 二〇一三)
- (39) 前掲註(26)
- (40) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十三年五月三日付記事、大村市編『広報おおむら』平成二十三年九月号(大村市 二〇一三)
- (41) 大村市編『広報おおむら』平成二十四年三月号(大村市 二〇一三)、前掲註(26)
- (42) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十四年三月九日付記事、前掲註(27)①
- (43) 前掲註(18)
- (44) 前掲註(26)、長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十四年三月三十日付記事
- (45) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一三)平成二十三年八月二十五日付記事
- (46) 長崎新聞社編『長崎新聞』(長崎新聞社 二〇一五)平成二十七年三月二十九日付記事
- (47) 前掲註(24)
- (48) 前掲註(27)①、大村市秘書広報課編『広報おおむら』平成二十四年二月号(大村市秘書広報課 二〇一三) 前掲註(50)
- (49) 大村市編『広報おおむら』平成二十六年九月号(大村市 二〇一四) 一三三頁から作成。
- (50) 競艇企業局からの教示による(平成二十七年(二〇一五)十二月九日聴取)。

第三節 自衛隊と大村

一 自衛隊の創設

自衛隊の創設に当たり、よく誤解されているのは警察予備隊が設立されたことを契機として、保安隊や自衛隊へと改称されたとの認識である。

正確には警察予備隊は現在の陸上自衛隊の前身であり、海上自衛隊は海上保安庁内に設置された海上警備隊、航空自衛隊はアメリカによる対日軍事顧問団の設置に伴う指導によって開隊したもので、それぞれが異なる経緯を経て自衛隊へと改組・統合していった経緯がある。

本項では主として自衛隊の前身として捉えられがちな警察予備隊と保安隊と自衛隊の流れを中心として記述し、適宜ほかの部分についても記述していく方式を採りたい。

警察予備隊が創設されたのは、昭和二十五年(一九五〇)八月十日のポツダム政令(ポツダム宣言の履行のために連合国軍総司令部が発する命令)である「警察予備隊令」による。

しかし、連合国軍(マッカーサー連合国軍最高司令官)が降伏から僅か五年後に日本再軍備の容認とも取れる方向に大きく舵を切った最たる理由こそ同年六月二十五日に勃発した朝鮮戦争であった。

この戦争はアチソン國務長官によるアチソンラインの提示①を受けた北朝鮮が、西側諸国が南朝鮮(韓国)を放棄したと判断し、突然三八度線を越えて軍を進撃させたことを契機として勃発したもので、南朝鮮(韓国)側は北朝鮮側の奇襲攻撃もあって釜山近郊まで一挙に押し込まれ、一時的に亡国の危機に陥っていた。

これを受けたマッカーサーは日本駐留米軍の朝鮮半島派兵を決定した。この決定に基づいて「占領軍司令部は再軍

備を求める米本国に抵抗していたものの、日本が空白化することに備えた実力組織の設置の必要性は占領軍司令部としても認識(2)せざるを得ない状況となっていた。

この総司令部の認識の下で出された政令に基づいて警察予備隊が設立されることとなる。この政令はいわば朝鮮戦争という不測の事態を受け、日本の空白化を防ぐという大義名分を掲げて設立されたこととなったものの、再軍備への警戒・懸念は司令部や日本の官僚にも強かったためのものである。このことは昭和二十五年八月十日に公布された、政令第二百六十号

警察予備隊令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

(目的)

第一条 この政令は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、その組織等に関し規定することを目的とする。

(設置)

第二条 総理府の機関として警察予備隊を置く。

(任務)

第三条 警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け行動するものとする。

2 警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるものであつて、いやくも日本国憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない。

3 警察予備隊の警察官の任務に関し必要な事項は、政令で定める。

(定員)

第四条 警察予備隊の職員の定員は、七万五千百人とし、うち七万五千人を警察予備隊の警察官とする。

(組織)

第五条 警察予備隊に、本部及び部隊その他所要の機関を置く。

(本部の組織)

第六条 本部に、官房の外、警務局、人事局、装備局、経理局及び医務局を置く。

(長官及び次長)

第七条 本部に、長官及び次長各一人を置く。

2 長官は、内閣総理大臣が任命する。

3 長官の任免は、天皇が認証する。

4 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長として隊務を統括する。

5 次長は、長官の職務を助ける。

(隊員の人事管理)

第八条 警察予備隊の隊員の職は、特別職とする。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三章第六節(第三款を除く。)及び第七節の規定並びにこれらの規定に関する罰則の規定は、前項の職員に準用する。この場合において、これらの規定中「人事院」とあるのは「内閣総理大臣」と、「人事院規則」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

3 警察予備隊の職員に対する恩給法(大正十二年法律第四十八号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四百二十三号)の適用については、政令で特別の定をすることができる。

4 前三項に定めるものを除くの外、警察予備隊の職員の階級、任免、昇任、給与、服制その他人事に関する事項については、政令で定める。

(内閣総理大臣の権限の代行)

第九条 内閣総理大臣は、特に必要があると認める場合においては、この政令に基きその権限に属する事務を、他の国務大臣に行わせることができる。

(組織編成等の細目)

第十条 この政令の定めるものを除くの外、警察予備隊の組織編成その他必要な事項については、総理府令で定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和二十五年内に限り、内閣は、一般会計予算における国債費の金額のうち二百億円を、警察予備隊に必要な経費に移用する。

3 昭和二十五年内における契約等に因り支出の義務を生じ、当該年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

4 内閣総理大臣は、当分の間、国家地方警察の機関をして、警察予備隊の事務の一部を取り扱わせることができる。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条の二の次に、次の一条を加える。

第十六条の三 総理府の機関として、警察予備隊を置く。

2 警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するため、国家地方警察及び自治定警

察の警察力を補うものとして設置される機関とする。

3 警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の定めるところによる。

6 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、警察予備隊の職員には適用しない。

内閣総理大臣 吉田 茂

法 務 総 裁 大 橋 武 夫

大 蔵 大 臣 池 田 勇 人

という警察予備隊令③条文を見ても明らかである。

一方、海上自衛隊の前身である海上警備隊の創設は、昭和二十三年（一九四八）五月一日の海上保安庁の設立に起因している。海上保安庁では様々な制限（船舶数や総トン数等）が存在したが、前出の朝鮮戦争の発生と激化に伴い、アメリカ国内での日本再軍備要求の高まりを受け、警察予備隊同様に日本での海軍力の拡大を求める声が大きくなっていった。

特に昭和二十六年（一九五二）九月八日に署名されたサンフランシスコ平和条約、同日調印の日米安全保障条約を受け、日本の再独立が確保されるとともに、昭和二十七年（一九五二）四月二十八日からサンフランシスコ平和条約が発効されると、こうした動きはますます強まっていった。

すなわち昭和二十六年十月十九日にマッカーサーの後任であるリッジウェイ連合国軍最高司令官によってソ連から返還されたフリゲート艦（駆逐艦より小型・低速の艦船）などの艦艇受入れの意思確認が吉田茂首相にもたらされたことであった。

これを受け、吉田首相(写真2-18)は艦艇受入れと運用体制検討のための委員会を同年十月三十一日に秘密裏に設置した。この委員会は海上保安庁関係者や旧海軍軍人をもって構成された。「Y委員会」と呼称され、数十回の会合が重ねられた結果、昭和二十七年二月二十日に同委員会の結論ともいふべき海上保安庁改正案要綱が発表され、同年四月二十六日に海上警備隊が発足するに至った。

こうした様々な事情で創設された警察予備隊、海上警備隊であったが、創設後には早くも大きな変化を生じさせた。つまり、サンフランシスコ平和条約が発効することに伴い、これまでに出版されたポツダム政令も一八〇日以内に失効することとなったためである。

このため、政府に警察予備隊、海上警備隊の法的根拠構築のための法整備の必要が生じた。同時に政府は組織の再編も果たす目的から同年八月二日「保安庁法」を成立させ、警察予備隊と海上警備隊が統合され、保安隊(海上警備隊は保安庁警備隊として海上保安庁から独立)が設立されることが決定されるとともに保安庁も設立される運びとなった。

ただし、保安庁への移行について警察予備隊では準備不足の点もあり、同年十月十四日まで名称は継続され、十月十五日の保安隊の正式発足によって警察予備隊は完全に幕を閉じることとなった。こうした政府の組織再編・体制強化の流れは以後も続き、昭和二十九年(一九五四)七月一日に「自衛隊法」及び「防衛庁設置法」が施行されたことで自衛隊が新設され、陸上自衛隊、海上自衛隊とともに新たに航空自衛隊が設立された。しかし、自衛隊ではこれまでの警察予備隊や保安隊のような警察の補充組織としての位置付けではなく、明確に国防を任務とすることが決定していたため、一部の保安隊員から疑問の声が挙がり、新任務への宣誓拒否、退官した隊員も存在した。

以後の流れ(防衛庁→防衛省、自衛隊内部の組織等)については省略するが、以上の流れを把握したうえで大村と



写真2-18 吉田茂
(近代日本人の肖像 webページから)

の関係を見れば、より深くその関係を見ることできる。

二 大村への駐屯

前項で述べた警察予備隊から自衛隊への流れの中、大村との関係はどうであったのかだが、まず大村に警察予備隊が駐屯することになった理由について興味深い史料が存在する。

その史料とは、昭和二十六年九月二十七日の大村市議会定例会での質疑応答の速記録である。これによれば福井義美議員による柳原敏一市長への一般質問の中で、福井議員は「昨年来市民の要望によりまして誘致運動を致しましたが、遺憾乍ら大村市に誘致出来なかつたことは御承知の通り」と発言(4)している。

ではこの大村市による警察予備隊誘致運動とはどのようなものであったのか。これは長崎大学移転問題とも関係する問題であった。

つまり、原子爆弾による影響で学校が長崎市から移転し、その後の学校再編に伴って設置された長崎大学学芸部が、総合大学としての長崎大学再編の影響で大村からの撤退を志向していたこと(5)を受けたものである。

ただ、福井議員の言うところの「市民の要望」による誘致運動であったか否かについては疑問の残るところであり、現実的には柳原市長が市政だよりで述べているように「在京の関係有力者が内外呼応しての協力(6)」をした上で推進されたものと考えられる。

この大村市主導の運動は一定の成果を挙げたようで、昭和二十七年四月二十六日、増原恵吉警察予備隊本部長官は大村市に招電を発し、柳原市長は直ちに上京している。この市長上京に応じて「駐屯に伴う演習場射撃場、水道施設、其の他の諸条件八カ條の実施について予備隊側から市に正式要求(7)」が出された。

柳原市長はこの予備隊側からの要求に対して直ちに市議会に諮り、同年五月二日には警察予備隊の受入れ決議が可決(8)され、直ちに予備隊側に回答をし、その結果、五月八日に警察予備隊の大村駐屯決定通知が大村にもたらされ

ることとなった。

この後、大村市では柳原市長は永田庸彦市議会議長と共に再度上京し、関係方面への答礼を行うとともに、受入体制の整備を開始⑨するに至った。大村市は、

(中略) 演習地としては大多武の市有原野二十五万乃至三十万坪と福重の滑走路の外、元空廠防音装置跡の広場六万坪(内約九千坪民有地を使用し射撃場は池田の元陸軍射撃場を三百米の射程で使用) 施設部隊は航空隊跡の九万坪を使用することになっております。なお予備隊の宿舍改造は建設省九州事務局営繕部が担当して請負入札に付し工事促進に努めておらるるのであります。

との整備体制を市民にも公表⑩するとともに市民への協力呼び掛けを実施した。

こうして昭和二十七年七月一日、長崎県東彼杵郡針尾島で編成された大村駐屯部隊の先遣隊二六〇人が大村に入り、市長をはじめとする関係者が「予備隊駐とん歓迎」と張り幕したバスを駆って松原まで出迎え、沿道には日章旗を掲げた市民が大規模に出迎えた⑪。

これ以降、七月七日には大村駐屯部隊本隊が臨時列車で大村駅に、鹿児島県鹿屋市で編成された竹松駐屯部隊約九〇〇人が竹松駅に到着し、市中行進を行いつつ、それぞれ旧陸軍歩兵第四十六連隊跡(大村駐屯部隊)、元大村海軍航空隊跡(竹松駐屯部隊)に着任⑫した。着任後の七月十六日には大村駐屯地内で大村市からの記念品贈呈式、翌十七日には大村、竹松両駐屯部隊による市中行進、七月二十日には新隊員約一〇〇〇人の入隊式、八月三日には筒井竹雄第四管区總監隣席の下での大村、竹松両隊の開隊式の挙行、九月十二日には警察予備隊音楽隊による市内目抜き通りでの演奏行進に続いて大村市中央公民館での演奏会開催といった式典・行事⑬が開催されている。

ただし、警察予備隊の大村、竹松駐屯開始から二ヵ月後には保安隊へ、二年後には自衛隊へ改組・統合されているが、大村への駐屯自体には大きな変化はなかった。

これら陸上部隊に加え、昭和三十一年(一九五六)七月に森園郷の旧海軍第二十一航空廠跡地に第二種空港として

大村空港の設置が決定¹⁴し、昭和三十二年（一九五七）二月一日から本格的な整地と滑走路建設工事が竹松駐屯部隊の手で進められ、五月十日に運輸省航空局へ竣工引渡式が挙行¹⁵される経緯の中、海上自衛隊の大村駐屯も計画された。

この計画は早くから海上自衛隊内部で進められていたようで、昭和三十年（一九五五）十二月十六日、来たるべき大村駐屯を目指して鹿児島県鹿屋市で鹿屋第二航空隊として鹿屋航空隊の中に開設¹⁶され、昭和三十一年一月には先発隊が大村に派遣¹⁷され、各種工事が開始された。

これ以後、十二月一日に大村航空隊として発足した後、翌三十二年三月にかけて隊員や航空機の移駐が実施され、三月三十一日に移駐完了式、四月の庁舎などの完成に伴い、五月十八日に関係各位を招待した開隊式の挙行¹⁸により海上自衛隊も大村に駐屯することとなった。

このような警察予備隊が創設されて以降の大村市への駐屯に対し、市民は前述したように歓迎ムードだけという訳ではなかった。つまり、大村市議会において「市民の要望」に基づいて警察予備隊招致運動が展開されたとする発言に疑問が残る、とした理由である。

この「市民の要望」に関する疑問について興味深い新聞記事がある。昭和三十二年（一九五七）年五月七日の『長崎日日新聞』の記事によれば整備段階にあった大村飛行場や海上自衛隊大村航空基地設立に対して反対集会や抗議活動が展開¹⁹された事実が記載されている。詳細については引用しないが、市当局や市議会内部でもこれを問題視する動きも見られた。このことから考えれば、警察予備隊と自衛隊の大村への駐屯が完了し、その規模が拡大するに当たって市民からの全面的な賛同があった上で事業が推進されたと判断することはできない。



写真2-19 警察予備隊一周年記念パレード
(大村市立史料館所蔵)

これら市民の動きに対して大村市長もその調整・解決に乗り出し、マスコミに対して「早急に何とか手を打ちたい」とするコメントを発表し、問題解決に向けた大村市としてのスタンスを明確に打ち出した。

ただ、残念ながらこの後の経過については『長崎日日新聞』には記事はなく、大村市においてもこの後を語れる史料は存在していなかった。

一方、自衛隊側(保安隊時代も含む)も大村市など駐屯市町村を含む周辺地域との融和・調和を図るなどの目的から、昭和二十八年(一九五三)四月一日～六月二十五日の三浦・鈴田両地区を結ぶ三鈴橋(写真2-20)の架橋に当たり、大村駐屯部隊内の保安隊第五一建設大隊が協力²¹したり、前述の大村空港建設の際の整地作業及び滑走路建設工事を自衛隊竹松駐屯部隊が担当するなどの建設協力、昭和三十三年七月二十五日の水害では陸海自衛隊の協力による各種応急措置や給水活動、避難誘導活動などを実施²²した。

更に防衛庁(防衛省)本庁(本省)からも防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則、防衛施設庁告示・通達などを法的根拠として、

障害防止事業

防音工事助成、移転補償など、緑地帯整備、障害防止工事助成(河川や道路の改修、用排水路やため池など、下水道など様々な自衛隊の行為を原因とする障害)

道路改修事業

県道の拡幅、線形改良、歩道等の設置、橋梁や構造物の整備など

民生安定事業



写真2-20 三鈴橋

民生安定施設（学習等供用施設、ごみ・し尿処理施設、消防施設、農業・漁業施設、公園、公民館、図書館、老人福祉センター、養護老人ホームなど）の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付
といった施策²³なども推進され、大村市においても、

農民研修センター建設事業（平成二十六年三月に撤去完了し、九州防衛局長に財産処分報告を提出）

郡地区（旧仮称・大村市北部地区）コミュニティセンター建設事業

多目的スポーツ広場整備事業

消防ポンプ車整備事業

大村飛行場等周辺消防施設設置助成事業

市道乾馬場空港線歩道整備事業

などの数多くの事業²⁴が推進・実施されるに至っている。

こうした防衛庁（防衛省）による「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」以外にも現地部隊が独自で大村市民との融和を図るべく、様々な事業（イベント）を実施している。

この現地部隊による事業については、日にちが固定されているものもあれば不定期のものも存在するため、平成二十七年（二〇一五）における事業を紹介することとする。

平成二十七年

四月二十九日 大村駐屯地創立記念行事（陸上自衛隊大村駐屯地）

七月二十五～二十六日 夏休みちびっ子ヤング大会（陸上自衛隊大村駐屯地及び植松訓練場）

八月六日 三部隊（陸上自衛隊大村、竹松駐屯部隊、海上自衛隊大村航空隊）合同納涼盆踊り（竹松駐屯地）

十一月二十九日 陸海空四部隊（陸上自衛隊大村、竹松駐屯部隊、海上自衛隊大村航空隊、航空自衛隊福江島

駐屯部隊）合同自衛隊記念日行事（福祉センター）バスターミナル間の市中行進、大村駐屯

地での記念行事)

十二月十一日 海上自衛隊大村航空基地クリスマスコンサート(シーハットおおむら)

平成二十八年(二〇一六)

三月五日 ふれあいコンサート(陸上自衛隊主催 大村市民会館)

このような現地部隊による独自の行事やイベント²⁵⁾以外にも大村市で開催されるおおむら夏越まつりへの参加、大村周辺地域まで含めた一般市民に対する「防衛・駐屯地モニター(陸上自衛隊大村駐屯地)」募集による広報活動などを通して、積極的に市民との融和を図る活動を展開している。

以上のように、紆余曲折ありながら自衛隊は大村に駐屯し、今日を迎えている。これらは戦後の大村を語る上で大きな事項である。

(徳永武将)

註

(1) 朝鮮戦争勃発の原因の一つとも言われているアチソン米国務長官によるアチソンラインとは、同国務長官が「アメリカが責任を負う防衛ラインはフィリピン、沖縄、日本、アリューシャン列島まで、それ以外の地域の責任は負わない」という趣旨の発言に基づいたもので、マッカーサー連合軍総司令官も日本統治に力を注ぎ、韓国を訪問することがほばなかったことで北朝鮮に西側は韓国を見捨てた、と判断させるに至った。

(2) 佐道明広「自衛隊史論 政・官・軍の六〇年」(吉川弘文館 二〇一五) 一五頁

(3) 「警察予備隊令」(国立公文書館所蔵 本館4W-003-00 平14内閣00118100)

(4) 「九月定例会議事日程 昭二六・九・二七」(大村市議会事務局所蔵)

(5) 各種学校の大村市への移設、大村市内での移設、長崎大学を含む学校再編の諸事項については第一章第二節第二項で詳細に述べられている。

(6)、(7) 大村市編『大村市政だより』昭和二十七年六月二十五日号(大村市 一九五二)

- (8) 長崎県議会史編さん委員会編『長崎県議会史 第六卷(自昭和二十二年四月至昭和三十年三月)』(長崎県議会 一九七七) 六七六頁
- (9)、(10) 前掲註(6) 参照
- (11) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五二) 昭和二十七年七月二日付記事参照
- (12) 大村市編『市制拾周年誌』(大村市 一九五二) 一八一〜三頁参照
- (13) 前掲註(12) 一八一頁参照
- (14)、(15) 大村市編『市勢要覽 昭和32年版』(大村市 一九五七) 一一八頁参照
- (16)〜(18) 前掲註(14) (16)、(17) 一一七頁参照、(18) 一一七〜八頁参照
- (19)、(20) 長崎日日新聞社編『長崎日日新聞』(長崎日日新聞社 一九五七) 昭和三十二年五月七日付記事
- (21) 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 一九七四) 一一五頁参照
- (22) 前掲註(21) 四八四〜八頁参照
- (23)、(24) 『防衛省ホームページ』(<http://www.mod.go.jp/>)平成二十八年三月閲覧、「大村市企画調整課提供資料」参照
- (25) 「陸上自衛隊大村駐屯地ホームページ」(<http://www.mod.go.jp/gsf/wae/4d/oomura/>)平成二十八年三月閲覧、「海上自衛隊 大村航空基地 第22航空群ホームページ」(<http://www.mod.go.jp/msdf/22aw/>)平成二十八年三月閲覧

参考文献

- 佐世保市史編さん委員会編『佐世保市史』軍港史編下巻(佐世保市 二〇〇三)
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一、五、六、九、十二巻(吉川弘文館 一九七九、一九八五、一九八八、一九九二)
- ジエームス・E・アワー著、妹尾作太男訳『よみがえる日本海軍』上下巻(時事通信社 一九七二)
- 田岡俊次『日本を困む軍事力の構図』(中経出版 二〇〇三)
- 増田 弘『自衛隊の誕生 日本の再軍備とアメリカ』(中公新書)中央公論新社 二〇〇四)
- 柴山 太『日本再軍備への道』(ミネルヴァ書房 二〇一〇)
- NHK報道局自衛隊取材班『海上自衛隊はこうして生まれた 「Y文書」が明かす創設の秘密』(日本放送出版協会 二〇〇三)
- 海上自衛隊50年史編さん委員会編『海上自衛隊50年史 本編』(防衛庁海上幕僚監部 二〇〇三)
- 自衛隊長崎地方協力本部編『長崎地本だより』第250号(平成27年5月号)〜第254号(平成27年9月号)(自衛隊長崎地方

第四節 災害と大村市

一 災害をもたらす素因と誘因

本節では、大村市の災害履歴に触れ、今後起こり得る災害を知りそれに備えることを主眼とする。災害をもたらす原因としての素因と誘因から始め、土砂災害など主な災害についてその内容と対策を学んだのち、最近の甚大災害(平成二十八年熊本地震等)からも教訓を得る。次いで更なる市民防災として、災害が昼夜・季節を問わず発生することを踏まえて、熱中症・感染症等の予防策を知るとともに、災害発生後の避難生活への備えを学ぶこととする。

自然災害の発生原因には、「素因」と「誘因」があることを知っておかなければならない。素因とはその土地がそもそも有している災害の起こりやすさであり、誘因とは災害を発生させる引き金である。素因には地形、地質、土地利用などがあり、誘因には気象、地震、火山噴火、台風、豪雨、豪雪などがある。これら素因と誘因があいまって初めて、自然災害は発生する。

二 主な災害とその備え

■ 一・土砂災害

一 土砂災害の種類

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法と略称)の第二条に、「土砂災害」が定義されている。すなわち、土砂災害とは、急傾斜地の崩壊(以降、がけ崩れと称する)、地すべりまた

は土石流を発生原因として、人々の生命または身体に生ずる被害をいう(1)。いずれも自然現象であるが、がけ崩れは傾斜度が三〇度以上である土地が崩壊する場合、地すべりは土地の一部が地下水等に起因して滑る場合、土石流は山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の滞積土石等が水と一体となって流下する場合を、それぞれいう。がけ崩れ、地すべり、土石流の詳細は次のとおりである(2)。

一、がけ崩れ

がけ崩れとは、斜面(傾斜度三〇度以上)が突然崩落する現象をいい、梅雨や集中豪雨で地中に浸透した水や地下水が土の抵抗力を弱めるために起きる。よく天気予報で「雨で地盤が緩んでいるため土砂災害に注意を」と言われるが、この地盤が緩むとは土の抵抗力が弱まっていることにほかならない。雨でなくても、地震や融雪水などが原因で起きることもある。

二、地すべり

がけ崩れと地すべりとは、どう違うのだろうか。正確な区別はされていないが、がけ崩れが急斜面で突発的に起こるのに対して、地すべりは緩斜面に発生し、継続性、再発性を有する。斜面の傾斜度は二〇〜三〇度を境としており、土砂災害防止法では上記のように、三〇度以上の急斜面でがけ崩れが起こるとされている。

三、土石流

土石流は、がけ崩れや地すべりとは明確に区分される。がけ崩れとの相違は流下距離によって判別され、がけ崩れががけ高さの二倍程度までで移動が停止するのに対して、土石流の移動距離は一〇〇メートル〜数百メートルと非常に長い。また、地すべりとの相違は移動する速度によって判別される。すなわち、地すべりの移動速度が一日に数十メートル程度であるのに対し、土石流の速度は時速二〇〜四〇キロメートルと非常に速い。

二、土砂災害警戒区域

がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域を「土砂災害

警戒区域」という。同区域は災害の種類によって設定され、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。がけ崩れ、地すべり、土石流それぞれについて、設定される区域は次のとおりである③。

一、がけ崩れ

- ・傾斜度が三〇度以上で高さが五メートル以上の区域。
- ・急傾斜地の上端から水平距離が一〇メートル以内の区域。
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの二倍（五〇メートル）を超える場合は五〇メートル以内の区域。

二、地すべり

- ・地すべり区域（地すべりしている区域、又は地すべりする恐れのある区域）
- ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（二五〇メートル）を超える場合は二五〇メートルの範囲内の区域

三、土石流

- ・土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が二度以上の区域。

また、がけ崩れ等が発生した場合に、建物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域に「土石災害特別警戒区域」があり、特定の開発行為に対する許可制、建物の構造規制などが行われる。

三、土石災害への備え

土石災害の多くは雨が原因で起きる。長雨や大雨で危険だと感じたら、早めに避難すること。目安だが、一時間に二〇ミリ以上、または降り始めてから一〇〇ミリ以上の降雨量になれば、十分な注意が必要である。土石災害のうち、土石流は速度が速いため、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまう。土石の流れる方向に対して直角方向に逃げるのが肝心である。

また、土砂災害には、往々にして前兆現象が付きものである(4)。次記の前ぶれを知っておき、いざと言うときには早めに避難しておきたい。がけ崩れについては、がけ面に流水・湧水が発生する、がけからの水が濁る、がけに亀裂が入る、小石がパラパラ落ちてくることがある。地すべりの前兆現象として、地面にひび割れができる、沢や井戸の水が濁る、池や沼の水位が急変する、斜面からの湧水が枯渇したり増加したりする、落石・小崩落がある。土石流では、地鳴りがする、雨が降り続けているのに川の水位が下がる、川の流れが濁ったり流木が混ざり始める、土臭いにおいがする。

■二、水害

一、外水災害と内水災害

水害とは一般には水が原因となる災害であるが、河川・湖沼の氾濫などで水が溢れて起きる「外水災害」と、降雨が都市部や農地など河川以外の場所で排水不良となつて起きる「内水災害」とに分けられる(5)。後者のうち、とくに都市部で発生する内水災害を都市水害(または都市型水害)という。

都市水害の要因には、集中豪雨、ゲリラ豪雨による大量の降水に加えて、下水管・雨水管の排水不良、地表水の地下空間への流入などがある。すなわち都市部では、豪雨により生じた雨水は、地表面の舗装のため地中に吸収されず下水管や雨水管に流される。しかし、これら水管の処理能力を超える雨水が流入すると、水は側溝やマンホールから地表に溢れて洪水となる。

二、水害への備え

洪水対策の一般的な方法としては、次記のものが挙げられる(6)。

- ・河川上流に洪水調節用のダムを造る。
- ・下流の河床に土砂がたまることを防ぐため、土砂を途中で堆積させる砂防ダムを設ける。
- ・河川堤防を川が氾濫しないように、かさ上げする。

・降った雨を大量に早く流すため、川幅を広げたり河床を掘削する。

このほかにも調整池（地）がある。調整池とは、文字どおり流域に降った雨を調整するのが目的で、雨水を洪水にならないように流量の一部だけを川に流し、残りを調整池に溜めて雨がやんだ後ゆっくり川に流す施設である（ラ）。調整池は、普段はドライであるが、降雨があつた際には大量の雨水が流入することがあるので、注意が必要である。最近では、都市の地下に大規模なトンネルを造り、大雨が降つた際に溢れた水を貯留する「地下調整池」が建設されている。いわば上記の調整池の地下版である。

三．バックウォーター現象

「バックウォーター現象」とは「背水現象」ともいう。小さな河川（支流）が大きな河川（本流）に流れ込むとき、支流の水勢が本流のそれに負けて逆流する現象である。その結果として、支流の合流部後方や上流で氾濫が発生することが多い。後述する、平成二十七年関東・東北豪雨災害における常総市水害は、本市を流れる鬼怒川の本流バックウォーター現象に起因して発生した。

このように、小さな河川と大きな河川との合流部付近やそのすぐ上流側の支流では、往々にしてバックウォーター現象が発生し氾濫が起きやすいため、注意が肝要である。

■三．台風災害

一．台風の発生

台風とは、熱帯地方の海上で発生する低気圧を「熱帯（性）低気圧」と呼ぶ。このうち、日本を含む北西太平洋（北半球の東経一八〇度より西）または南シナ海に存在し、かつその低気圧域内の最大風速（一〇分間平均）が約一七メートル／秒以上のものを「台風」と呼ぶ。

台風は、暖かい海面から供給された水蒸気が凝結して雲粒になるときに、放出される熱をエネルギーとして発達する。しかし、移動する際に海面や地上との摩擦によって絶えずエネルギーを失っており、上陸した台風が急速に

衰えるのは、水蒸気の供給が絶たれさらに陸地の摩擦によりエネルギーが失われるからである。

二、台風災害の要因と種類

台風に伴う現象は、暴風、大雨、高波、高潮であり、これらが要因となって台風災害が発生する。ここでは、この要因別に台風災害を概説する(8)。

一、暴風による災害

台風は既述のように、最大風速が約一七^{ノット}／秒以上の巨大な空気の渦で、地上付近では反時計回りに強い風が中心に向かって吹き込む。平均風速一五〜二〇^{ノット}／秒の風が吹くと、歩行者が転倒したり高速道路での車の運転に支障が始め、更に強くなると、建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。また、風で飛ばされてきたもので電線が切れて停電したり、最大風速が四〇^{ノット}／秒を超えると電柱が倒れたりすることもある。

更に、台風の周辺では、暖かい空気が流れ込み大気の状態が不安定となって、活発な積乱雲が発生することにより、竜巻を伴うこともある。

二、大雨による災害

台風は、中心をひじょうに発達した積乱雲の集団が取り巻き、そこでは激しい雨が降る。

台風の北上とともに、暖かく湿った空気が南の海上から流れ込むため、激しい雨が長時間降り続くことがある。台風が遠く南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合には、大雨となることがある。また、台風の色度が高い場合には、突然の大雨に見舞われたり、河川の急激な増水による被害などが発生することがある。

三、高波による災害

台風が日本のはるか南の海上にあっても、日本周辺に高波が押し寄せることがある。

気象庁が発表する防災気象情報では、波の高さを「有義波高」で表現する。有義波高とは、ある地点で連続し

て観測される波のうち、高いほうから順に三分の一の個数までの波について平均した波高のことである。人が目で見たときに感じる波の高さに近いと言われている。

一般に約一〇〇〇回の波がくる数時間のうちには、有義波高の二倍近い大波が打ち寄せることがある。台風接近の際は、普段にも増して高波に対する警戒が必要である。

四、高潮による災害

台風が接近して気圧が低くなると、気圧低下一ヘクトパスカルにつき海面が約一センチ上昇する。例えば、台風の接近によって気圧が一〇〇〇ヘクトパスカルから九五〇ヘクトパスカルに低下することによって、海面は五〇センチ上昇するという具合である。また、強風で海水が海岸に吹き寄せられることによって、更に海面は上昇する。とくに、南に開いた湾の西側を台風が北上する場合、南寄りの強風が吹くため、大きな高潮災害が発生することがある。

三、台風災害への備え

日ごろからの備えとして、気象情報の入手先を確認するとともに(新聞、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネットなど)、自宅や職場、学校の近くの避難場所を確認しておく。台風が数日中に近づきそうな時には、気象庁から発表される最新の情報を利用して、家の外の備えだけでなく(風で飛ばされないように)、家の中の備えも大切である(窓ガラスが割れないようになど)㉞。意外な盲点が断水で、台風による停電のためモーターが稼働せず断水に見舞われることがしばしばである。この断水に備えて、水(飲用、トイレ用など)を確保しておくことが肝要である。

台風接近のとき、増水した河川、がけ崩れの起こりやすい場所、高潮によって浸水の怖れがある低い土地など、危険な場所に絶対に近づかないことは論を待たない。台風が通り過ぎたり、温帯低気圧に変わったとしても、警報や注意報が解除されるまで、警戒を怠ってはならない。

■四、地震災害

一、プレート間地震と内陸地震

日本周辺の海洋には、地球表面を形成する複数のプレートが接している境界がある。プレートどうしの動き（プレートが他のプレートの下に沈み込むなど）によって生じる地震が「プレート間地震」で巨大地震となることが多い。東日本大震災を起こした地震は、まさしくこのプレート間地震である。

海洋のプレートの沈み込みは、陸のプレートとの境界や海洋のプレートの内部で地震を発生させるだけではなく（海溝型地震）、陸のプレートを絶えず押し続けていることから陸のプレートの内部でも歪が生じ、蓄積された歪が限界に達したときに地震が発生する。これが「内陸地震」であり⑩、平成二十八年熊本地震がその例である。

二、地震への備え

地震による死傷原因の多くは、建物が倒壊して下敷きになってしまうことである。阪神・淡路大震災でも、地震による直接被害の八割が、建物や家具が倒れたことによる窒息死・圧死であった。我が家が安全なのか耐震診断を受け、安全でないと言われた場合は、耐震改修工事を行うことが肝要である⑪。

常日頃では、家の中の家具・電化製品・窓ガラスなどに工夫をこらさず。たとえば地震の際、倒れた家具等の下敷きにならないように、倒壊する可能性のある家具（タンス、書棚、食器棚、冷蔵庫、ピアノなど）や電化製品をしつかりと壁に固定する。家具等は、倒れたときに出口をふさがないように、配置の仕方にも工夫をする。窓ガラスが割れても飛び散らないように、飛散防止フィルムを貼る。吊り下げ型の照明は、落下を防止するため、吊り下げ部を補強しておく。

三、最近の国内での甚大災害

大村市の災害を論述する前に、最近の国内で頻発する災害について紹介しておかなければならない。とくに、平成

二十六年(二〇一四)広島市土砂災害、平成二十七年(二〇一五)関東・東北豪雨災害および平成二十八年(二〇一六)熊本地震についてである。略述ではあるが、これら甚大災害の内容を知ることにより、大村市において今後起きる可能性のある災害に対して、前項とともに備えるべきことの多くがうかがえる。

■一・平成二十六年広島市土砂災害

広島地域では往古より、土砂災害が多く発生している。このような中、平成二十六年(二〇一四)八月二十日未明に、広島市北部の安佐北区や安佐南区の住宅街を中心に、大規模な土砂災害が発生した(写真2-21)。被害は、阿佐南区八木地区五二人を含む死者七七人、重軽傷者四四人、家屋全壊一三三戸、同半壊一二二戸、床上・床下浸水四一二九戸に及んだ。

広島県内には花崗岩が広く分布し、風化花崗岩(まさ土)が土砂災害の大きな素因となる。今回多くの犠牲者を出した八木地区においては、風化度の大きなまさ土、深層風化地域の存在およびパインング現象がみられたようである。

今回の土石流は午前二時～四時に発生。狭い範囲への三時間で二〇〇～二五〇ミリの集中豪雨によって、同時多発的に土石流が発生した。また、今回のような土石流が発生した背景として、次のような点が挙げられる¹²⁾。

- ① 高度成長期の人口増加に伴う山裾の宅地開発
- ② 砂防ダムの未設置…平成十一年六月二十九日広島豪雨災害後、建設省(現・国土交通省)は十三年度に県の砂防ダム整備に着手したが、二十六年度中の完成予定が遅れ、二基は設計が完了したものの、残る五基は調査・設計の準備中であった。

③ 土砂災害危険区域、特別危険区域の未指定…今回被害が確認された場所の約八



写真2-21 土石流に襲われた住家の惨状(広島土砂災害)

割が指定外地域であった。

④避難勧告の遅れ…大雨警報（前日十九日九時台）、土砂災害警戒警報（二十日午前一時台）から避難勧告が遅れ、災害発生後となった。住民の聞き取り調査からは、「市の避難勧告をきっかけに避難した」が一割弱であるのに対して、「周囲を自分で確かめた」が約六割で、その他「口コミで避難所に向かった」「情報が無かった」「ヘリコプターで呼びかけているのを聞いた」などという回答が得られた。

■二・平成二十七年関東・東北豪雨災害

平成二十七年（二〇一五）九月七日に発生し、西日本から北日本にかけて広範囲に大雨をもたらした台風一八号は、台風一七号からの影響もあいまって、栃木県や茨城県、宮城県では記録的な大雨となった。この大雨の影響で全国の一九河川で堤防が決壊、六七河川で氾濫等の被害が発生した。とくに、茨城県の鬼怒川左岸では、九月十日午後〇時五十分頃に、常総市三坂町の堤防決壊・越水が発生するなどし（写真2-22）、常総市だけでも約四〇〇〇鈔の広範囲に浸水被害が発生して甚大な被害となった¹⁹。

今回の豪雨によって、全国では人的被害として死者八人、重軽傷者七九人、住家被害として全壊七九棟、半壊六〇四一棟、一部破損四一〇棟、床上浸水二八七〇棟、床下浸水一〇〇五九棟の被害が出ている。この中で茨城県常総市では、人的被害として死者三人、重軽傷者五四人、住家被害として全壊五二棟、半壊五四〇一棟、床上浸水一三七棟、床下浸水三六八五棟の被害が出た（二〇一五年十一月三十日現在）。とくに、市役所等の重要施設が集まる水海道地区では大きな浸水被害となった。

今回の水害では、様々な課題が露呈した¹⁴。常総市では、本水害の前年十一月に市役所本庁舎を災害拠点とすべく改築したばかりであった。しかしながら、



写真2-22 鬼怒川の堤防決壊状況
（国土交通省関東地方整備局提供）

一階部分が浸水し、電源施設や非常用電源設備が一階部分にあったため、停電等により災害拠点としての機能を全く果たすことができなかった。また、防災行政無線も水没のために使用不能に陥った。病院施設においても、一階に設置してあった重要な診断機器が浸水のため使用不能となった。

過去、一九九九年の福岡水害¹⁵や二〇〇五年の宮崎水害¹⁶などで、電源施設や重要な診断機器が一階にある場合の水害時の問題が指摘されていたが、その教訓が活かされなかった。電源施設や重要な設備等については、水害による浸水被害対策として、屋内であれば二階以上、屋外であればかさ上げをした場所に設置するなどの対応が肝要である。

また、浸水による浄水場、配水場ポンプが停止したことによる長期断水が発生したが、これも同様に過去の水害において度々発生しており、その対策の必要性が指摘されている。水道も市民の生活基盤となる重要なライフラインであり、周辺を囲う壁の高さを高くするなどの対策が必要である。

■三、平成二十八年熊本地震

平成二十八年(二〇一六)四月十六日、「熊本地震」が発生し、熊本・大分両県において甚大な人的・物的被害を与えた。被災者の苦しみと避難生活はまだ続いている。前震が同年四月十四日二十一時二十六分頃発生し、地震規模(マグニチュード)六・五、深度約一〇キロメートルであり、最大震度七の揺れであった。続いて本震が、その二日後の四月十六日一時二十五分頃発生し、マグニチュード七・三、深度約一〇キロメートルであり、最大震度七の大きな揺れとなり、その後も余震が引き続いた。いずれも右横ずれ断層による。

被害は直接死五〇人、災害関連死五五人(十月十四日現在)、負傷者二一七三人を数える。建物損壊は熊本・大分両県で一〇万二二六四棟に及んでいる(五月二十四日時点)。熊本県内の避難者数は本震翌日の四月十七日に最多の一八万三三八二人に達したが、その後は、大きな余震も減り、仮設住宅の建設や自宅の修繕が進んだため、大幅に減少した¹⁷。

本地震の特徴を挙げると、①最大震度七が二回発生したことは、一つの地震で初めてである。②活断層が地表で明瞭に確認された。③建物被害が甚大である。古い木造家屋の全壊が多い一方、新耐震基準（一九八一年制定）以降の、新しい家屋であっても全壊等被害が出ている（写真2-23）。④家屋被害については、火山灰土壌、旧河道埋立て地、傾斜地など地盤の影響も大きい。⑤ブロック塀等の倒壊が多い。⑥液状化の発生が広域にある。⑦熊本城にも天守屋根、石垣、長塀に被害が出た。⑧ブロック塀の倒壊が多いにも関わらず被害が少なかったのは、地震発生が夜中（前震夜九時過ぎ、本震深夜一時過ぎ）であったためで、不幸中の幸いであった。

本熊本地震から学ぶべき教訓を挙げれば、次のとおりである⑱。

①地震防災には、第一義的に活断層の存在を知ることである。住む近くに活断層

はないか、市役所等に尋ねるとよい。筆者は、断層はすべて活断層と考えており、また「隠れ活断層」の存在に注意しなければならない。

②気持ちは家屋ばかりにいきがちだが、家屋が建つ下の地盤や立地する地形・地理にも留意すべきである。沼沢地や旧河道の埋立て地は液状化が起きやすく、地下水位の高い砂地盤を含めて宅地としては不適當である。

③家屋の構造・屋根・木材・土台基礎・地盤に気を配り、柱・梁等の接合も大事にしなければならない。構造では一階と二階の柱・壁の連続性があるか、玄関の様な開口部の上に二階の壁が載っていないか、など注意すること。

④地震時、ブロック塀は危険である。実際、宮城県沖地震（一九七八年）では死者二十八人中一人がブロック塀等による圧死であり、筆者による二〇〇六年の調査では（大村・長崎・諫早三市の計一八四箇所のブロック塀を対象）、ブロック塀は四二割が危険、要注意であるとの結果であった。



写真2-23 新耐震基準による建築家屋も被災（熊本地震）

⑤古い家屋にはアスベストが、建材や断熱材などに使用されている可能性がある。これまで全国的に放置されていた「木造家屋」のアスベスト問題が顕在化した形で、今後の片付けやボランティア活動時に注意する必要がある。

四 大村市の災害履歴と今後起こり得る災害

一・大村市の災害履歴

戦後これまで大村市を襲った災害は表2-10のとおりである。火災、台風、水害と多く、地震には見舞われていない¹⁹。これら災害中で特筆すべきは、昭和三十二年（一九五七）大村水害と、平成三年（一九九二）台風一九号である。

一・昭和三十二年（一九五七）大村水害

昭和三十二年（一九五七）七月二十五日、二十三日の豪雨は、大村市山岳部を中心に日雨量七五〇ミリという記録的なものであった（[2-21参照](#)）。とくに、二十五日午後八時五十分から一時間の降雨量は一四〇・五ミリの最大記録を示した。市中心部は浸水一・八〇〜二

表2-10 大村市における主な災害

発生年	月・日	発生災害	備考
昭和22年(1947)	10・19 12・31	竹松旧軍工員宿舍跡 福森産業(株)火災 旧水交社跡、引揚者住宅火災	
昭和23年(1948)	3・18	国立大村病院火災	
昭和25年(1950)	4・13	旧海軍航空廠内 長崎罐詰大村工場火災	
昭和26年(1951)	10・14	ルース台風	
昭和28年(1953)	11・14	竹松、山川製材所火災	
昭和29年(1954)	7・6	ジュディス台風	
昭和30年(1955)	7・4 7・16 7・24 9・30	徳泉川内郷常盤旅館火災 ダット台風 松並町不二米製造工場火 ルイズ台風	
昭和31年(1956)	8・16 9・9 10・30	九号台風(死者4名) 十二号台風 松並町改進黨劇場火災	
昭和32年(1957)	7・25 11・2	大水害(死者21名) 本町神宮マーケット火災	本市戦後最大の災害 隣市で諒早大水害 (死者・行方不明539名)
昭和33年(1958)	3・21	三城小学校校舎火災	
昭和34年(1959)	1・6	大村警察署独身寮火災	
昭和37年(1962)	7・8	水害(死者なし)	
昭和62年(1987)	8・30	十二号台風	
平成18年(2006)	1・8	グループホーム「やすらぎの里さくら館」 火災(死者7名)	本火災を受けて、消防法 施行令を改正

【註】大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 1961)490～493頁ほかを参考に一部加筆し、作成



写真2-24 大村駅前から見た水害状況

に達し(写真2-24)、大上戸川、内田川、郡川は各所で堤防が決壊氾濫して、満潮時の午後十時前後には最大浸水となった。一方、鈴田川は午後九時ころから急に氾濫して、下流の水田は一瞬にして河床と化し、岩松駅を中心として鉄道・国

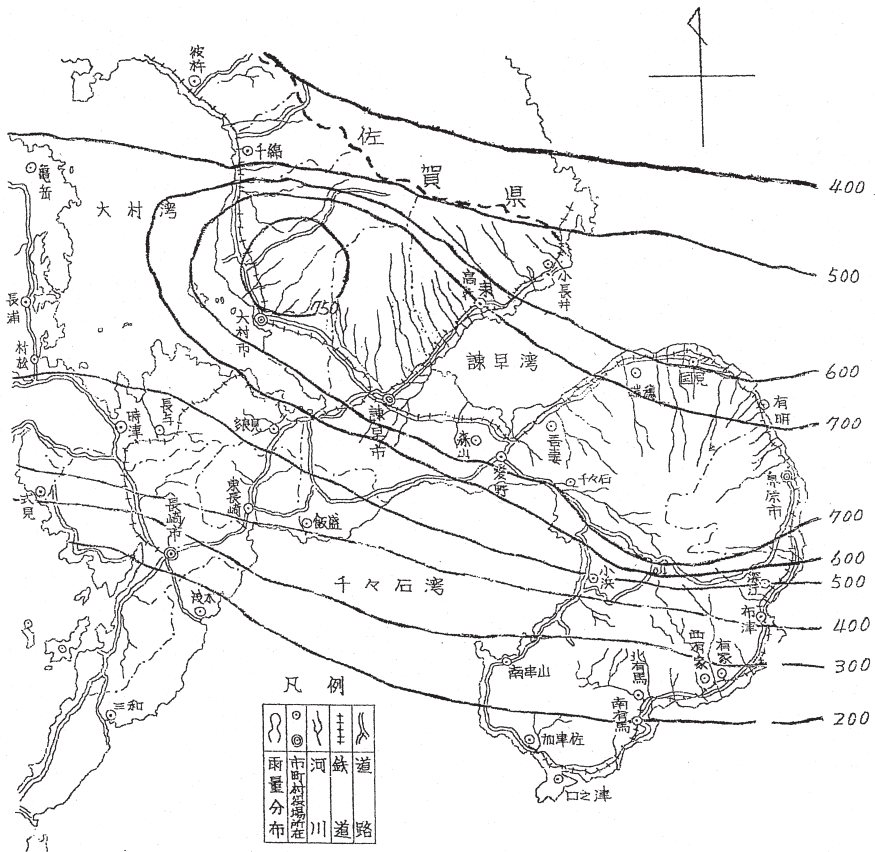


図2-21 昭和32年7月25日・26日豪雨分布図

【註】安全対策課所蔵「昭和32年7月25日水害関係図」から

道は寸断され、惨状を呈した²⁰⁾。

この豪雨によって、人的被害として死者二人、重傷者七人（以上、昭和三十二年八月十日現在）、住家被害として全壊三〇棟（流出を含む）、半壊六〇棟、一部破損五〇〇棟、床上浸水四五〇〇棟、床下浸水六〇〇〇棟の被害が出ている（以上、七月二十七日現在²¹⁾）農林被害は田畑の流失・埋没・崩壊約三〇〇町歩、田畑の冠水一六〇町歩、山林崩壊約二〇箇所、溜池四〇箇所、そのほかで、土木関係では道路八九箇所、橋梁五四箇所、河川一五箇所被害があり、船舶被害では漁船流失三隻、漁船沈没一隻となっている。商工業関係では工業関係五二件、商業関係四三〇件、旅館関係一三件の被害を数え、地すべりが七箇所、がけ崩れが二七箇所できている（以上、七月二十七日現在）。伝染病も赤痢三人、疑似赤痢七人、保菌者二人、日本脳炎二人の計二四人の罹患者が出ている（八月八日現在²²⁾）。

各方面の損害は、実に一九億一三四〇万円に上った。市では二十五日午後三時災害対策本部を設置して応急対策に当たり、とくに警察および陸海自衛隊、海上保安庁、消防団等は警戒救助に活躍し、多大な協力が得られた。

二・平成三年（一九九二）台風一九号

平成三年（一九九二）九月二十七日九州・山口を襲った台風一九号は、文政十一年（一八二八）の「子年の大風」（シーボルト台風）²³⁾に比肩し得る史上最大級といってもよい台風であった。図2-22に台

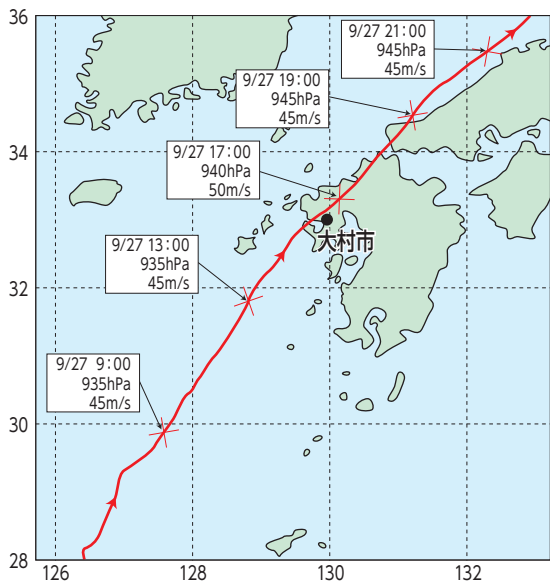


図2-22 台風19号の進行経路

九州電力株式会社編『九電新聞』No.691（九州電力株式会社 1991年）平成3年10月20日付を参考に作成

風の進行経路を示す。

台風一九号は風台風であったため、被害はとくに農水関係が七一八七億円(同年の台風一七号、一八号の分も含む)と大きく、停電の最大時戸数が九州全域で二一〇二千戸(配電全戸数の三六割)にも達した。本台風は市民生活を直撃し、停電だけでなく断水、ごみの発生、生鮮食品や建築資材・屋根瓦・シートの不足などと、大きな余波を及ぼした²⁴⁾。

大村市は台風進路の右側に位置するため(図2-22参照)、強風により収穫時期の稲が倒伏したり、ビニールハウスが損壊したりするなどの農業被害が大きく、家の屋根瓦が飛ぶなどの被害を受けた(写真2-25)。大村市役所では窓ガラスが割れ、市職員がアキレス腱切断の重傷を負ったほか、同職員三人が軽いけがをした。長崎空港では強風のため、朝から国内線の離発着計五二便と国際線同四便が欠航した²⁵⁾。

■ 二. 今後の災害発生の可能性

災害の履歴を踏まえ、大村市を素因と誘因で概観してみると、素因のうち地形については、本市は火山地形に加えて、火山麓扇状地や郡川の下流域に広がる扇状地、三角州、氾濫原、河岸段丘などが展開する²⁶⁾。これら特徴ある地形は、斜面崩壊、土石流、液状化等の発生につながる。もちろん、市内には郡川等の河川があるため、異常気象による豪雨水害には十分注意し備えなければならない。

地質で素因となるのは、第一義的に活断層の存在である。市内には大村―諫早北西付近断層帯と称される四本の活断層があり、それぞれ白木峰、小川、向木場、大似田の各断層である。更に大村湾には大似田断層の海底延長上にも活断層が存在する²⁷⁾。これら各断層が連動して動けば、マグニチュード七程度の地震を誘発するといわれている。



写真2-25 強風で屋上から落下したエアコン室外機(1991年台風19号災害)

素因としては、大村平野に広く賦存する地下水の存在も見逃せない。地下水が浅い砂層を地震が襲えば、液状化現象が生起することは誰もが知るところである。

誘因には台風と地震を挙げることができる。九州は台風銀座であり、中でも大村市を含む長崎北部は九州西方からの台風の通過コースであることが多い。大村市の地震には、前記の大村―諫早北西付近断層帯による直下型地震、島原半島及び橘湾海底の断層群ほかによるもらい型地震、更には南海トラフの巨大地震による影響が考えられる。これら地震は、人的被害はもちろん、家屋破壊、山間地での斜面崩壊、扇状地・海岸部での液状化などの被害をもたらす。大村湾の海底活断層及び南海トラフ地震によれば、波高〇・五メートル程度の津波が惹起するであろう。とくに大村湾海岸部においては注意しなければならない。

また災害の中でも、地震は昼夜を問わず、春夏秋冬に関係なく発生する。地震の時間別、季節別発生を図2-23、24に示す。小鹿島果（大村出身、明治政府工部省鉱山局技師）が、奈良時代から明治中頃までに我が国で起きた一三三四個の地震について調べた結果である²⁸。

図2-23から明らかなように、昼間（午前六時～午後六時）の地震が五三割、夜間（午後六時～午前六時）の地震が四七割となっている。昼間の発生が若干多いようであるが、地震は昼夜を問わず発生することが認められる。また、図2-24からは、冬季（十二月～二月）発生で二三割、夏期（六月～八月）発生で二七割、春季はこの間の比率内にあり、地震は季節に関係なく発生して、冬でも夏でも起きることが分かる。

したがって、我々は昼夜を問わず地震の発生に備えるとともに、寒い冬、暑

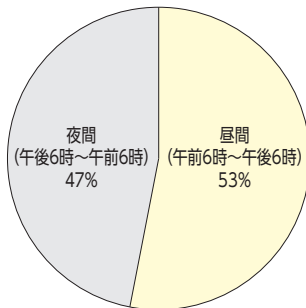


図2-23 地震の昼夜間別発生比率

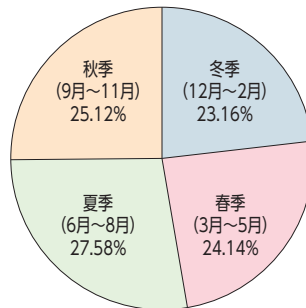


図2-24 地震の季節別発生比率

【註】図2-3、4は小鹿島果編『日本災異志』（五月書房 1982）を参考に作図

い夏の地震発生にも備えなければならない。

五 市民防災

■一 必要な常備・整備と訓練

日頃から、夜間に地震が発生した場合を想定して、次記の常備・整備・訓練により備えることが大切である。

・常備…懐中電灯、予備電池、非常用電源（発電機等）

・整備…非常用照明、誘導灯、街路灯、地震避難誘導ポール

・訓練…防災対応型訓練、避難所までの避難訓練、避難所の開設運営訓練、夜間での避難所体験（東京都目黒区の例）
上記の懐中電灯には、電池を必要としない手回し式でラジオ付きのものが有用である。非常用電源には、通常の発電機のほかに、停電により入力電源が断になった場合に対して出力が断にならない無停電電源装置もある。非常用照明は、電源内蔵型非常照明がよく、機器内に収容されたバッテリーにより、電源供給が断たれた際に自動で電池側から給電される。

街路灯には、ソーラー型で停電になっても照明機能を維持し、更に雨天などで太陽光の照射が減少しても充電した電力により点灯することができるものがある。地震避難誘導ポールは、地震発生とともにいち早く警報を出し、音声（スピーカー、サイレン）と照明（照明灯、回転灯）によって避難誘導ができるようにした地震避難誘導システムを有するものである。

夜間訓練は「目黒区夜間避難所訓練」[29](#)が参考になる。防災対応型訓練、避難所までの集団避難訓練、救助資機材取扱訓練、応急救護訓練、給食訓練、給水訓練、簡易トイレ組み立て、避難所開設運営訓練、夜間避難所体験などを実施しており、多くの区民が参加している。

訓練の際には同時に、常備の懐中電灯、非常用電源（発電機等）など、及び非常用照明、街路灯などの点検を是非

行うことを勧めておきたい。

街路灯が整備されていないと、夜間に地震（津波も）が発生した場合、自宅から避難路に行く、あるいは避難路がなくとも避難所まで行くのに、暗闇の中を行動しなければならぬことになる。

■二、熱中症・感染症等の予防対策

地震発生が夏あるいは冬であれば、避難生活においてはそれぞれ熱中症、感染症等が、とくに高齢者において多発することに注意しなければならない。

熱中症は、気温が二八度前後で患者が発生し、最高気温が三五度以上となる、いわゆる猛暑日に急増する⁽³⁰⁾。この傾向はとくに高齢者において著しく、高齢者では屋内で発症するケースが多い^(図2)。

冬季には寒いいため、当然のことながらインフルエンザ等の感染症の多発がある。同じ理由で、冬季の方が夏季と比較して、脳・心疾患による死亡が多いことも関係してくる。

また、冬には、夏と比較して水を飲まないことで血液が濃くなり、血栓の可能性が高まる。飲み水が不足すると、嚥下機能が衰えてい^{えんか}る高齢者にとっては、咀嚼自体が困難となり、食欲不振となつて、更に衰弱する悪循環に陥る。

熱中症の主な発生条件は、①高温多湿下で汗が蒸発しやすい、②風が弱く身体周囲の熱が逃げにくい、③日射を受け体温が上昇する、である。このため、熱中症に対しては、発汗による脱水を防ぐため

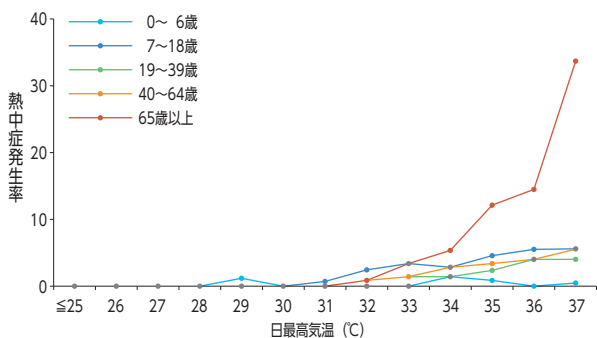


図2-25 年齢階級別・日最高気温別に見た熱中症患者発生率（東京23区）

出典：「熱中症患者の発生状況と今後の予測」（国立環境研究所編集委員会編『環境儀』No.32 独立行政法人国立環境研究所 2009年） 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ（<http://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/32/10-11.html>）から

積極的に休憩をとり水分を補給すること、通気を良くすること、直射日光を避けること、が肝要である。

冬場の感染症に対しては寒さ対策が重要である。毛布の常備や灯油ストーブの燃焼（暖かいが灯油の消費が大きい。火力は弱いが発電機を動かしての電気ストーブもよい）はもちろんのこと、口にマスクをする、首にタオル等を巻くだけでなく、上着の下に新聞紙を巻くなども勧められる。血栓症の防止には、こまめに水分を取ることがよい。水分摂取は高齢者の食欲増進にもつながる。

■三、災害発生後の避難生活への備え

防災は「考えること」から始まる。我々は災害を非日常のことと思いがちだが、だからこそ、何かをきっかけに考えていくことが大切である。家族と考え、仲間と考え、ヒヤリ・ハッと地図づくりやDIG（災害図上訓練①）、写真②⑥）、HUG（避難所運営ゲーム）③②は、日常生活のなかで身近にできる防災への取り組みである。現代は情報化が進んでいるので、災害発生時にはラジオ、テレビ、SNS、インターネットなどから誰もが災害情報を収集できる。災害情報を得たら、「早めの自主避難」を習慣づきたい。とくに、高齢者など自力で避難が困難な人がいる住家、施設等では、避難を始める基準である「災害準備情報」の発令に気を付けよう。

災害時に最も必要となるのが水である。飲用だけでなく、トイレにも必要となる。そのため筆者は湯水・災害に備えて「水資源の海上備蓄」雪解け水の海上備蓄③③を一九八八年から提唱している。水は日ごろからの備蓄が一番有効である。

災害発生後には、避難所生活を強いられる場合もある。避難所は、余震の不安な人々が身近な人（家族・知り合い）との触れ合いを通して、不安解消のできる場ともなる。そのためには、避難所の在り方として畳せめてマット、パー

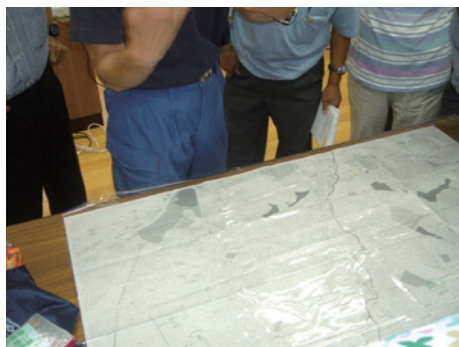


写真2-26 DIG（災害図上訓練）の試行

ティッシュン(間仕切り)、カーテン、衝立てなどは、プライバシーの確保のために必要不可欠である。

避難のため、狭い自動車の中で寝泊まりする人が多く、脚の静脈にできた血栓が肺の動脈に流れて血管を詰まらせる肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)が問題である。エコノミークラス症候群は二〇〇四年の新潟県中越地震で問題になった。ある調査によると、車中泊をしていた避難者のうち、少なくとも一人が重症になり、六人が死亡した。

エコノミークラス症候群は、狭い場所と同じ姿勢を続け、長時間脚を動かさない時などに起きやすい。水分不足も問題となる。水分不足は呼吸困難を起こし、死に至ることもある。

避難所は足の踏み場もないほど狭いことも多いうえ、仮設トイレが遠く水分を控えがちになる。体を動かすこともおっくうになる。車中泊だけでなく、避難所で長時間過ごすだけでも、エコノミークラス症候群の危険性が高まる。予防には、車内などで長時間同じ姿勢で眠らないこと、足の指を動かすなど脚を中心によく動かすこと、水分を十分とること、弾性ストッキングを着用することが大切である³⁴⁾。

血栓を溶解する作用として注目されるのがTPAづくりである。TPAは脳梗塞の特効薬であるが、血管内皮細胞等の体の中でつくられるものである。したがって、避難所生活や車中生活などでエコノミークラス症候群にかからないためには、日ごろから体内でTPAをつくっておき、血栓が溶けやすい体しておくことよい。それには有酸素運動が効果的で、ウォーキングが推奨される。一日三〇分程度、軽いものでよく、家の中でできる立ち歩きでもよい³⁵⁾。

六 備えと覚悟

「天災は忘れた頃にやってくる」。著名な明治・大正期の物理学者・寺田寅彦が言ったとされる警句である。しかし、この警句はいまも通用するのだろうか。災害は変容しつつある。原因は、土地改変(アスファルトなどによる人工被覆)や生活様式の変化などにとどまらず、これら以上に地球温暖化の進行、異常気象の頻発など、寺田の時代からは著し

く変化した状況による。

このことから、現在に生きる我々は、「災害はいつでもどこでもやってくる」と思わなければならない。言いすぎではないであろう。我が国では、災害は毎年どこかで起きており、これまで一度も災害に見舞われたことがないと言われている所でも、災害は起きている。また、過去に災害が起きた所でも災害は繰り返しており、あるいはそれまでとは異なる内容の災害に襲われることがある。したがって、災害への備えが肝要である。

ここに、平成十六年(二〇〇四)新潟県中越地震の被災者の声がある(『生死を分けた三分間』[36](#)から)。以前から防災意識を持っていた女性(二十九歳、新潟県長岡市)だが、実際に自分が被災したことで、その意識は「本当に地震は起きるものなんだ」という強い実感に変わったと言う。「物を備えるのも大切だけど、まず『今日は地震が来るかも知れない』って本気で思ったほうがいいですよ」と強調する。

地震に限らず、備えとともに覚悟を、と言えよう。常日頃から覚悟して危機意識を持ち、災害の実態を理解して必要な常備・整備・訓練などにより備えながら、危機意識を持続するモチベーションが、防災上重要なポイントとなる。

(後藤恵之輔)

註

- (1) 後藤恵之輔編『暮らしと自然災害』(電気書院 二〇〇九) 五五頁
- (2) (7) 前掲註(1) (2)五五〜五七頁、(3)五八〜五九頁、(4)五九頁、(5)五一頁、(6)四五頁、(7)四六頁
- (8) 気象庁『大雨や台風に備えて』(気象庁 二〇〇七)
- (9) 気象庁『台風情報の使い方』(気象庁 二〇一一)
- (10) 前掲註(1) 二二〜三三頁
- (11) 福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課編「南区揺れやすさマップ」(福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課

二〇〇八)

- (12) 後藤恵之輔「平成二十六年(二〇一四)大災害を診る〜広島土砂災害と御嶽山噴火災害〜」(公益社団法人地盤工学会九州支部長崎地盤研究会編『公益社団法人地盤工学会九州支部長崎地盤研究会シオラボ講演資料』公益社団法人地盤工学会九州支部長崎地盤研究会 二〇一四)
- (13) 内閣府「平成二十七年九月関東・東北豪雨による被害状況等について 平成二十七年十二月十八日」(内閣府 二〇一五) http://www.bousai.go.jp/updates/n27typhoon18/pdf/n27typhoon18_26.pdf 平成二十八年三月閲覧。
- (14) 後藤健介「平成二十七年九月関東・東北豪雨における危機管理の課題」(自然災害研究協議会西部地区部会編『自然災害研究協議会西部地区部会報』平成二十七年九月号 第四十号 自然災害研究協議会西部地区部会 二〇一六 二九〜三二頁)
- (15) 後藤恵之輔、後藤健介、山中 稔、川島徳光「一九九九年六月二十九日福岡水害とその後の対策」(自然災害科学研究所連絡委員会西部地区部会編『自然災害科学研究所西部地区部会報』研究論文集 第二十五号 自然災害科学研究所連絡委員会西部地区部会 二〇〇一 六九〜七二頁)
- (16) 磯望、後藤健介、黒木貫一、大平明夫「台風十四号による大淀川下流域の氾濫被害―衛星画像と現地調査による分析―」(自然災害研究協議会西部地区部会編『自然災害研究協議会西部地区部会報』研究論文集 第三十号 自然災害研究協議会西部地区部会 二〇〇六 二五〜二八頁)
- (17) 読売新聞社編『読売新聞』(読売新聞社 二〇〇四)平成十六年八月二十三日付朝刊記事
- (18) 後藤恵之輔「平成二十八年熊本地震 調査報告〜「明日はわが身」を学ぶ」(一般社団法人九州学士会編『九州学士会報』第三十七号 一般社団法人九州学士会 二〇一六 二〜三頁)
- (19) 自治体は災害対策基本法に基づき地震、風水害等の災害への備えのため防災計画を持っている。しかしながら阪神・淡路大震災を契機に、国は防災基本計画を全面修正し、自然災害を震災・風水害等種別に編を組み、一〇頁強のものから一挙に一八〇頁超へと大增した。以降新たな災害の都度修正を加えて同計画はボリュームアップし、大規模災害への備えを整えていった。自治体においても連動して地域防災計画の充実を図り、具体的かつ実践的なものへと整備した。本市の平成二十七年修正版では特に地震対策に重きが置かれたのが分かるが、さらに二十八年度版においては、計画を大幅に見直し災害種別に組み直し、地域性を反映して風水害対策を地震に先行させ、また復旧に加え復興計画を盛り込む予定である。
- (20) 大村市編「昭和四十二年九月一日 大村市災害特報」(大村市 一九五七)
- (21) 「昭和三十一年七月 大村市議会臨時会会議録」(大村市議会事務局所蔵)

- (22) 「昭和三十一年八月 大村市議会臨時議会議録」(大村市議会事務局所蔵)
- (23) 大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第三卷近世編(大村市 二〇一五) 四六七～四七二頁。後藤惠之輔、後藤健介「文政十一年(一八二八)「子年の大風」～福岡・大村両藩被害と「ひっぼがし石垣」について」(自然災害研究協議会西部地区部会編『自然災害研究協議会西部地区部会報・研究論文集』第三十九号 自然災害研究協議会西部地区部会 二〇一五 三七～四〇頁)。
- (24) 後藤惠之輔、湯藤義文「一九九一年台風十九号による被害に関する二、三の調査について」(自然災害研究協議会西部地区部会編『自然災害研究協議会西部地区部会報・研究論文集』第十三号 自然災害研究協議会西部地区部会 一九九一)
- (25) 毎日新聞社編『毎日新聞』(毎日新聞社 一九九一)平成三年九月二十八日付記事
- (26) 大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第一卷自然・原始・古代編(大村市 二〇一三) 三～六頁
- (27) 前掲註(26) 六三～六七頁
- (28) 小鹿島果編『日本災異志』(五月書房 一九八二) 一六四、一六六～一六七頁。後藤惠之輔「新長崎ことはじめ」(長崎文献社 二〇一三) 一三三～一三五頁。
- (29) 目黒区ホームページ(http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/zenzen/posai/saigai/taisaku/bousai/kuren/yakan_kuren.html)「目黒区夜間避難所訓練」平成二十八年七月閲覧。
- (30) 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ(<https://www.nies.go.jp/kanko/kankuyogi/32/10-11.html>)「熱中症患者の発生状況と今後の予測」(国立環境研究所編集委員会編『環境儀』No.32 独立行政法人国立環境研究所 二〇〇九 一〇～一一頁)平成二十八年七月閲覧。
- (31) 瀧本浩「改訂版 地域社会とまちづくりーみんなをその気にさせる災害図上訓練」(イマジン出版 二〇一三)
- (32) 図上演習研究会編『図上演習入門ー防災・危機管理の基本を学ぶ』(内外出版 二〇一三)
- (33) 後藤惠之輔「雪解け水の海上備蓄について」(日本雪工学会『第四回雪工学シンポジウム論文集』日本雪工学会 一九八八)
- (34) 読売新聞社編『読売新聞』(読売新聞社 二〇〇四)平成十六年五月三日付記事
- (35) NHK総合テレビジョン「ためしてガッテン」血液のチカラ向上作戦! 脳梗塞・心筋梗塞で死なないために(平成二十八年五月十一日放送)
- (36) 日本聞き書き学会編『生死を分けた三分間 そのとき被災者はどう生きたか』(光文社 二〇〇六) 一三〇～一四三頁

参考文献

- 内閣府(防災計画担当)「防災計画について」(内閣府 二〇一三)(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/hokukyokun/10/pdf/sub1.pdf>を平成二十八年十月閲覧)
- 内閣府(防災計画担当)「防災基本計画の見直しについて」(参考資料)(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/hokukyokun/10/pdf/sub1.pdf>を平成二十八年十月閲覧)
- 大村市防災会議「大村市地域防災計画」平成二十七年修正(大村市公式Hd<https://www.city.omura.nagasaki.jp/>を平成二十八年十月閲覧)
- 危機管理課作成「大村市防災会議資料」
- 危機管理課作成「調整会議資料 地域防災計画の刷新について」(平成二十八年一月)

第五節 教育と文化

一 学校教育

■ 一・戦時教育の払拭と学校制度改革による新教育制度の実施

昭和六年(一九三一)九月十八日の満州事変、同十二年(一九三七)七月七日の盧溝橋事件を発端として、日中戦争が勃発した。続く同十六(一九四一)年十二月八日の真珠湾攻撃に始まり日本は太平洋戦争へ突入した。しかし、戦況は次第に不利となり、同二十年(一九四五)八月六日の広島、八月九日の長崎への原爆投下によって日本の敗戦は決定的となった。八月十四日、日本はポツダム宣言受諾を連合国に通告した。八月十五日、天皇が終戦の詔書を読み上げ、玉音放送として全国にラジオ放送された。ここに日本は全面降伏による戦争終結を迎えた。

一・戦時教育の払拭

文部省は、戦時教育体制の払拭のため、早速次のような処置を取った。昭和二十年八月十六日学徒動員解除、同

二十四日軍事教育の廃止、同二十八日平常授業への復帰指令、九月二十日教科書の取扱方通達、同二十六日疎開児童の復帰指令、十月六日戦時教育令廃止などである。

大戦は、日本国民に多くの犠牲をもたらした。戦争で国威を高めようとした軍国主義の教育は見直され、日本の教育はその反省から再出発した。

九月十五日に文部省が発表した「新日本建設ノ教育方針」⁽¹⁾は、戦後教育の進むべき方向を明らかにした。

教育方針は、一一項目からなり、その要旨概要は、

・ 国体護持、軍国主義の払拭、平和国家の建設、教養の向上、科学的思考力の涵養、平和愛好の信念を重点目標とする。

・ 教育の体勢については、戦時体制から平時体制へ復帰、軍事教育の全廃、戦争直結の学科研究所等を平和的なものへ変更する。

・ 教科書は新教育方針に即応して改訂、訂正削除すべき部分を指示する。

・ 新しい時代に対応できる教職員を育てるための再教育を策定している。

・ 学徒に対しては、学力不足補充の措置をとる。転学・転科を認める具体案を考えている。陸海軍学校生徒・卒業生で希望する者は文部省所管学校へ入学させる。

・ 科学教育は、真理探究に根ざす科学的思考や科学的常識を基盤として振興する。

・ 社会教育では、国民道義の昂揚と国民教養の向上を新日本建設の根底として重視し、成人教育・勤労者教育・家庭教育等社会教育全般の振作を図り、国民文化興隆の具体案を計画中である。

・ 青少年団体では学徒隊の解散に伴い、原則として郷土を中心とする青少年の自発的な団体として新たに青少年団体を育成する。

・ 宗教については、国民の宗教的情操と信仰心を養い、宗教による国際親善と世界平和を図る。

・ 体育では、衛生養護に力点をおいて体力の回復向上に努め、勤労と教育の調整に重点をおく。食糧増産・戦災地復旧等の作業の実施、明朗な運動競技の奨励、純正なスポーツの復活、運動競技により国際親善を図る。

・ 文部省の機構改革。以上の諸方針実施のため、学徒動員局を廃止、体育局・科学教育局を新設、さらに第二次改革を進める。

九月二十日には、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱ニ関スル件」について文部省通達がなされ、国防軍備などを強調した教材、戦意昂揚に関する教材、国際親和を妨げるおそれのある教材、戦争終結に伴う現実の実体と著しく遊離している教材について、黒墨で塗りつぶして使用するなどの緊急措置が取られた。

文部省は、この「新日本建設ノ教育方針」を全国的に周知徹底を図るために各地で講習会を開催した。長崎県の講習会に際して大村市長は、市内国民学校長宛に次のとおり通知した。

昭和二十年十一月二六日

大村市長 山口 尚章

各国民学校長殿

新教育方針都道府県別講習会実施ノ件

今般長崎県師範学校ニ於テ標記講習会ヲ左記要項ニ依リ実施セラルコトト相成候条貴職参加相成度

記

一、目的 国民学校長ニ対シ新日本建設ノ為今後ノ教育ノ向フベキ方途ヲ指導シ文化国家道義国家ノ建設ノ趣旨



写真2-27 墨塗りされた教科書

(諫早市美術・歴史館所蔵)

ヲ浸透セシメ各学校教育ノ運営ニ資セシメントス

二、日時 十二月一日 自午前九時 至午後四時

三、会場 大村市 長崎師範女子部 参集地区 離島ヲ除ク全地区

四、講師 長崎師範学校ノ教官

二、新教育制度の実施

昭和二十一年（一九四六）三月、米国教育施設団が来日、同三十日に日本の教育制度の改革について提案・勧告をなす報告書を提出した。報告書の内容は、日本側教育家委員会（委員長 南原繁東京帝国大学総長）と協同でまとめられたもので、六・三・三制の教育制度を骨子としたものであった。文部省は、教育刷新委員会（教育の重要事項に関する内閣総理大臣の諮問機関、教育基本法作成などを建議 昭和二十一年設置、昭和二十七年（一九五二）廃止）^②の建議に基づき、新制中学校の実施予定を同二十二年（一九四七）初めとし、同二十二年二月「新学校制度実施準備に関する件」の通達を各地方長官宛に出し、新教育制度がスタートした。これにより、これまでの国民学校の名称を廃して再び小学校と改め、国民学校初等科が小学校（六年制）、高等科は新制中学校（三年制）になり、小学校・中学校が義務教育となった。ここに新制中学校が誕生した。同二十三年新制高等学校（三年制）と新制大学（四年制を原則）が法制化され、六・三・三・四制が整えられたのである。

昭和二十一年十一月三日、日本国憲法が公布された。新憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基調として今日に至っている。同二十二年三月、新憲法に基づき、教育基本法、学校教育法が制定された。教育基本法は、日本の教



写真2-28 新学期に向けて教科書改訂を報じる長崎新聞（昭和21年3月24日付記事）
（長崎新聞社提供）

教育の目的、教育の方針、教育の機会均等、義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政を規定したもので、教育関係法令の基本をなすものである。学校教育法は、学校教育の目的、目標、小中学校での教科書使用義務、学齢に達した子供を保護者が就学させる義務、市町村の小中学校設置義務、校長・教諭の役割等が定められている。

戦後の教育改革の動きを見てみると、表2-11のとおりである。

教育改革は、新教育制度に基づき次第に具体化されていった。昭和二十五年度（一九五〇）の長崎県教育方針に示されている学校教育に関する事項の骨子は次のとおりである。

- ・ 国際的理解と平和愛好の教育を促進する。
- ・ 品性教育に留意し、道義の昂揚を図り青少年の不良化を防止する。
- ・ 僻地、離島の教育、勤労青年の教育及び特殊教育を強化する。
- ・ 職業教育・科学教育・生産活動教育の振興を図る。
- ・ 教職員の資質の向上と教育意欲の昂揚に努める。
- ・ 教育施設の充実改善に努める。
- ・ 指導網及び教育調査統計網の拡充強化を図る。

表2-11 戦後の教育改革

昭和二十年		昭和二十年			
八月 八月 八月	十四日 十五日 二十八日	ポツダム宣言を受諾する。 終戦の詔書 文部省、学校授業再開を通達する。	九月 九月 九月	十五日 十五日 二十日	文部省、「新日本建設ノ教育方針」を発表。 文部省、「終戦二件ノ教科用図書取扱方ニ関スル件」について通達する。昭和二十年

昭和二十年		昭和二十一年	
十月 二十二日 十二月三十一日	GHQ(連合国軍総司令部)が軍国主義的、超国家主義的教育の禁止を指令する。 GHQが修身、日本歴史、地理の授業停止を指令する。	三月 五日 三月 三十日 八月 十日 十月 八日 十一月 三日	米国教育使節団来日する。 米国教育使節団、報告書を提出する。 教育刷新委員会が内閣直屬で設置される。 文部省が教育勅語の奉読廃止を指示する。 日本国憲法が公布される。
昭和二十二年		昭和二十三年	
二月 十七日 三月 三十一日 四月 一日	文部省から「新学校制度実施準備に関する件」の通達が出される。 「教育基本法」、「学校教育法」が公布される。 義務教育六・三制が実施される。新制中学校がスタートする。	四月 一日 七月 十五日	新制高等学校がスタートする。 「教育委員会法」が公布される。

(節末の参考文献等から作成)

■二、大村市教育の発展と施設設備の充実

大村市の教育は、戦後の教育制度改革と教育関係法令に適切に対応しつつ発展、向上、充実していった。戦後混乱期への対処、人口変動による小・中学校の統廃合・新設、市民による教育に関する要望を受け入れる施策、教育環境の整備、学校給食の充実が図られてきた。一方、教育の現代化に伴って、教職員の資質向上のための各種研修会と児童・生徒の学力向上を図っての校内研修会、研究発表会が市内全校で実施されてきた。

平成十八年度(二〇〇六)からは、市内全小・中学校に二学期制を導入し、特色ある教育活動を展開して現在に至っている。同二十一年度(二〇〇九)からは、小学校に放課後子ども教室が開設され、教職員OBのボランティア活動により運営されている。

教育関係法令の公布と大村市教育の沿革については表2-12にまとめた。

表2-12 教育関係法令の公布と大村市教育の沿革

年表	法令・市教育の沿革	年表	法令・市教育の沿革
昭和二十一年 一月	市内各学校の御真影を三浦国民学校に一括奉安し、一月九日に、大村市長を通し長崎県知事に奉還する。 フラ（アジア救援公認団体）物資による学校給食始まる。 「教育基本法」学校教育法公布 義務教育六・三制を実施する。国民学校をそれぞれ大村市立〇〇小学校と改称する。新制中学校として、大村市立三浦、鈴田、大村、西大村、萱瀬、郡中学校創立される。 「教育委員会法」公布 黒木小学校創立 中央小学校創立 市内小中学校に週五日制の事業を実施する。 この制度は三年後に中止し平常に戻す。 「昭和二十六年度に入学者の児童に対する教科用図書の給与に関する法律」公布 「児童憲章」制定 学制頒布八〇周年記念式典挙行 市町村教育委員会が発定し、大村市教育委員会（公選制）が組織される。藤井重臣教育長兼務就任 一瀬巨教育長就任	二十九年 四月	長崎師範学校附属小学校の廃校に伴い、大村小学校に合併 「学校給食法」公布 西大村小学校完全給食（パン、副食、ミルク）実施。以降、市内各小学校でも実施される。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」公布 同法律に基づき、新教育委員会発定（任命制） 東大村小学校創立 湯川伊一教育長就任 「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布 大村、三浦、鈴田中学校が統合し、大村市立玖島中学校創立 朝長一郎教育長就任 松尾賢一教育長就任 旭が丘小学校創立 富の原小学校創立 田中 誠教育長就任 大村中学校創立 桜が原中学校創立 森 秀一教育長就任
二十二年 三月 四月		三十一年 六月 五月	
二十三年 七月		三十四年 十月	
二十三年 八月		三十五年 十月	
二十四年 四月		三十七年 三月	
二十四年 五月		四十一年 四月	
二十六年 三月		四十三年 十月	
五月		五十三年 四月	
二十七年十一月		五十五年 十月	
		五十六年 四月	
		五十八年 四月	
		五十九年 十月	
		六十一年	
十二月		平成 六年 二月	

年表	法令・市教育の沿革	年表	法令・市教育の沿革
十一年 四月 十四年 三月 十八年 四月 十九年 四月 二十一年 五月	清原章宏教育長就任 西村順子教育長就任 二期期制導入 木下勝海教育長就任 平成の寺子屋放課後子ども教室開設。以降中 央小、鈴田小、松原小ほかにも放課後子ども	二十四年 十月 二十七年 四月	教室が開設される。 黒田哲夫教育長就任 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 改正施行 溝江宏俊教育長就任

(節末の参考文献等から作成)

一・小学校教育と大村市内各小学校の沿革

新しい学校制度による小学校教育は昭和二十二年四月からスタートした。戦時教育を払拭した新教育の指導は、文部省作成の「学習指導要領」に拠ることとなった。「学習指導要領」は、小・中・高・特別支援学校などの教育課程の大綱的な基準であり、同二十二年「試案」として初めて作成され、同二十六年（一九五二）七月、一般編を改訂した。その後、同三十三年（一九五八）、同四十三年（一九六八）、同五十二年（一九七七）、平成元年（一九八九）、同十年（一九九八）、同二十年（二〇〇八）と七回の改訂を経て現在に至っている。

昭和三十三年（一九五八）の改訂では「道徳」の時間、平成元年には一・二年生に「生活科」の新設を見ている。学習指導要領に示される重点目標として、基礎学力の充実、科学技術教育の向上、「道徳」教育の充実、「生きる力」の育成のための「総合的な学習の時間」の新設と指導の充実、個に応じた指導と習熟度別指導、思考力・判断力・表現力等の育成、外国語活動等がある。

戦後の市内各小学校の沿革と近年の研究発表の内容は表2-13のとおりである。

表2-13 戦後の市内各小学校の沿革と研究発表の内容

三浦小学校	
昭和二十二年 四月	三浦国民学校から三浦小学校へと改称する。
二十三年 四月	新制三浦中学校を併設
二十九年 三月	P.T.A.（育友会）発足
三十七年 三月	創立八〇周年、校旗制定
三十九年 三月	給食室落成、学校給食開始
四十九年 一月	創立九〇周年 校歌制定
八月	創立百周年記念式典挙行
五十一年 三月	新校舎現地に落成移転
平成 四年 二月	体育館落成
十四年十一月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
二十二年十一月	市教育委員会指定「生活科・総合的な学習の時間」研究発表会
	県・市教育委員会指定「健康教育」（給食）研究発表会

鈴田小学校	
昭和二十二年 四月	鈴田国民学校から鈴田小学校へと改称する。
三十二年 七月	二十五日の大水害で甚大な被害を受ける。
三十四年 一月	県一位健康優良校として表彰を受ける。
三十七年 九月	県教育委員会指定「健康教育」研究発表会
四十五年 十月	県教育委員会指定「交通安全」教育研究発表会
四十七年 九月	「安全教育」全国大会において文部大臣から表彰を受ける。

鈴田小学校	
四十八年 三月	創立百周年記念式典挙行
五十六年 一月	県教育委員会指定「特別活動」研究発表会
平成 五年 十月	大蔵大臣、日銀総裁からごども銀行の表彰を受ける。
十三年 十月	優良ごども郵便局中央表彰を受ける。
十六年十一月	市教育委員会指定「英語活動」研究発表会
十九年 十月	市教育委員会指定「幼小連携」研究発表会
二十一年十一月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
二十四年十一月	県教育委員会指定「健康教育」（給食）研究発表会

三城小学校	
昭和 十九年 四月	大村国民学校、西大村国民学校から分離し、三城国民学校創立
二十二年 四月	三城国民学校から三城小学校へと改称する。
二十四年 四月	中央小学校新設により通字区を一部変更
三十年 九月	学校給食開始
平成 十二年 四月	県指定「国際理解教育」実践協力校英会話力向上に努める。
十六年 二月	創立六〇周年記念式典挙行
十八年十一月	県議会文教委員会学校視察
十九年十二月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会

大村小学校

昭和十九年四月	三城国民学校開設に伴い、駅通り・小佐古・大佐古・柴田が同校に編入
二十一年四月	大多武に分教場を設置する。
二十二年四月	大村国民学校から大村小学校へと改称する。
二十五年二月	市内学校の学校五日制授業施行に関する研究発表会
三十年九月	完全給食開始
三十四年四月	大多武分校が東大村小学校として独立
三十五年四月	箕島分校が西大村小学校から当校の分校となる。
四十七年三月	箕島分校廃校
四十九年三月	文部省指定「道徳教育」研究発表会
五十二年五月	創立百周年記念式典挙行（地域友好祭）
五十二年五月	言語障害児学級開設
五十六年四月	情緒障害児学級開設
平成六年十一月	児童数増加に伴い旭が丘小学校を新設分離
十三年十一月	県教育委員会・市教育委員会指定「体育科」研究発表会
十五年十二月	長崎県学校保健健康推進学校優秀校として表彰される。
十九年十一月	創立二二〇周年記念式典挙行
二十一年十二月	市教育委員会指定「算数科」研究発表会
	市教育委員会指定「算数科」研究発表会
	県教育センター調査研究協力校「効果的に電子黒板を活用した授業の発信と工夫」

大村小学校

昭和二十一年三月	大村国民学校大多武分校設置許可、五月五日に徳泉川内郷椎池の辻に校舎落成
二十七年八月	大村市東大村二丁目の現在地に移転
三十四年四月	東大村小学校として独立
四十四年十一月	完全給食開始（大村小学校から搬入）
五十五年八月	県教育センター「複式」教育現地研究会開催
平成十七年四月	四学級編制（三・四年生、五・六年生は複式）
九月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
二十年十二月	創立五〇周年記念式典挙行
二十二年十二月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
二十三年四月	完全複式学級
二十五年四月	四学級編制（三・四年生、五・六年生は複式）

東大村小学校

昭和二十二年四月	市教育委員会指定「ICT活用」研究発表会
二十九年五月	市内他小学校に先駆けて完全給食始まる。

西大村小学校

昭和二十二年四月	西大村国民学校から西大村小学校へと改称する。
二十九年五月	市内他小学校に先駆けて完全給食始まる。

西大村小学校	<p>三十四年 三月</p> <p>三十五年 四月</p> <p>三十六年 九月</p> <p>平成 二年 二月</p> <p>五年 六月</p> <p>十八年 七月</p>	<p>健康優良校として全国表彰を受賞</p> <p>箕島分校を大村小学校に移管</p> <p>学校給食優良校として文部大臣賞受賞</p> <p>よい歯の学校優秀校として市表彰</p> <p>創立一二〇周年記念式典挙行</p> <p>P T A 広報誌文部科学大臣賞受賞</p>
---------------	---	--

中央小学校	<p>昭和二十四年 四月</p> <p>二十五年 一月</p> <p>二十七年 六月</p> <p>二十八年 四月</p> <p>三十年 四月</p> <p>四十二年 十月</p> <p>四十五年 十月</p>	<p>乾馬場郷の第二十一海軍航空廠工員宿舍を校舎として創立。県立長崎工業高校宿舍の一棟と西大村小学校北校舎を仮校舎とする。</p> <p>西大村中学校の移転により西大村小学校から本校舎に移転を完了</p> <p>警察予備隊の大村駐留により、校舎一棟を西大村中学校に提供。当校の二三年生は西大村小学校北校舎及び東校舎に移転</p> <p>長崎大学芸学部部長の長崎移転に伴い西大村小学校第一校舎から移転、復帰する。</p> <p>木造校舎六教室落成</p> <p>県一位健康優良校・県一位給食校として表彰を受ける。給食優良校として文部大臣表彰を受ける。</p> <p>全日本よい歯の五カ年連続表彰校となる。</p>
--------------	---	---

中央小学校	<p>五十三年 四月</p> <p>平成 十年 十月</p> <p>十六年十二月</p> <p>二十一年十一月</p>	<p>大村市立放虎原小学校が分離独立する。</p> <p>創立五〇周年記念式典を挙行する。</p> <p>文部省科学省・県教育委員会・市教育委員会指定「学力向上フロンティアスクール」研究発表会</p> <p>市教育委員会指定「算数科」研究発表会</p>
--------------	---	--

竹松小学校	<p>昭和二十二年 四月</p> <p>三十二年 一月</p> <p>五十八年 四月</p> <p>平成 十年 二月</p> <p>十一年 十一月</p> <p>十三年十一月</p> <p>十五年 四月</p> <p>十七年七月</p> <p>十六年十一月</p>	<p>竹松国民学校から竹松小学校へと改称する。</p> <p>県立園芸高校から譲渡された農地を運動場にし、校地が拡張される。</p> <p>富の原小学校の開校に伴い、原口町、今津町、富の原一・二丁目を校区から分離する。</p> <p>創立一二五周年記念式典を挙行する。</p> <p>市教育委員会指定「算数科」研究発表会</p> <p>市教育委員会指定「総合的な学習の時間」研究発表会</p> <p>情緒障害学級（トンポ水学級）開設</p> <p>交通安全子ども自転車長崎県大会優勝、全国大会出場</p> <p>文部科学省委嘱、県教育委員会・市教育委員会指定「学力向上フロンティア事業」研究発表会</p>
--------------	--	--

竹松小学校	二十一年十一月 二十三年 三月	市教育委員会指定「算数科」研究発表会 学級数増加に伴う新校舎完成
--------------	--------------------	-------------------------------------

菅瀬小学校	昭和二十二年 四月 二十三年 七月 二十八年 五月 五十一年 十月 五十三年十一月 五十四年十一月 五十八年 三月 平成 五年 九月 八年十一月 十九年十一月	菅瀬国民学校から菅瀬小学校へと改称する。 菅瀬小学校黒木分校独立(黒木小学校) 南川内分校校舎新築し、移転する。 学校給食優良校として文部大臣表彰を受ける。 保健体育の指導研究優秀校として文部大臣表彰を受ける。 教育功労団体として県教育委員会から顕彰 南川内分校廃校 創立二二〇周年記念式典を挙げる。 県健康推進学校優良校として表彰を受ける。 文部科学省指定「道德教育」研究発表会
--------------	--	---

黒木小学校	昭和二十三年 八月 四十九年 二月 五十八年 十月	菅瀬小学校から独立して黒木小学校となる。 創立百周年記念式典を挙げる。 県教育委員会指定「交流教育」研究発表会
--------------	---------------------------------	---

黒木小学校	平成 七年 三月 十年十一月 十三年十一月 十四年 八月 十五年 四月 十九年十一月	新校舎、プール、職員住宅落成 市教育委員会「複式教育」研究発表会 和太鼓練習を開始する。(黒木太鼓劇設) 黒木太鼓初舞台(おむら夏越まつり) 大村市初の特別転入学制度により、四人の新入学・転入学者 文部科学省委嘱・県教育委員会指定「道德教育」研究発表会
--------------	---	---

福重小学校	昭和二十二年 四月 三十三年 四月 平成 十年十一月 十三年 十月 十五年 二月 十七年十一月 二十二年十一月	福重国民学校から福重小学校へと改称する。 東校舎落成(大村市で初めての鉄筋コンクリート校舎) 市教育委員会指定「国語科」研究発表会 市教育委員会指定「国語科」研究発表会 創立一三〇周年記念式典を挙げる。 市教育委員会指定「国語科」研究発表会 市教育委員会指定「国語科」研究発表会
--------------	---	---

松原小学校	昭和二十二年 四月 五十年 十月	松原国民学校から松原小学校へと改称する。 優良子ども銀行全国表彰
--------------	---------------------	-------------------------------------

松原小学校

六十二年 七月	県教育委員会から県学校給食優良校として表彰される。
十一月	当校育友会が日本PTA全国協議会及び県PTA連合会から表彰される。
平成 十四年十二月	創立一三〇周年記念式典を挙げる。
十五年十二月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
二十年十一月	市教育委員会指定「学校図書館」教育研究発表会
二十二年 四月	文部科学大臣から子ども読書活動優秀実践校として表彰される。

放虎原小学校

昭和五十三年 四月	中央小学校から分離開校
五十五年十二月	校歌制定記念発表会
平成 七年十二月	文部省・市教育委員会指定「道徳教育」研究発表会
九年十一月	創立一〇周年記念式典を挙げる。
十年 二月	市教育委員会指定「道徳教育」研究会
十一年 三月	第六回長崎新聞PTA新聞コンクールで当校PTA「広報誌優秀賞受賞
十四年十一月	日本PTA連絡協議会から当校PTA、全国表彰を受ける。
十五年十一月	市教育委員会指定「特別活動」研究発表会
十九年 九月	三〇周年記念事業「航空写真」ビデオ撮影
十九年十一月	県PTA広報誌コンクールで優秀賞受賞

旭が丘小学校

昭和五十六年 四月	大村小学校から分離独立開校
九月	校旗完成
五十七年 一月	二期工事として特別教室(四)、普通教室(二)を落成する。
三月	校歌発表
五十八年 二月	体育館落成
四月	プール落成
平成 六年十一月	市教育委員会指定「個を生かす教育」研究発表会
十四年十一月	市教育委員会指定「算数科」研究発表会
十七年 二月	子ども県展(絵画)優秀校
十九年 四月	特別支援学級「えがお学級」開設
十一月	市教育委員会指定「算数科」研究発表会
二十二年 四月	創立一三〇周年記念式典を挙げる。

富の原小学校

昭和五十八年 四月	竹松小学校から分離独立開校
五十九年 一月	PTA発定総会
十一月	開校落成記念式典
平成 元年十一月	当校PTA、優良PTAとして文部大臣表彰を受賞
十一年 六月	市教育委員会指定「国語科」研究発表会
十四年 六月	市教育委員会指定「国語科」「図工科」研究発表会
十二月	創立一〇周年記念式典を挙げる。

富の原小学校	十九年 二月 二十一年 四月	子ども県展(版画・絵画) 優良校受賞 副校長、主幹教諭配置
--------	-------------------	----------------------------------

富の原小学校	二十二年 四月 二十三年十二月	特別支援学級新設 市教育委員会指定「国語科」研究発表会
--------	--------------------	--------------------------------

(各小学校学校要覧等から作成)

二、新制中学校の発足と大村市内各中学校の沿革

昭和二十二年四月、新制中学校が発足した。発足時の長崎県内の新制中学校校数は二五六校で、そのうち小学校併設校は八五校となっている。大村市では、三浦中学校、鈴田中学校、大村中学校、西大村中学校、萱瀬中学校(萱瀬小学校と併設)、郡中学校の五校が創立された。新制中学校の発足に伴う当面の課題は、教職員と校舎の確保であった。新任校長は、従来の国民学校、青年学校、旧制中学校から登用した。教職員の発令は四月二十二日になされた。国民学校、青年学校、旧制中学校からの転用、大学や高等専門学校、そのほかの出身者から新規採用した。

校舎については、当然のことながらそれに相当する建物は存在しておらず、当面の策として、国民学校高等科、青年学校、旧制中学校、軍用施設等を転用して充当又は小学校との併設校として発足した。大村市においては、郡中学校が郡高等実業青年学校、大村中学校は大村高等実業青年学校に創立された。西大村中学校は、西大村小学校の一棟を仮校舎として創立、翌二十三年(一九四八)四月に海軍航空廠元工員養成所寄宿舎に仮校舎として移転、同二十五年(一九五〇)一月、元工員養成所を本校舎として移転した。

新制中学校の教科は、学習指導要領により定められ、必須教科(国語・習字・社会・歴史・数学・理科・音楽・図工・体育・職業)一〇科目、選択教科(外国語・習字・職業・自由研究)四科目でスタートした。その後、数回の学習指導要領改訂を経て今日に至っている。学校教育は、調和と統一のある教育課程、指導内容の精選・集約、生徒の能力・適性の伸張を基調とした。

昭和二十八年（一九五三）八月、「公立学校施設費国庫負担法」が公布され、これにより特別教室（図書室・工作室・調理室・理科室等）の施設・設備も充実していった。昭和四十年代から教育機器（テーピングマシン、ランゲージラボラトリー、オーバーヘッドプロジェクター等）の導入により教育指導の効率化を図る教育工学的手法も取り入れられていった。近年、各学校（小・中学校とも）に教育用コンピュータも導入され情報教育にも力が入れている。スポーツ活動、文化活動、教職員の校内研究や研究発表も盛んになり、各校とも特色ある教育活動が展開されている。

市内各中学校の沿革は表2-14のとおりである。

表2-14 市内各中学校の沿革

三浦中学校	
昭和二十二年 三月	開設
四月	三浦小学校の一棟を仮校舎として創立
二十四年 四月	新校舎に移転
四十一年 四月	玖島中学校に統合

大村中学校	
昭和二十二年 四月	大村高等実業青年学校に大村中学校を創立。
二十四年 四月	大村、三城、鈴田地区の生徒が通学した。 鈴田中学校創立に伴い鈴田地区生徒は転校、同時に学区変更により杭出津方面の生徒は西大村中学校に転校
四十一年 四月	大村、三浦、鈴田中学校を統合し、大村市立玖島中学校創立
六十一年 四月	玖島中学校から分離新設し大村中学校として創立
平成 二年 十二月	開校記念事業、式典挙行
二十二年十一月	当校PTA県表彰受賞
二十三年 三月	市教育委員会指定「学力向上」研究発表会 創立二五周年事業

鈴田中学校	
昭和二十二年 三月	開設
四月	一年生は鈴田小学校の一部を借用、二、三年生は従来のまま大村中学校に在学して分散教育を受けた。
四十一年 四月	玖島中学校に統合

西大村中学校	<p>昭和二十二年 四月 二十三年 五月 二十五年 一月 二十七年 四月 二十八年 四月 三十六年 三月 六十一年 八月 平成 十八年十二月 二十一年 十月 二十五年 二月</p>	<p>西大村小学校の一棟を仮校舎として創立 旧海軍工員養成所宿舍跡(現中央小学校の地)を仮校舎として移転 旧海軍工員養成所(現西大村中学校の地)を本校舎として移転 保安隊大村誘致に伴い、長崎大学芸学部が本校舎を使用することになり仮校舎(中央小)に移転 長崎大学芸学部への転出により、本校舎へ戻る。 校舎第一期工事が始まり、同三十九年(一九六四)三月の第五期工事までで三校舎の全てが完了する。 桜が原中学校分離新設 創立六〇周年記念事業挙行 全九州中学校「進路指導」研究大会を開催する。 第三回立志式 平成二年度(一九九〇)から毎年挙行</p>
	<p>郡中学校 昭和二十二年 四月 二十六年 五月 三十六年 六月 六十二年 三月 平成 九年十一月</p>	<p>郡高等実業青年学校に郡中学校を創立 文部省指定中学校「職業家庭科」研究発表会 第五次校舎新築完成 桜が原中学校分離新設 創立五〇周年式典挙行郡中学校</p>

郡中学校	<p>二十三年十一月 県教育委員会・市教育委員会指定「教育課程」研究発表会</p>
菅瀬中学校	<p>昭和二十二年 四月 二十六年 七月 平成 九年 四月 十年十一月 十四年 八月 十六年 十月 十七年 七月 十九年十一月 十二月</p> <p>菅瀬小学校校舎の一部を仮校舎として創立 現在地の新校舎に移転 生徒新制服(男女共ブレザー)着用開始 九州緑化推進大会で環境緑化功勞により表彰状・感謝状を受ける。 祖父母の会、町別生徒会結成発足 第二六回全国小・中学校PTA広報紙コンクールで「日本教育新聞社社長賞」受賞 日本PTA全国協議会で「日本PTA全国協議会長賞」受賞 「安全教育」内閣総理大臣表賞 文部科学省・県教育委員会指定「道德教育推進事業」研究発表会 創立六〇周年記念式典挙行</p>
玖島中学校	<p>昭和四十一年 四月 大村中学校、三浦中学校、鈴田中学校が統合。玖島中学校として発足。三校舎で分散授業</p>

玖島中学校 六十二年 四月 平成 四年 二月 十五年 七月 九月 十一月 二十二年十一月	大村中学校新設分離。校区が三浦小、鈴田小、大村小学校となる。 創立二五周年記念式典挙行 新校舎完成 新校舎授業開始 新校舎落成記念式典 県教育委員会・市教育委員会指定「学力向上」研究発表会
--	---

桜が原中学校 昭和六十二年 四月 平成 十八年十一月 二十年十一月 二十四年 四月	西大村中学校、郡中学校から分離新設し桜が原中学校として創立 開校記念式典挙行 創立二〇周年記念式典挙行 市教育委員会指定「不登校対策」研究発表会 県「中学校文化活動」推進指定校
---	--

〔大村市史〕下巻及び市内各中学校学校要覧等から作成

三、進む教育基盤の整備と施設・設備の充実

①教育委員会の発足と沿革

戦前の教育行政の中央集権化を排し、教育の民主化、教育行政の地方分権、教育の自主的確立という考えに基づき、昭和二十三年七月、教育委員会法が成立した。

大村市教育委員会は昭和二十七年（一九五二）十一月、教育委員会事務局を東三城町に設置し、管理課、学校教育課、社会教育課の三課で発足した。

昭和三十一年（一九五六）六月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され、新教育委員会（任命制）が発足した。教育委員会は同法に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性を確保することを目的として、地方公共団体の長から独立した行政委員会として設置された。教育委員会は五人の委員で組織されており、委員の合意により基本的方針が決定された。教育長は教育委員の中から互選される。平成二十七年（二〇一五）四月一日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が

施行されることとなった。改正の趣旨は、「教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。」となっている。

この法律の施行により、約六〇年ぶりに教育委員会制度を見直し、改革されることになった。

教育委員会制度の改革のポイントは、

- ・ 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置（第四条 任命）
- ・ 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化（第十四条 会議）
- ・ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置（第一条の四 総合教育会議）

・ 教育に関する「大綱」を首長が策定（第一条の三 大綱の策定等）等に集約される。

同法の施行により教育委員会制度の次のような改革が期待されている。

- ・ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ・ 教育委員会の審議の活性化
- ・ 首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性を共有、執行できる。
- ・ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

これにより大村市教育委員会は、教育長及び四人の委員で組織されることになった。教育長は、市長が議会の同意を得て任命する。任期は三年で再任ができる。教育委員は、市長が議会の同意を得て任命する。任期は四年



写真2-29 教育委員会会議風景

で再任ができることとした。

平成二十七年年度現在、大村市の教育委員会機構は次の四課で組織され、大村市における教育水準向上のための条件整備、教職員人事の適正化のための県教育委員会への具申、学校・社会教育施設の整備・充実、教育現場における指導助言等に成果を上げている(括弧内は担当部署)。

- ・ 教育総務課(新図書館整備室、小学校給食センター)
- ・ 学校教育課(市内一五小学校、六中学校、幼稚園教育)
- ・ 社会教育課(コミュニティセンター、中地区公民館、郡地区公民館、西大村地区公民館、図書館、少年センター、子ども科学館)
- ・ 文化振興課(体育文化センター、市民会館、史料館、旧楠本正隆屋敷)

② 学習指導要領による学習指導

戦後の混乱期を乗り越えて、我が国の教育は新憲法の理念と教育基本法に基づき着実に進められてきた。教度の学習指導要領の改訂(前述)を経て、その指導内容は学校教育に一定の指針を示している。

③ 進む教育基盤の整備・充実

教育活動をより良く進めるには教育基盤の整備が不可欠である。

大村市における教育施設・設備の充実発展の現状を見てみる。旧来の古くなった市内の校舎は、年次を追って新しい校舎に改築・改善され、児童生徒数の増加に伴い、計画的に増設・新設され現在に至っている。校舎には理科室、視聴覚教室等が配置され、教材も計画的に充実されていった。昭和二十八年(一九五三)、学校図書館法が制定されると市内小中学校の図書館の充実活用が進められた。また、全校に独立した体育館、プールが設置された。特にプール(写真2-30)は他市に先駆け昭和四十年代には設置され、市内児童生徒の泳力向上をもたらした。中学校には平成元年(一九八九)にクラブハウス、武道場は平成二十三年(二〇一一)までに市内五校に設置された。

平成五年（一九九三）前後には中学校に、同十年前後には小学校に教育用コンピュータが導入され、情報教育に力が入られている。校舎の耐震補強、太陽光パネル設置、トイレの洋式化、また、近年普通教室に扇風機が取り付けられるなど、教育活動を支えるためのハード面の整備・充実が着実に進められている。

④学校教育向上のための実践活動の推進

市内小中学校の教育水準向上のための教育委員会の重点目標と、特色ある取組は次のとおりである。

・学校秩序の確立と特色ある学校づくりの推進

大村市では、平成十八年度から従来の三学期制を変更して二学期制を導入し、その趣旨を生かした特色ある学校づくりが推進されている。

二学期制とは、従来までの三学期制を変更して、一年間の学期を前期（四

月一日～十月第二月曜日の翌日まで）と後期（十月第二月曜日の翌々日～三月三十一日）に分けるものである。大村市教育委員会は、これにより「更なるふれあいの教育」の推進を目指している。二学期制を生かした取組として、教育活動の適時における見直し、一人一人に対するきめ細かな指導で基礎学力の定着を図る、心の教育の充実、特色ある学校づくり等を挙げている。また、日々の実践活動として、繰り返し学習などの工夫、個別面談の充実、評価資料を増やし学習資料に生かす、児童生徒と教師のふれあいの時間を増やすなど、学期の長さを生かし、教育活動にじっくり取り組むことを実践課題としている。

二学期制の導入から平成二十七年で一〇年が経過した。その間、保護者、市民からの意見聴取、アンケートの結果や学校の取組等を参考にしながら更なる教育活動の充実を図っている。



写真2-30 西大村小学校のプール

・児童生徒の学力向上を目指す校内研究と研究発表会の開催

学習指導要領の趣旨を生かした授業改善の取組を推進し、教職員の指導力の向上を図っている。このため、各校ともテーマを決めた校内研究（市内小中学校の計画的な研究指定による教育実践研究）がなされ、児童生徒の学向上に効果をもたらしている。研究実践の成果は研究発表会を通し内外に公表されている。

・心の教育推進・教育相談体制の充実

各校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を活用した教育相談等の充実を図っている。

・国際理解教育の推進

A L T（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）を配置活用（平成二十七年度・一三名）して、小学校外国語活動や中学校英語教育向上を図っている。

・図書館教育の充実

学校図書館データベースシステムの活用と学校司書の配置拡充により図書館機能を向上させ、児童生徒の読書活動の充実を図っている。

⑤奨学金制度と就学援助

教育への機会均等と有為な人材を育成して教育の振興に寄与することを目的として大村市奨学金基金を設置し、修学資金の貸与を行っている。さらに平成二十四年度（二〇二二）からは、学業成績が特に優秀な者を対象とした給付型奨学金制度が創設された。また、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者（準要保護者）に対し、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の援助がなされている。同二十四年度の就学援助費は小中学校総額七八、五八〇千円（一三三〇名）となっている。

⑥小学校における学校給食の完全実施

太平洋戦争への突入と敗戦は、我が国の食糧事情の悪化をもたらした。農業従事者の激減、国土の荒廃による食糧生産能力の低下は国民の食糧難を来した。敗戦後、多くの国民が食糧を求めて買い出しをしたり、また闇市等が横行した。学校では欠食児童生徒を多く抱え、体位の低下が教育施策上の大きな課題となった。

昭和二十二年（一九四七）、全国の小学校に対してララ物資（アメリカ軍の放出物資で小麦粉、粉乳、缶詰等の無償払下げ）による学校給食が実施された。大村市内小学校も粉乳を中心とした学校給食を実施した。しかし、昭和二十七年の無償払下げ中止に伴い、学校給食は停止のやむなきに至った。このため政府は、国民の要請を背景に昭和二十九年（一九五四）六月、学校給食法を制定、学校給食の普及充実に力を入れた。大村市は学校給食実施への幾多の困難を抱えながらもこの問題に先進的に取り組んだ。戦後の学校給食実施により児童生徒の体位体力は著しく向上した。

各学校で調理する自校方式から、四カ所の共同調理場を経て、一カ所に集約して高度な衛生管理と業務効率化を図った現在の給食センター（写真2-31）までの沿革は表2-15のとおりである。

表2-15 給食センターの沿革

昭和四十八年 九月	郡地区学校給食共同調理場開設（竹松小、福重小、松原小各幼稚園）		
五十一年 三月	南部地区学校給食共同調理場開設（三浦小、鈴田小、大村小、東大村小、大村幼）		
五十一年 四月	東部地区学校給食共同調理場開設（西大村小、萱瀬小、西大村幼）		
	中央地区学校給食共同調理場開設（中央小、	平成二十五年 八月	
		二十七年 五月	
			黒木、中央幼）
			南部地区学校給食共同調理場に三城小、三城幼を統合
			放虎原小、旭が丘小、富の原小は開校と同時に学校給食始まる。
			小学校給食センター開設
			給食実施校小学校一五校、幼稚園四園

（大村市学校給食の沿革）大村市学校給食会編『学校給食会要覧』大村市学校給食会 二〇一五から



写真2-31 給食センター外観

四・幼稚園教育の沿革

大村における幼稚園教育の先駆けは明治二十九年（一八九六）五月に玖島郷に開園された私立玖島幼稚園に始まる。同幼稚園は昭和九年（一九三四）に廃園。同年四月、長崎県女子師範学校が大村に移転し、その附属幼稚園が本小路に開園された（昭和二十九年廃園）。

幼稚園教育の基盤は戦後になり急速に進展していく。昭和二十二年に私立純心幼稚園（植松郷）、同二十五年三月には私立向陽幼稚園（三城町）が開園された。

昭和二十九年（一九五四）以降、市立幼稚園の開園が進められ、次々と小学校に付設（園長は小学校長が兼任）されていった。同五十五年（一九八〇）には市立幼稚園は一〇園となり、市内全域に幼稚園が配置された。

平成十三年度（二〇〇二）から市立幼稚園の統廃合がなされ、同十九年度（二〇〇七）には専任園長制となった。同二十三年度（二〇一一）から政策執行面は教育委員会学校教育課から子ども未来部子ども政策課に移管され、幼稚園教育の効果的運営に力を入れている。同二十五年（二〇一三）における市立幼稚園在園児数は二五一人（六園）、私立幼稚園在園児数は七四二人（四園）であり、本市における私立幼稚園の果たしている役割は大きいといえる。



写真2-32 放虎原こども園

表2-16 市内幼稚園の沿革

明治二十九年 昭和九年	五月 四月	大村私立玖島幼稚園開園 長崎県女子師範学校附属幼稚園、大村に移転	四十年 五十年 五十五年	十月 三月 四月	市立鈴田幼稚園開園 市立三城幼稚園開園 市立放虎原幼稚園開園
二十二年 二十五年 二十九年 三十一年 三十六年 三十七年	四月 四月 四月 四月 四月 四月	私立純心幼稚園開園 私立向陽幼稚園開園 市立大村、西大村、中央幼稚園開園 市立福重幼稚園開園 市立竹松、松原幼稚園開園 私立長崎星美幼稚園開園 市立三浦幼稚園、大村聖母幼稚園開園	平成 十九年 二十一年 二十四年 二十六年	三月 四月 三月 三月 四月	三城幼稚園、中央幼稚園開園 専任園長制となる 竹松幼稚園開園 私立くじら認定こども園(かめりあこども園)開園 三浦幼稚園開園 放虎原こども園開園

(節末参考文献等から作成)

五、長崎県立学校及び私立高等学校

昭和二十二年(一九四七)三月、「教育基本法」と、これに基づく「学校教育法」が公布され、六・三・三・四制による新しい学校制度がスタートした。同年四月からの新制中学校の発足に続き、翌二十三年(一九四八)の新学期から新制高等学校の誕生となった。新制高等学校の開設に先立ち、県では同二十二年に知事の諮問機関として「長崎県教育審議会」を設置、同年八月から新制高等学校設置計画の審議に入った。審議会は国の方針に沿って県内の各旧制中学校を移行昇格させることを基本として、同二十三年二月十五日県内における新制高等学校の設置を次のとおり答申した。

- ・全日制高等学校 五五校 県立三一校、市立九校、私立一五校
- ・定時制高等学校 五校の予定

・学級数 五九〇学級(完成年度分 県立三五三、市立九六、私立二四二)
・生徒数 合計 約一万八〇〇〇人

この答申に基づき、県では、同二十三年三月二十三日「長崎県公報」(号外)で設置する県立高等学校の一覧を示した。

大村市においては、大村高等学校、大村女子高等学校、大村農業高等学校の三校が県立新制高等学校として発足した。更に、私立高等学校として、大村女子職業高等学校、純心高等学校の二校の設置が認可された。

以降、新制高等学校は学区制、男女共学制、総合性の原則に沿って統廃合、新設され現在に至っている。

①大村市に所在する高等学校と沿革

○長崎県立大村高等学校

昭和二十三年四月の学制改革により旧制の長崎県立大村中学校は、県立大村高等学校となり、旧制の長崎県立大村高等女学校(大正十一年(一九二二)、東彼杵郡立大村実科高等女学校から改称)は長崎県立大村女子高等学校となった。大村市立農業学校(昭和十九年(一九四四)六月、大村町立竹松実業学校から改称)は長崎県立大村農業高等学校となった。

同二十三年十一月三十日、大村高等学校、大村女子高等学校、大村農業高等学校の三校を合併統合して長崎県立大村高等学校として発足した。

同二十四年(一九四九)「被服科」「別科」及び「定時制普通科(夜間)」を設置した。同二十六年(一九五二)四月、農業部が分離され長崎県立大村農業高等学校として独立した。同三十八年(一九六三)「被服科」を「家政科」と改称し、平成六年(一九九四)「理数科」を設置し、同二十三年に「理数探求科」と改称した。

平成二十六年(二〇一四)には、開校百三十周年記念式典を挙行した。これは明治十七年(一八八四)の私立大村中学校開設の年を大村高等学校の始まりとしている。大村高等学校の前身は大村藩第四代藩主大村純長が寛文

十年（一六七〇）玖島城内に開いた「集義館」に遡る。元禄七年（一六九四）「静寿園」と改称し、寛政二年（一七九〇）第九代藩主大村純鎮が「五教館」（学問所）、「治振軒」（武術所）を設立した。五教館は藩校として重要な役割を果たし多くの人材を輩出し続けた。明治維新に当たっては大きな貢献をなしたが、明治五年（一八七二）明治政府の学制改革により廃校となった。五教館の伝統は、その後公立大村中学校―私立大村中学校―私立尋常大村中学校―私立尋常中学校玖島学館―長崎県尋常中学玖島学館―長崎県立中学玖島学館―長崎県立大村中学校―長崎県立大村高等学校へと受け継がれ今日に至っている³⁾。

○長崎県立大村城南高等学校

昭和十六年（一九四一）三月、実業学校令による竹松実業学校として竹松郷に設置された。同十九年六月、長崎県大村市立農業学校と校名変更、同二十一年二月に竹松郷旧海軍航空隊草薙部隊跡の校舎に移転した。

同二十三年四月、長崎県立大村農業高等学校となり、農業科、農村家庭科が設置されたが、同年十一月長崎県立大村高等学校と統合し、長崎県立大村高等学校農業部となった。同二十四年三月に定時制課程中心校として認可され、同年四月、村松分校、亀岳分校が設置された。同二十五年四月、全日制課程に園芸科一学級を新設した。同二十六年三月、長崎県立大村農業高等学校として独立し、村松分校、亀岳分校は同校所属となった。

同三十年（一九五五）三月、旧長崎大学教養学部跡（久原郷）に移転し、同年四月、長崎県立大村園芸高等学校と校名変更した。同三十一年（一九五六）四月、村松分校、亀岳分校は統合し、長崎県立西彼農業高等学校として独立した。同年及び三十九年（一九六四）には全日制課程園芸科を一学級ずつ増設した。四十年（一九六五）四月、園芸科一学級を転科し、造園科を新設、平成二年（一九九〇）四月、更に園芸科一学級を転科し園芸デザイン科を設置した。同五年（一九九三）四月、生活科を生活科学科に改編した。

同十年（一九九八）四月、長崎県立大村城南高等学校と校名変更し、総合学科、園芸科学科（四〇）、環境デザイン科に学科改編、更に同十五年（二〇〇三）四月、園芸科学科、環境デザイン科を総合学科に学科改編した。

同二十二年(二〇一〇)創立七十周年記念式典を挙行した(4)。

○長崎県立大村工業高等学校

昭和三十七年(一九六二)四月、長崎県立大村工業高等学校として大村市放虎原に創立、同九日第一回入学式を行った。設置学科は、機械科、電機科、化学工学科(定員各学科九〇名)でスタートした。

昭和三十八年(一九六三)四月には建設工業科、同六十年四月には電子工学科、平成八年(一九九六)四月には建築科、同二十二年四月には機械システム科を新設した。

平成二十四年(二〇一二)十一月、創立五十周年記念式典を挙行した。本校では、第一種・第二種電気工事士、第三種電気主任技術者、第一級・第二級陸上特殊無線技士、工事担当者DD(一種・三種)、測量士補、二級建築施工管理技士、技能検定建築大工工事作業二級・三級、技能検定機械加工者普通旋盤作業二級・三級、二級ボイラー技士、高圧ガス製造保安責任者(乙種化学、三種冷凍機械)、火薬類取扱保安責任者乙種、乙種危険物取扱者などの資格取得に積極的に挑戦し成果を上げている。また、アーチェリー部、ソフトボール部、バレーボール部の全国大会出場をはじめ、体育部、文化部が積極的に活動し輝かしい成績を残している(5)。

○学校法人向陽学園向陽高等学校

大正十三年(一九二四)四月、私立大村裁縫女学校(伊勢町海岸通り)として発足、設立者大野晩成が校長となる。同十四年(一九二五)五月、本校を「大村女子職業学校」と改称し、同年十月認可された。なお、同時に本校師範科の設置も併せて認可された。同十五年(一九二六)九月、高等師範科の設置が認可され、昭和二年(一九二七)四月には実業補習学校教育養成科の併置も認可された。同十一年(一九三六)八月、設立者を大野晩成から烏山武に変更した。同十二年(一九三七)一月、実業補習学校教育養成科を法令の改正により青年学校教育養成科と改称した。同十八年(一九四三)四月、本校は中等学校令による実業学校となり、師範科を専攻科と改め、これに伴い青年学校教育養成科及び高等師範科を廃止した(写真2-33)。

同二十一年（一九四六）十月、財団法人大村女子職業学校を設立し、校地、校具、校舎を設立者烏山武から同財団に寄付し、その設立を認可された。

同二十三年四月、新制高等学校の設置を認可され大村女子職業高等学校（家庭課程、被服課程）となり、同年十月中学部を「向陽中学校」に、大村女子職業高等学校を「向陽高等学校」にそれぞれ名称変更した。同二十五年（一九五〇）三月、高等学校に専攻科を付設し、同時に「向陽幼稚園」を設立した。翌二十六年（一九五二）三月、「学校法人向陽学園」と設置変更した。同三十三年（一九五八）には向陽中学校は廃止された。

学科コースは、改称、改編、新設を経て、平成二十四年度（二〇一二）四月現在、美容科、エステティック科、保育科、福祉科、調理科、パティシエ科、看護科（五年一貫教育）の七科である（6）。

②大村市に所在する県立諸学校と沿革

○長崎県立ろう学校

明治二十六年（一八九三）十一月、長崎慈善会（発起人総代、安中半三郎）が設置され、本会の活動の一環として、同三十一年（一八九八）六月、長崎盲哑院が設立され長崎興善町の仮校舎で授業を開始した。学校ではこの日を本校の創立記念日としている。全国のろう学校の中では四番目に古い開校である。同三十二年（二八九九）十一月には聾哑教育視察のためアメリカ人グラハム・ベル氏（電話機の発明者）が来校し、本校の発音教授の指導をしている。同三十三年（一九〇〇）十二月、私立長崎盲哑学校と改称（小学校令に基づく）。同四十一年（一九〇八）十一月、長崎桜馬場に新築移転した。

大正八年（一九一九）九月、文部省令に基づき長崎盲哑学校となった。同十二年（一九二三）八月、「盲学校及び



写真2-33 向陽高等学校（昭和前期）
（学校法人向陽学園向陽高等学校所蔵）

聾唖学校令」が公布され、盲聾唖教育に対する国の保障と一般学校との同等の位置付けとなる。

同十三年（一九二四）七月、長崎盲聾唖学校の組織を分離し、それぞれ長崎盲学校及び長崎聾唖学校を、昭和四年（一九二九）四月、長崎県に移管され長崎県立盲聾唖学校として独立する。同十二年（一九三七）五月二十九日、ヘレン・ケラー一行が来校、校庭に月桂樹を手植えた。同二十二年（一九四七）五月、移転先の仮校舎（同二十年五月から南高来郡加津佐町）から大村市古町の旧第二十一海軍航空廠女子工員寄宿舎跡に移転した。

同二十三年（一九四八）四月、長崎県立ろう学校と改称、新学制に移行。「盲学校及びろう学校の就学義務並びに設置義務に関する政令」が公布され、小学校への就学が義務化された。同二十六年（一九五一）四月、理容科設置認可、佐世保分校開校（佐世保市保立町）、翌年専攻科（二年生制）を設置した。

同三十一年（一九五六）四月、本校を古町校舎から植松郷へ移転した（同三十八年四月には高等部も移転を完了）。同三十七年（一九六二）四月に窯業科設置、同三十八年（一九六三）四月に幼稚部（五歳児学級）を新設し幼稚部から高等部まで一貫した指導を行い成果を上げている。同四十一年（一九六六）四月、高等部に工芸科、理容科、被服科、窯業科の四学科を設置した。同五十一年（一九七六）四月、佐世保分校が独立し、「長崎県立佐世保ろう学校」となった。

○長崎県立大村特別支援学校

長崎県立大村特別支援学校の前身は、病虚弱児を対象として昭和三十二年（一九五七）四月、国立大村病院（現、独立行政法人長崎医療センター）小児治療センター内に大村市立大村小学校移動教室（仮称）として発足（専任教師一名、一年生から六年生まで一学級編制）したのに始まる。同三十三年四月、大村市立大村小学校養護学級として認可、同三十五年（一九六〇）四月には、大村市立大村中学校養護学校が認可設置された。

同四十年四月、長崎県立大村養護学校（国立大村病院内）として新設開校した。病虚弱児を対象とした養護学校としては県内で初めてであった。同四十一年（一九六六）十一月、九州地区病虚弱教育研究協議会を開催して

以来、積極的に研究協議会や研究発表会を開催し、特別支援教育に先進的役割を果たしている。

○長崎県立虹の原特別支援学校

長崎県立虹の原特別支援学校の前身は、知的障がいのある学校として昭和四十六年（一九七二）に開校した長崎県立久原養護学校である。久原養護学校は三〇年の長きにわたる存続後、平成十四年（二〇〇二）四月、現在地（宮小路三丁目）に校舎を新築し、長崎県立虹の原養護学校として新たに創立された。創立時の児童生徒数は一七六人（小学部四三人、中学部四九人、高等部八四人であったが同十九年（二〇〇七）四月、壱岐分教室（壱岐市立盈科小学校内）開設（小学部・中学部）、同二十四年（二〇一〇）四月には高等部対馬分教室を開設し、同年度児童生徒数は二九四人となった。同二十五年度（二〇一三）には壱岐地区に高等部分教室が開設された。

二 社会教育

■一・社会教育の変遷

一・社会教育の変遷と社会教育法の制定

昭和十五年（一九四〇）十月、国民統制組織としての「大政翼賛会」が結成され、戦前の翼賛活動が社会教育の中心となり、それまでの青年団体・婦人活動、町内会活動は、戦時体制の中に組み込まれていった。

昭和二十年の敗戦により、日本は民主主義国家建設推進の道を明らかにし憲法、教育基本法、社会教育法の制定により、その理念を明示した。昭和二十四年（一九四九）、社会教育法が制定された。社会教育法は、社会教育が教育基本法の精神に則り、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実的生活中に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」（第三条）とし、社会教育に関する国・地方公共団体の任務を明らかにした。社会教育主事（補）、社会教育委員の設置、教育文化施設としての公民館の設置、学校施設の利用、通信教育の実施等が規定された。その後、社会教育法は改正を重ねて、昭和三十四年（一九五九）

の社会教育法大改正では、公民館運営審議会の協同設置、公民館主事規定、公民館基準、社会教育主事などの改正、社会教育関係団体、社会教育委員等についての法改正が行われた。これらの経緯により、戦後の社会教育環境は次第に整備されていった。

戦後の社会教育は、戦前の官制社会教育から国民の自主性を尊重し、住民自らの教育活動を援助する社会教育体制へと整備されていったのである。

二、大村市における社会教育行政

大村市における社会教育行政は、従来大村市教育委員会社会教育課において行われてきたが、平成六年度（一九九四）の機構改革により文化課が社会教育課から独立、更に平成十四年度（二〇〇二）から文化振興課となり、より効率的な社会教育行政、文化振興行政が進められている。

社会教育課、文化振興課の事務分掌は次のようになっている。

・社会教育課 社会教育委員会の会議、社会教育団体の指導、成人・高齢者教育、指導者研修、町内公民館の育成指導、成人団体・婦人団体の育成、市民憲章の推進、家庭教育の推進、放課後子ども教室の充実、学校支援会議活動の支援、人権教育の推進

・文化振興課 文化財の保護・活用、埋蔵文化財の発掘調査・啓発等、芸術・文化振興の事業

■二、公民館と公民館活動

昭和二十一年（一九四六）の文部次官通牒「公民館の設置運営について」を受けて公民館の法的整備がなされることになる。社会教育法は公民館の設置と運営について、地域性の重視（第二十条）、「公民館の設置者」は地方自治体であること（第二十一条）、「公民館の事業」（第二十二条）、「公民館運営審議会」（第二十九条）などを規定し、公民館活動の法的整備がなされていった。

一・公民館

一般にいう公民館は、教育基本法及び社会教育法に根拠をもつ社会教育機関であり、設立者は地方自治体である。大村市設立の公民館は「地域住民の自主的、継続的な教育活動の場となり、住民一人一人の生きがいと心のふれあう住みよい町づくりを目指した生涯学習の拠点であり、住民生活に結びついた地域活動の中心となる。」としている(7)。

現在(平成二十七年年度)、次の四館が開館している。

・中央公民館(コミュニティセンター)

昭和五十五年五月開館

・中地区公民館(写真2-34)

昭和四十七年五月開館

・郡地区公民館(郡コミュニティセンター)

平成十九年十二月開館

・西大村地区公民館(西大村地区コミュニティセンター)

昭和六十年 五月開館

主な年間事業として、青少年講座、教養・趣味の講座、高齢者講座、美術展や公民館まつりの開催、読み聞かせなどの教室開催等々、地域生涯学習の拠点・情報の拠点・町づくりの拠点として活動している。

二・町内公民館(自治公民館)

社会教育法(第二十一条)に基づき市町村が設置する公民館とは区別される。類似公民館ともいう。町内会や地域住民組織を基盤として運営されており、町内会の自治公民館として学習と地域づくりの活動を行っている。戦後



写真2-34 中地区公民館(西大村出張所)



写真2-35 町内公民館(鬼橋町)

の町内公民館開設は、大村市補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところにより、設置・整備費補助金、設備費補助金が交付されてきたことにより急速に新築・増築され、その設備も充実していった。

大村市の町内公民館は、鬼橋町公民館（昭和二十一年）[\(写真2-35\)](#)、今村町公民館（昭和二十二年）をスタートとして『平成二十六年度町内公民館長名簿』によると、大村地区三二館、西大村地区三二館、三浦地区七館、鈴田地区九館、萱瀬地区九館、竹松地区一八館、福重地区一〇館、松原地区一〇館、計一二七館で市内ほとんどの町内に町内公民館が設立されるに至っている。

町内公民館の事業内容は、各地区の実情に合わせてながら、次のような町内親睦活動、文化活動、スポーツ活動等が行われている。

- ・ 町内文化祭、文化教室、教養講座、映写会、展示会等の文化活動。
- ・ 新年会、花見会、夏祭り、キャンプ、敬老会、母の日・父の日等の親睦活動。
- ・ 郷土芸能練習・保存活動、鬼火たき、七夕会等の伝統行事。
- ・ 地区運動会、ゲートボール、グラウンドゴルフ、バドミントン、バレエ練習等のスポーツ活動。
- ・ 詩吟、短歌、生花、民謡、絵画教室、習字、盆栽等の趣味のグループ活動。
- ・ 町内自主防災会による災害時集団訓練。
- ・ 町内役員会・班長会、婦人部会、青壮年部会等の各部会開催。

■三 社会教育諸団体の活動と現状

戦前の社会教育団体に象徴される大日本青年団や大日本婦人会は、昭和二十年（二九四五）の敗戦により消滅し、新憲法下で自主的、民主的、自らを高める教育活動としての社会教育団体が誕生していった。現状の課題として、少年団体や婦人団体のなどの会員数が減少していることが挙げられる。

■四 芸術・文化の振興、文化財の保護・活用

戦後の大村市の芸術・文化活動は、教育委員会による体系的文化団体の創立、施設設備等の基盤整備、文化活動事業のための資金援助等を背景に年々盛んになり、質・内容ともに向上を続けている。

一・諸文化団体の活動

芸術・文化活動の推進母体は諸文化団体であり、舞台芸術や美術作品の展示等の各種文化活動を通して文化の向上に貢献している。

大村市文化協会は昭和五十四年（一九七九）一月に創立された（初代会長勢戸利春）。大村市教育委員会文化振興課に事務局を置き、各種の文化団体との連絡・折衝、各種展示会、講演会、講習会、研修会の開催及び出版事業を行い、芸術・文化振

興の中心的役割を果たしている。平成二十七年（二〇一五）三月現在（笹山トヨ子会長）、同協会の加盟団体は、大村吟道連合会、大村市美術協会、大村市音楽協会、大村華道連合、大村文芸協会、大村茶道連合、謡曲愛好会、日

表2-17 市内社会教育諸団体の一覧

関係団体	団体名	会員数の増減(人)	主な活動
少年団体 ・子ども会	・大村市子ども会 育成連合会	①四一〇六 ②二〇九六	・子ども大会、壁面コンクール、モデル子ども発表会など ・基本訓練、キャンプ、奉仕活動など ・奉仕活動、料理 ・キャンプ
・ボーイ・スカウト ・ガール・スカウト ・緑の少年団	・日本ボーイスカウト長崎県連盟大村第一団 ・ガールスカウト長崎県連盟第七団 ・大村市菅瀬緑の少年団	①六六 ②三二 ①一〇 ②七 ①一八 ②一九	・花苗植栽、清掃活動 交流キャンプなど ・地域行事協力 生活展 施設訪問 老人給食の支援 環境美化活動 男女協同参画の推進活動など
婦人団体 ・大村市連合婦人会	(地域婦人会) ・鈴田地区婦人会 ・大村地区婦人会 ・西大村地区婦人会 ・松原地区婦人会 ・三城地区婦人会 ・竹松地区婦人会 ・福重地区婦人会 ・OB会員	①三八五 ②一〇七	・保護司会との交流 各種行事協力など 健全育成活動 非行・事故防止活動 社会環境の浄化活動
成人団体 ・青少年健全育成 ・女性会	・大村市更生保護女性会 ・大村市青少年健全育成連絡協議会	①二四一 ②一六九	

※会員数増減の①は平成十七年度、②は平成二十七年
(節末の参考文献等から作成)

舞連合会、民舞連合会、その他である。毎年開催される市民文化祭（平成二十七年、三六回）においては、市美術展、文芸大会、市民茶会、市民いけばな展、謡曲大会、観劇展、舞台芸術祭、市民音楽祭等の発表会を行っている。文化協会創立時から毎年発行されてきた『大村文化』は平成二十六年度に第三〇号（特別号）となった。

上海市閔行区との文化交流会も、大村市との友好を深いものにしていく。

二、文化財の保護と活用

大村市内には野岳遺跡、黒丸遺跡、富の原遺跡、竹松遺跡等の原始古代遺跡や多くの史跡、文化財が残されている。大村市教育委員会文化振興課では、これら遺跡や文化財の保護と活用に力を入れてきた。

①文化財の保護と活用

・文化財保護事業（一部を挙げる） 郡三踊（寿古踊、沖田踊、黒丸踊 平成二十六年三月 国重要無形民俗文化財指定）、旧円融寺庭園（昭和五十一年十二月 国名勝指定）

・指定文化財管理（一部を挙げる） 大村今富のキリシタン墓碑（昭和三十八年五月 県史跡指定）、東光寺遺跡（昭和四十四年二月 市史跡指定）、長岡半太郎の屋敷跡（昭和四十四年九月 市史跡指定）、古田山痲瘡跡（昭和四十五年十一月 市史跡指定）、小路口鬼の穴古墳（昭和四十五年十一月 市史跡指定）、中岳古戦場の跡（昭和四十七年三月 市史跡指定）、松林飯山の墓（昭和四十四年二月 市史跡指定）、大村のイチイガシ天然林（昭和五十六年一月 国天然記念物指定）、大村神社のオオムラザクラ（昭和四十二年五月 国天然記念物指定）、大村藩お船蔵跡（昭和四十四年四月 県史跡指定）、旧楠本家住宅（旧楠本正隆屋敷）（平成十七年三月 県有形文化財指定）、平成四年三月 市史跡指定、第二十二海軍航空廠本部防空壕跡（平成十七年十月 市史跡指定）

・市文化財、説明板等の整備を行い、貴重な史跡の周知・保護を図る。

②発掘調査事業 市内の埋蔵文化財約二〇〇カ所について発掘調査を行い、各種開発から保護を図る。

③郷土芸能保存育成事業

三、郷土の歴史教育普及事業

① 郷土を誇りに思う子ども育成事業

市内の小中学生（各校の郷土史クラブ）が、大村の歴史や人物について調査、研究し、その成果を研究発表会や市立史料館で展示公開している。六年目となる平成二十六年（二〇一四）の研究発表会は小学校一〇校（三城、大村、西大村、中央、竹松、福重、松原、放虎原、旭が丘、富の原の各小学校）と中学校四校（玖島、西大村、郡、大村の各中学校）参加児童生徒数は一四三人であった。研究発表のテーマは、表2-18のとおりである。

表2-18 各校郷土史クラブ研究発表テーマ（平成二十六年）

校名	研究発表テーマ	校名	研究発表テーマ
鈴田小学校 三城小学校 大村小学校 西大村小学校 中央小学校 竹松小学校 福重小学校 松原小学校	鈴田小学校校区内の歴史や名所史料館にある古いものについて 玖島城と楠本正隆について 絵とき大村館小路割の図 私たちが見たキリシタン関係史跡 黒丸踊について 立福寺龍踊について 続・長崎街道松原宿とはこんなところ	放虎原小学校 旭が丘小学校 富の原小学校 玖島中学校 西大村中学校 郡中学校 大村中学校	放虎原は語る―第二十一海軍航空廠 抱瘡医・長与俊達 大村の城／しろうとが戦国時代の城を知ろうとする旅 日本画家・荒木十畝の作品について 大村とキリシタン 少年鼓手・浜田謹吾 戦国時代を生きた三城城

② 郷土史講演会の開催

大村史談会、大村市教育委員会の共同開催事業として毎年郷土史講演会が開催され、多くの郷土史愛好家の参加を得ている。

近年実施された講演会の主題と講師は表2-19のとおりである。

表2-19 郷土史講演会の主題・講師

年度(平成)	内容	講師	年度(平成)	内容	講師
十五	講演「長崎街道・時間旅行」	遠藤 薫	二十	報告「大村家史料から見た薩長同盟」	盛山隆行
十六	演題Ⅰ「千々石ミゲルと清左衛門」 演題Ⅱ「本経寺建立と大村領信仰の特異性」	大石 久 久田松和則	二十一	講演「薩長同盟と肥前大村」	青山忠正
十七	講演「安土桃山時代の文化功労者・少年使節」	結城了悟	二十二	講演「キリシタン文化と戦国大名」	根井 淨 杉谷 昭
十八	講演「禁教の中で・天正少年使節・島原の乱そして郡崩れ」	大石 久 大橋幸泰	二十三	講演「黒丸踊の文化財としての価値」	立平 進
十九	講演「大村藩領村人の日常食」	有園正一郎	二十四	発表「海を渡った天文学者・大村藩士峰源助」 講演「峰源助と峰文庫」	森山信孝 平岡隆一

(大村史談会編「大村史談」第五十五〜六十四号 大村史談会 二〇〇四〜三)

③大村市立史料館の活用

大村市立史料館は、大村藩関係の古文書等を保管・展示するため昭和四十八年(一九七三)に開館した。郷土資料の収集・保存・整理と所蔵資料の展示・閲覧などを通して市民等の郷土史研究に活用されている。収蔵資料数は約一万五〇〇〇点に及ぶ。主な収蔵資料は、

- ・ 大村藩関係資料 大村家史料、彦右衛門文書、御厨家史料、峰家(初村家)史料等
- ・ 南蛮、キリシタン関係資料 南蛮屏風、南蛮漆器、天正遣欧少年使節関係資料、メダリオン(無原罪の聖母 県指定有形文化財)
- ・ 松田毅一南蛮文庫

四 芸術・文化振興の基盤整備

大村市における芸術・文化振興の基盤整備の沿革は表2-20のとおりである。

表2-20 芸術・文化振興の基盤整備の沿革

年次	内容	年次	内容
昭和二十一年 五月 十月	私立図書館を玖島郷に設立(大村純毅氏寄贈) 私立図書館を大村市に移管し、大村市立図書館創立	五十五年 六月 十二月	中央公民館開設(コミュニティセンター) 文化基金制度発足
二十三年 五月	大村市連合婦人会発足	六十年 五月	西大村地区公民館(西大村地区コミュニティセンター)開館
二十六年 十月	市公会堂が落成し、中央公民館を併設	平成 二年 三月	「大村市の文化財」発刊
二十八年十一月	大村市青年団連絡協議会発足	四年 十月	「大村の時代展」開催(市制五十周年記念)
二十九年十一月	大村市立図書館に郷土資料室を付設	五年 七月	大村市生涯学習推進本部設置・要綱公布
三十一年十一月	大村市美術協会発足	六年 四月	大村市生涯学習推進会議設置要綱公布
三十八年 三月	大村謡曲愛好会発足	十年 三月	文化課設置(社会教育課から独立)
四十一年 三月	大村市民謡協会発足		大村市体育文化センター(シーハットおおむら)竣工 スポーツ棟と文化教養棟で構成。文化教養棟にコミュニティセンター及び文化ホール設置
四十三年 四月	大村市文芸協会発足		大村純忠史跡公園完成
四十六年 十月	大村市文化財保護条例制定	十一月	大村市子ども科学館開館
四十七年 五月	少年センター設立	十二年 二月	松田毅一南蛮文庫開館
四十八年 七月	中地区公民館落成。図書館分館を設置	十三年 七月	大村市子ども科学館開館
四十八年 六月	大村市町内公民館補助金交付要綱施行	十四年 五月	まちかど市民ギャラリー開館
四十九年 十月	大村市立図書館新築落成、八月開館	十六年 九月	大村藩主大村家墓所国史跡指定
四十九年 十月	大村市立史料館開設	十九年 十月	那地区公民館(郡コミュニティセンター)開館
五十年 四月	大村市視聴覚ライブラリー設置		おおむらデジタル博物館配信
五十四年 一月	大村市音楽団体協議会発足	二十五 三月	
五十四年 一月	大村市文化協会発足		

(節末の参考文献等から作成)

■五・スポーツ活動

一・大村市のスポーツ振興行政について

平成十九年(二〇〇七)四月の大村市役所の部・課の再編整理に伴い、それまで教育委員会に置かれていたスポーツ振興課は、市民生活部地域げんき課スポーツ振興室として再編設置された。更に、平成二十三年四月の機構改革により、部の名称が市民生活部から市民環境部に変更され、大村市のスポーツ振興行政は市民環境部地域げんき課スポーツ振興室に設置され今日に至っている。

スポーツ振興室の年間事業として、陸上カーニバル大会、チャレンジデー(写真2-36)、市民スポーツ大会(写真2-37)、市民ウォーク、市民体力測定会、ロザ・モタ杯おおむらロードレース大会、スポーツ表彰式等を実施し、市民のスポーツ振興を図っている。

二・大村市体育協会と加盟団体

大村市体育協会(昭和二十八年(一九五三)四月発足)は、事務局を市民環境部地域げんき課スポーツ振興室に置き、大村市のスポーツ振興に大きな役割を果たしている。体育協会関係の年間事業は、チャレンジデー参加、初心者スポーツ体験教室(各競技)、市民ウォーク、大村ロードレース大会、ニュースポーツフェスティバル等の市内の主な体育行事の運営、小学校体育大会、中学校体育大会、県中学校総合体育大会、県民体育大会、国民体育大会の総指揮、スポーツ医科学の講習会、体育協会スポーツ表彰等に及



写真2-37 市民スポーツ大会



写真2-36 チャレンジデー 2015ポスター

んでいる。

平成二十七年現在における大村市体育協会の加盟団体は、次のとおりである。

・大村市陸上競技協会、大村市水泳連盟、大村市相撲協会、大村山岳会、大村市体操協会、大村市剣道協会、大村市柔道協会、大村市弓道協会、大村市柔剣道協会、大村市アーチェリー協会、大村市バレーボール協会、大村市バスケットボール協会、大村市サッカー協会、大村市野球協会、大村市ソフトテニス協会、大村市卓球協会、大村市ソフトボール協会、大村市バトミントン協会、大村市ラグビーフットボール協会、大村市テニス協会、大村市空手道連盟、大村市ボート協会、大村市ボーリング協会、大村市ゲートボール協会、大村市少林寺拳法協会、大村市レスリング協会、大村市ヨットクラブ、大村市グラウンドゴルフ協会、大村市テコンドー協会、大村市トライアスロン協会、大村市小学校体育連盟、大村市中学校体育連盟、大村市内高等学校体育連盟、大村市スポーツ少年団

三、スポーツ振興の基盤整備

大村市におけるスポーツ振興の基盤整備の沿革は表2-21のとおりである。

表2-21 スポーツ振興の基盤整備

年次	内容	年次	内容
昭和二十七年十一月	市宮陸上競技場、庭球コート、野球場、補助グラウンド竣工	四十七年 五月	市民体育館完成
二十八年 四月	大村市体育協会発足	四十九年 三月	市民プール竣工、市民アーチェリー場竣工
三十一年 十月	第一回市民体育祭開催	五十年 六月	補助グラウンドナイター施設完成
三十一年 二月	市宮弓道場完成	五十一年 三月	市武道館完成
三十五年 一月	大村マラソンコース公認	五十五年 八月	大村勤労者体育施設屋内プール完成
四十四年 十月	第二四回国民体育大会開催（大村会場はソフトボール、ラグビー、山岳の三種目）	五十七年 四月	市宮弓道場完成
		五十八年 三月	大村市森園運動広場竣工
		五十八年 八月	大村市相撲場竣工

年次	内容	年次	内容
五十九年 四月 六十年 四月 六十三年 八月 平成 二年 一月	大村市勤労者体育施設プール完成 森園運動広場ナイター施設完成 市北部運動広場完成 大村ハイウェイロードレース大会開催 (二、四〇〇人が参加) 大村市スポーツ振興基金創設 ロザ・モタ広場竣工 ソアレス大統領、ロザ・モタ選手式典参加 市民プール移転オープン 体育文化センター(シーハットおおむら)竣工	十一月 十二月 四月 十三年 三月 八月 十四年 十月	森園ファミリースポーツ広場竣工 新アーチェリー場完成 野球場夜間照明施設設置工事 弓道場遠的新築工事 勤労者体育施設屋内プール(大村市屋内プール)リニューアルオープン 市アーチェリー場移設竣工 第六九回国民体育大会(長崎がんばらば 国体 第一四回全国障害者スポーツ大会(長 崎がんばらば大会 大村市選手団結壮行 式
八年 七月 十年 三月		十八年 三月 二十六年 八月	

(「大村市の教育」平成二十七年分から作成)

(森山信孝)

註

- (1) 文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会 一九七二)、「新日本建設の教育方針」(長崎県教育委員会編『長崎県教育史』長崎県教育委員会 一九七六) 三六七頁
- (2) 「教育刷新委員会」(新村出編『広辞苑』第六版 岩波書店 二〇〇八 七三三頁)
- (3) 大村高校百年史刊行委員会編『大村高校百年史』(大村高校百周年記念事業実行委員会 一九八五)
- (4) 長崎県立大村城南高等学校編『学校要覧』平成二十六年(長崎県立大村城南高等学校 二〇一四)
- (5) 長崎県立大村工業高等学校編『学校要覧』平成二十六年(長崎県立大村工業高等学校 二〇一四)
- (6) 学校法人向陽学園編『学校要覧』平成二十四年度(学校法人向陽学園 二〇一三)

(7) 大村市教育委員会編『大村市の教育』平成二十七年(大村市教育委員会 二〇一五)

参考文献

- 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 一九七四)
- 長崎県教育委員会編『長崎県教育史』(長崎県教育委員会 一九七六)
- 大村市教育委員会編『大村市の教育』平成二十五年(大村市教育委員会 二〇一三)
- 大村市教育委員会編『大村市の教育』平成二十七年(大村市教育委員会 二〇一五)
- 大村高校百年史刊行委員会編『大村高校百年史』(大村高校百年記念事業実行委員会 一九八五)
- 長崎県立大村城南高等学校編『学校要覧』平成二十六年(長崎県立大村城南高等学校 二〇一四)
- 学校法人向陽学園編『学校要覧』平成二十四年度(学校法人向陽学園 二〇一三)
- 長崎県立大村工業高等学校編『学校要覧』平成二十六年(長崎県立大村工業高等学校 二〇一四)
- 長崎県立ろう学校創立百周年記念事業実行委員会編『長崎県立ろう学校創立百周年記念誌』(長崎県立ろう学校 一九九八)
- 長崎県立大村特別支援学校記念誌編集委員会編『長崎県立大村特別支援学校創立五〇周年記念誌』(長崎県立大村特別支援学校 二〇一五)
- 長崎県立虹の原特別支援学校記念誌編集委員会編『長崎県立虹の原特別支援学校創立一〇周年記念誌』(長崎県立虹の原特別支援学校 二〇一三)
- 大村市教育委員会編『大村市の社会教育』平成六年(大村市教育委員会 一九九四)
- 大村市公民館連絡協議会編『平成26年度町内公民館長名簿』(大村市公民館連絡協議会 二〇一四)
- 社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』(朝倉書店 二〇一三)
- 菱村幸彦、下村哲夫編『教育法規大辞典』(エムティ出版 一九九四)
- 鈴木英一『日本占領と教育改革』(勁草書房 一九八三)
- 大村市立各小中学校の学校要覧